ニュース

56

〈期末〉

電話情報による

2日午後10時30分の情報

一、貝島は

午後八時三〇分より九時三〇分までの交渉のなかで次のように会社より提案がなされた。

提案

「額については前期並みの額をださなければならないだろう。」

これに対して組合は、「格差反対」の意見をのべた。

交渉はなお続行中!!

二、大手八社の九時よりの交渉は、一〇時より行うことになった。

以上

大之浦労組 教宣部

ニュース

7
50

〈期斗〉

電話情報による

3日の情報…………

3日 午前2時30分

午前二時中斗を終了。格差、分割払い反対、同時解決の方針で、中労委の斡せんに応ずることになった。日曜日の返上については、斡せん案がでてから考慮する

3日 午前6時

午前五時、つぎのような中労委の斡せん案でる。

中央八社〜

一、額　二五、〇〇〇円（税込）

一、一時金　五、〇〇〇円

一、支払条件　細部は前期の例による

なお、職員は、前期倍率プラス一時金五、〇〇〇円

九州四社〜

〈貝島〉

一、額　二五、〇〇〇円（税込）

一、一時金　四、〇〇〇円

〈宇部〉

一、額　二一、〇〇〇円（税込）

一、一時金　三、〇〇〇円

〈高松〉

一、額　一七、〇〇〇円（税込）

一、一時金　三、〇〇〇円

〈杵島〉

一、額　一七、〇〇〇円（税込）

一、一時金　三、〇〇〇円

〈高松販組〉

一、額　一七、〇〇〇円に前期倍率（税込）

一、一時金　三、〇〇〇円

なお、各社とも支払条件、細部は前期の例による

この斡せん案について炭労は戦術委員会を開催、終了後中斗開催の模様である。

3日 午前7時10分

午前七時中斗終了、分割払いについて本日、午後五時を目途に各社交渉を行い、その結果を集約し、再度中斗を開く。なお、待機態勢は解除せよ。

以上

大之浦労組教宣部

ニューズ

58

訂正
先に出した「3日の情報」のニュース番号は57号です。訂正を願います。

〜電話情報による〜

3日／午後8時30分現在

〈期斗〉

各社の交渉状況

※ **九州五社関係**

貝島＝年内支払い額 一三、〇〇〇円 より一五、〇〇〇円の範囲
残額については今のところ不明である。

高松＝年内支払い額 一〇、〇〇〇円
残額については、二七年六月まで社内預金にする。

杵島＝二七年六月までの間に分割払いを行う。

宇部＝額についても不満である。
現在のところ、現地における合理化とあわせ、現地において斗争委員会を開き、ハネ返す意向である。

二瀬＝八社支払いに準ずることになっている。
したがって、八社同様、交渉を続ける。
十二社がスト中止となっても、二瀬で別途解決のため交渉を行う。
（二瀬については、八社との関係以外に日九連との関係もあり、その中で解決される）

※ **八社関係**

年内支払い額五〇%に対して、不満であり、交渉を続行するが、あるいは決裂にいたるかもしれない。
しかし、明日より就労する予定である。

※ 斡せん案のうち一、七〇〇円の税抜きは、今期も行う。

※ 午後五時よりの予定であった中斗委員会は、午後八時三〇分より開催中。

以上

大之浦労組 教宣部

ニューズ

59

電話情報による
3日午後9時15分現在の情報

〈期斗〉

※ **貝島**

本日午前九時四五分より午後三時まで交渉を行った。そのなかで、つぎのような話合いがなされた。

一、期末手当額　二五、〇〇〇円（税抜き二一、七〇〇円）

一、一時金　四、〇〇〇円

一、支払いについて

1、年内支払い額　一人平均　一三、〇〇〇円

2、残額のうち一人平均五、〇〇〇円を税引き後、社内預金に振入れ、払出しについては、三七年二月一日以降に行う。

3、残り一一、〇〇〇円は別途協議とし、三七年一〇月に預金に振入れる。但し、これが利子については支払いは行わないが、三七年四月に出炭賞与の形で、利子相当額一人当り平均一、〇〇〇円を支給する。

4、配分については別途協議とする。

5、一〇月、一一月、一二月以降入山者については、明日の賃専で決定する。

以上

3日午~~前~~後9時30分現在の情報

三日午後八時三〇分より開かれた中斗委員会では、つぎのような結論にいたった。

中斗の結論

一、斡せん案に対する態度について

あっせん案については、特に西ブロの格差、三池の配分について不満ではあるが、中部を除き、了解する。

二、中斗終了後、両鉱業（支払い方法）については、引続き交渉を行う。

三、中部に対する両鉱業の格差、支払条件は、最近における悪質な労務政策にもとづく、数次にわたる合理化、現在準備している合理化との関連において、組合に合理化を押しつける狙打ち攻撃と判断せざるを得ない。

したがって、単なる期末手当斗争というだけでなく、期末手当と合理化斗争とを結合させ、会社の労務政策に抗議し、要求の斗いを継続する。具体的戦術は戦術委に一任。但し、現在のストライキを続行し、明日の山元斗争委員会終了後、改めて決定する。なお、木下中執を派けんする。

四、ストライキ解除の時期については、戦術委に一任、交渉の推移をみて指令する。

原則は一二社同時解決の方針をもって、時間ぎりぎりまで突上げをする。

五、三池問題について斡せん過程において、中労委は差別回答、または配分について矛盾した態度があったので、中労委に対し抗議、不当性を追求する。第一組合、第二組合の財源はプールする

六、退手、じん肺については、本来の指令からして、ただちに締結することになるが、前述のように突上げを行う。明日午後一時より中斗を開き、退手・じん肺の今後の戦術についてきめる。

以上

ニューズ

60

〈期斗〉 期末手当斗争妥結す

四日一番方よりスト中止

炭労中斗発一四七号

ストライキ中止に関する指令（電報指令）（午前三時三六分）

期末手当妥結す　四日一番方よりストライキを中止せよ。

〜妥結内容〜

※西ズロの妥結情況

既報ニュース（五八号・五九号）より進展なし

※大手の妥結情況

三鉱	三〇〇〇〇円（一時金を含む）	支払い 年内に六五%	スト解除	三時四五分
古河	〃	〃 六〇%	〃	三時五〇分
雄別	〃	〃 六〇%～八〇%の範囲	〃	三時三三分
太平洋	〃	〃 六〇%～七〇%の範囲	〃	三時四〇分

他の大手関係は交渉中。

※4日午前3時40分 電話情報

四日午前三時二〇分　高松・杵島・貝島はストを解除せよ。

内容の進展はない。

大手各社は、各社交渉に切替えて、妥結したところからストを解除することになっている。

その判断は炭労が指令する。

二瀬も自主交渉に入る。

二瀬の判断は、九州炭労がする。

以上

1961・12・4

大之浦労組 教宣部

ニュース

61

中央（八坑）露天開発

本城鉱区売却

会社 再建のカギといって露天開発を急ぐ

組合 従業員の職場安定の確約が先決とせまる!!

—8日—

× 教宣（おおのうら第四四三号）の通り、中央（八坑）露天開発、本城鉱区売却についての質問事項を十一月二四日、会社に投げかけていたが、十一月二四日、十二月八日の二回にわたって、これが具体的な回答を次のように行ってきた。

× とくに、会社は、中央（八坑）露天開発は、現局の危機を乗りきるためにも重要なことであり一日も早く着手したいと協力を要請してきた。

× 組合はこれに対して①五坑の従業員の職場安定が確約できるか、②資金関係はどうするのかまたどの段階にあるのか、③坑外商社関係はどうなるのか、等を明確にすべきである旨をつけ、更に具体的な回答をせまって交渉を打切った。 ×

組合質問事項

中央（八坑）露天開発について

一、五坑の開発計画を明示せよ。
八坑地区は五坑で採掘する計画であったようであるが、八坑を露天開発することによって五坑の採掘地域が狭まれる。したがってこれにかわるべき地域を考えているのか。

二、五坑の長期的な展望を明示すること。
採掘計画、炭量を明示すること。

三、各坑別の採掘計画、現在コスト、計画コストを明示すること。

四、具体的な質問事項

イ、直営の場合の臨時並びに業者の場合の利点を明らかにせよ。

ロ、運搬方法について
表土、原炭の運搬方法

ハ、人員計画について

ニ、開発に要する資金について

ホ、社宅の移転及び場所について

ヘ、選炭処理の方法について

会社回答

一、八坑を五坑で採掘するという計画ではなかった。
計画実収炭量（五尺下石、鬼石、山廻を除く）は、約十ケ年ある。

二、年度計画として二二万トンを予定している。

三、六坑門脇の時提出する。

四、

イ、直営の場合
(1) 資金面から困難である。約八億程度いる。
(2) 技術面から坑外と違い、土木関係の仕事が多い。大型の機械使用には特殊な技術がいる
(3) コストの面は直営でやるより業者の方が有利である。

ロ、表土、原炭ともにトラックでする。

ハ、今までの作業から約八十名程度

ニ、約四億七千万円（民商負担分）

ホ、社宅の移転は二年後、二十戸程度

ヘ、毛利との関係もあるので、二万トン全部新坑でかける。

能力　新坑　一〇八〇〇〇トン
　　　五坑　三二〇〇〇トン

1961・12・11

大之浦労組 教宣部

うら

本城鉱区売却について

一、新開発関係について

イ、本城鉱区の新開発に必要とする資金並びに採掘方法について

二、現在坑からの採掘について

イ、技術的に困難というが、具体的にどういうことか

ロ、連絡坑道が長くなるといわれるが距離はどの位か

(a) 六坑右八片からの距離はどの位か

(b) 六坑五区左八片からの距離はどの位か

(c) 二坑旧本線左八片からの距離はどの位か

三、売却関係

イ、売却は誰にするのか

ロ、売却したら、どのように採掘するのか

ハ、六坑、二坑との関連、水量の処理について

(1) 買った人の採掘による六坑、二坑に水がどの程度関係するか

(2) 本城の方に坑口をとった場合、それが六、二坑に関係するか

(3) 二六坑との落差はどの程度か

一、採掘方法

区域がせまいので一画、君との関係で月七五〇〇トン

開発費は

坑内関係だけで　七、八八八万円

工作関係　一三、二四五万円

合計　二一、一二五万円

二、

イ、六坑からでは断層がある。五区、七区の深部に水を出した時があり水量が多い。企業費が多くなるとともに保安上からみても危険である。

ロ、二坑からの場合

過去、断層までいかないうちに急傾斜があった企業的に見て費用がかかる。

(a) 約五三〇米

(b) 約五六〇米

(c) 約六〇〇米

三、

イ、まだ決定していない

ロ、採掘計画はわからない

ハ、

(1) 関係ない

(2) 断層の関係で六、二坑には、関係ない。

(3) 六坑～本城間　七〇米

二坑～本城間　七〇米前後

以上

ニュース

62

三六年下期々末手当配分決る

昭和三六年下期々末手当二九〇〇〇円の配分については、十二月十二日午後五時より、会社組合間において交渉を行った。

これにさきだち組合は、臨時総会において確認した前期配分率を準用する方針で執行委員会専門部会で慎重に検討し、前期妥結額と今期妥結額とのスライドを考え組合案を作成し交渉に臨んだが、交渉の結果、組合の主張通り会社も了解した。

その配分内容については次の通りである。なお、詳細については号外にてお知らせ致します

0.01
99.99

36年下期々末手当配分内容

財源　29.000円×5.503人=159.587.000円

基礎額　607.469.977円

1、年功手当 ($9.^{09}$)

勤続年数	人員	金額	総額
6カ月以上1年未満	46	800	36800
3年未満	203	1.300	263900
5年〃	643	1.800	1.157.400
10年〃	944	2300	2171.200
15年〃	1.950	2800	5.460.000
20年〃	1.022	3.400	3.474.800
20年以上	485	4.000	1.940.000
計	5.293		14.504.100

2、基底手当 ($39.^{33}$)

勤続年数	人員	金額	総額
1カ月未満	14	7.100	99.400
2〃〃	2	7.600	15.200
3〃〃	76	8.100	615.600
4〃〃	4	8.600	34400
5〃〃	7	9.100	63700
6〃〃	28	9.600	268.800
6　以上	5.293	11.650	61.663.450
計	5.424		62760550

3、家族手当 ($1.^{12}$)

130円×13.796人=1.793.480円

4. 全欠者 ($0.^{24}$)

公傷者 6人×10.500= 63.000円

私傷者37人× 8.500=314.500

計 43人　377.500

5. 勤労手当 ($50.^{21}$)

財源　年功手当　基底手当
159.587.000円−(14.504.100円+62760550円
家族手当　全欠者　勤労引当分
+1.793.480円+377.500円)=80.151.370円
基礎額　率
÷607.469.977円=0.131943

基礎額　率　勤労手当
607.469.977円×0.1319=80.125.290円
勤労引当分　勤労手当　過不足
80.151.370円−80.125.290円=⊕26.080円
（精勤賞与に繰入れる）

※ 期手配分の分割率については次の通り

年内手取額　$44.^{9}$%　(13.021円)

37年 2/1 以降払出額　$17.^{2}$%　(4.988円)

〃 10/1 〃　$37.^{9}$%　(10.991円)

計　100 %　(29.000円)

1961・12・13

大之浦労組
教宣部

ニューズ

63

〈中央(八坑)露天〉交渉

会社 職場安定について回答
組合 不充分として再回答を要請

× 一二月八日中央（八坑）露天に関し、団交のなかで、会社の説明については明確性を欠いた ×
× ものであると指摘し、なお、詳細にわたる説明を、次の三点にわたってのべるよう要求して ×
× いたが、一三日午前一〇時よりの団交のなかで回答を行ってきた。 ×

組合質問の要点

一、五坑従業員の職場安定の確約
二、資金関係について
三、坑外施設関係について

この三点についての会社説明に関し、今後の交渉の進め方を分科会でなお検討することとし、正午休会に入った。

交渉三回の概要

組合要求の三点にわたる会社回答

一、五坑従業員の職場安定の確約について

イ、次のような出炭計画をもっている。

第五鉱出炭推移

区域別	炭量	36/下	37	38	39
奥部区域	333,200	18,000 3,100	42,000 42,000	42,000 42,000	
西部	25,500	2,200			
大槽下部	408,600	26,000 26,000 23,500	45,000	40,000 40,000	
上部(西)	220,800	1,600	47,000 48,000	60,000	
		120,100	224,000	224,000	

ロ、人員計画

六坑の閉山問題でかわってくるが、二つの場合をのべると次のようになる。

◎閉山した場合

・三七年度
採炭二四七名、直接夫六六一名、内向夫一三八名、外向夫二〇四名、計一〇〇三名
（個人能率一人当り一八・六屯）

・三八年度
採炭二三八名、直接夫六三二名、内向夫一三八名、外向夫一四八名、計九一八名
（個人能率一人当り二〇・三屯）

◎閉山しない場合

・三八年度
採炭二三八名、直接夫五四一名、内向夫一三八名、外向夫一四八名、計八二七名
（個人能率一人当り二二・八屯）

ハ、営牟田小学校及び住宅地区の採掘について。

現在明確に年度は確約はできないが、推定四四年度ぐらいになると考えていますが情勢の変化では、はやくなったり若干おくれたりすることも考えられます。

二、資金関係について

・開発に要する資金計画

イ、機械関係	一億二千万円
ロ、採炭頻斫設備外	三千万円
ハ、住宅関係	一億円
二、土地その他買収費	六千万円
計	三億一千万円

・年度使用額

三六年度	一億五千万円
三七年度	九千万円
三八年度	七千万円

（ロ）の人員計画中の◎閉山しない場合の・三七年度の計画人員は次の通り
採炭二四七名、直接夫五七〇名、内向夫一三八名、外向夫二〇四名、計九一二名
個人能率一人当り二〇・五屯

うら

1961・12・13

大之浦労組 教宣部

三、坑外送炭関係について

現在の設備（新坑）で充分送炭能力はあるがなお、不備の点については、充分に話し検討しているし、万全を期すことにしている。なお、住宅については第一次計画で一十棟は移転するが、これは新坑の宿舎を補修し移ってもらう。

移転料等については改めて話合う。

第二次計画はその時点で話合いたい。

以　上

これに対し組合は、充分でないとし、今後の交渉の進め方として、各分科会に別れ交渉をしてもよいと提案、会社も検討することとし、一時休会に入った。

ニューズ

64

天鉱交渉
中央

分科会に別れ交渉もつも
問題解決にいたらず！。

一三日行った団交のなかで、会社の説明不充分ということで、今後は双方とも分科会によりさらに不明点を充分解明していくことになり、つぎの三分科会に別れ前才的交渉を行ったが、問題解決にはまだ充分の検討を必要とすることになり、午後五時全分科会の交渉を打切り、ただちに執行委員会を開催、その後の対策を検討した結果、なお交渉を進め、その上で態度決定を行うことになった

―分科会における交渉経過の概要―

◇五坑従業員の職場安定の確約についての分科会

五坑従業員の職場安定についての分科会を午後二時半より第一会議室で行った。

冒頭、組合より会社の提出資料では、三六年下期以降の計画採炭量（五尺、山腰を除く）は、二二一六九〇〇トン保有しており、十カ年二三四万屯を採掘して、約十カ年間あると長期的な採掘を説明しているが、具体的には三八年度、その計画しかしめしていない。五坑としては長期的な展望の中に疑問視される面もある。すなわち、

採掘場所についても正常な払として考えられることは右十片の二ノ五払だけであり、あとは両側の残柱をとるだけではないか、残余は単切となるのではないか疑問がある。

右側上部は右側が終掘と成ると、新たに掘進計画をするという考え方はないという不安がある。

坑一片は社宅との関係で、会社が説明されているようには成らないという不安がある。

五坑上部は、新坑道との関係で採掘上に問題がある。これ等を勘案した場合、長期的な採掘には不安が残る。また、資料のなかに入坑にかわるべき地域が明記されてない。

従来入坑は、五坑で採掘するということであった。したがって、入坑にかわるべき地域が必要である。

第一卸（又は坑）を四四年度より採掘するといわれているが、この地域の採掘については明確にすべきである。

五坑の現状並びに将来で採掘する長期的な展望をあきらかにして、従業員の安定感を与えたい。と、質問にせまった。

これに対して会社は、資料に明示しなかったが、第一卸左部は四四年度より五坑区域として採掘を予定している。

また、三八年度以降四三年度までの具体的計画（年度別出炭計画）を明示した。

この具体的計画は、年度出炭二二四万で炭量計算は、比重、実収率とも安全率を大巾に見ている。

したがって、組合が坑内計画上の不安をいわれていますが、そのようなことはない。仮りに採掘上の問題、社有坑の問題が惹起した場合、四四年度より採掘予定の第一卸左部を一にとりかかれる。

五坑従業員の安定は堅持する。

との回答がなされた。

組合はさらに、坑外関係について次の解明を求めて、四時三十七分に分科会を打切った。

組合側質問	会社回答
一、中央坑天井を新坑で運炭する場合、一、二番方だけで処理するのか。人員関係はどうなるのか。水の対策はどうか。	一、初めは一、二番方でやる。二方もベースに成ると三番方も入れる。人員はその時点で話合いたい。坑内炭に支障をかけることはない。水対策を準備する。
一、道路はどのようにするのか。また、道路についての責任者は誰か。	一、初めのうちは既道路をつかうが、将来は、他の方法（ベルト）を考えている。

◇賃金関係についての分科会

組合質問事項	会社回答
・中央坑天賃金について 会社の計画としては業者に請負せる方針であるが組合としては、直営でやるべきであるとして、	コストダウンあるいは、赤字を解消させるためには、請負採掘以外には方法がないし、請負採掘には業者にやらせねば効果がない。

1961・12・14

大之浦労組
教宣部

うらへ

組合質問事項

一、直営の場合、資金が約八割必要だといわれるが、その内容を明確にせよ。

二、露天段階（主に大型機械の使用）について養成方法はないか。

三、コスト面について、直営と業者との比較について。

四、大之浦全体にハネかえってくる利点について明らかにすべきだ。

五、機械購入のルートについて。

六、業者にやらせる過程で、直営に切替える考えがあるのか。

会社回答

それは、次のような理由からである。

イ、資金面から当社の実力では資金調達は困難であるし、業者にやらせることによって融資も可能となる。

ロ、技術的観点から、総合した土木機械を使へる業者でないと、即効的役割は果せない。

ハ、業者を使った方が経費が安い。機械の減価償却、賃金が安い、労働条件、福利厚生の費用の面で業者とは相当差がある。

一、直接関係経費三億一千万円。出炭までの剥土作業一億六千万円。業者の機械購入費三億三千万円（内会社負担一億二千万円）

二、技術的養成は金もかかるし、養成のための時間的余裕がない。

三、原価面で大きな開きがあり、直営でやれば、コストダウンにならない。直営と業者では屯当り七〇〇円位の開きがある。

四、露天開発の資金は、開発銀行に申入れている。それが可能になれば、市中銀行にも好影響をおよぼし、今後の資金ぐりにも影響がある。

五、機械購入のルートは業者活用の有力な要因である。機械の希望にしたがい、その斡旋もさかんで、当社はコレクションがない。時間的にも業者が早い。

六、露天開発によって、大之浦全体の資金ぐりが良くなり、黒字に好転し、直営でやれる可能性が出てくれば、契約更新時に考慮されるだろう。

◇ 住宅等に関する分科会

住宅、その他に関する件についての、組合の質問に対し、会社は次のように回答してきた。

一、住宅移転関係

イ、第一次移転について四〇戸分は、補修次第及び移転先は各支部間で話合いたい。

ロ、第二次移転

一七一戸については、つぎの候補地のなかより適当な移転先をその時点において投票決定し、移転業者により行いたい。

（一部は空家補修によるものもある）

ハ、候補地

(イ)A団地　(ロ)上町団地　(ハ)B団地　(ニ)毛呂団地

〔註〕A団地は上大暁地区表土埋立地跡。

B団地は中央倉庫より河小附近表土埋立地跡。

ニ、補修改築の要望は事前に話合う。

〔註〕過去における柿ノ木、露天の移改築を例とする。

ホ、移転条件については、別に話合いたい。

二、業者社宅浴場の件

イ、組合員・家族に迷惑はかけない。

ロ、業者の社宅は考えずとし、原田炭住（西宮町）をあてる。

ハ、浴場は社宅の浴場を利用しない。そのため業者が責任をもって浴場を作る。

三、道路について

一般公道の通行に迷惑はかけない。

道路の補修については、会社責任において補修する。

〔註〕八幡道路は、三八年度より立体方式で、下方より表土を運搬する。

以　上

ニューズ

65

第三次動員団元氣に活躍
大クラ省陳情にケイサツ介入

第三次動員団は元気に着京した。

第二次当時の寒さはなく今日この頃の東京は、外に暖かいためみんな元気だ、一八日都内パレードを行ったが、都民の関心も深く　種々な声援を送ってくれる。それから東京芸術座の三池斗争の記録「地底から[illegible]を観劇した。あの厳しかった三池の斗いの再現に、みんなかたずをのんで見守る。

そして敵えの怒りを再びもやし、これからの斗いえの誓いをあらたにする。

次に労働省と大蔵省に陳情にでむいたが、大蔵省は警察が取り囲み、一歩も中に入れないで、警察権力をむき出しの威圧を加えた。そのため陳情団は各隊毎に分れて大蔵省のまわりをデモ赤旗をたてて要求督促の気勢を上げて引き上げた。

次に労働省に行き面会申入れのため座り込み、労働次官と面会した。労働省は、三七年度の炭鉱合理化方針は変更することはできないことを主張したが、今後は調査委員会を作り、大蔵、労働、通産、各省統一して対策を立てることを約束した。

陳情団は充分な離職者対策を講ずること、それには特に三池離職者の不完全就職をつき、完全な生活と住宅の保障のある就職斡旋と炭鉱労働者の最低賃金制（一二、〇〇〇）の確立を要求、これは最賃審議委員会で検討、明らかにすると答えた。

失対の枠の拡大については、三七年度予算の中から労働省として別枠でとれたので、考慮することを約束した。あすもまた陳情行動を続ける。

新入企斗妥結
鞍手坑　三七年三月
六坑　三九年三月
浅部炭量　二〇万トンは掘る

新入鉱業所鞍手坑終掘を中心とする合理化斗争は、炭労調査団の結論にもとづきさる一一月二四日から福岡に於いて、会社、九全労両で団交が続けられていたが、六回の団交、五回に亘る小委員会で組合側は浅部炭量を含めて新入鉱業所の坑命延長を主張、これに対して会社は浅部炭量は、鉱害、保安などの関係で稼行出来ないと両者の主張は真向から対立、進展をみなかった。

一二月七日　組合は会社の強固な態度に対して、八日を期限とする最後回答をつきつけ会社の反省を求めた。

八日会社は相変らず従来の主張を繰りかえした文書回答を行ない、団交は事実上決裂状態に立ちいたった組合は一六日から四八スト、二〇日からは無期限ストを決定（九全労傘下の新入を除く他支部は一時間五〇分）一六日より実力行使に突入した。

一七日会社は組合に対し団交を申入れ代表折衝の中で次の提案を行った。

一、鞍手坑については、来年三月末日を以って終掘、人員については就職あっせんをする。
一、六坑は現在計画区域を採掘し昭和三九年三月末日をもって終掘。
一、六坑終掘後、七坑の払跡区域並に露頭区域の炭量約二〇万トンを掘り昭和四一年三月終掘
一、閉山酒肴料　一九〇万円　厚生助成金五〇万円を支給する
一、社宅、その他山元協議
一、浅部炭量について第二会社にやらせないことを協識で明確にするという内容のものであった。

現地執行部並に九全労はこの旨炭労本部に報告、この会社提案を評価し一七日午後一〇時三〇分妥結しストを解除した。

1961.12.21.

送

大之浦労組
教宣部

ニューズ

第66

完全軍縮合理化反対等で一万人大集会

安保共斗のもとに結集して目尾で!!

既報（情報一五〇号・一六〇号）のように古河に提案された合理化の中央交渉は、全んど進展なく続けられているが、山元では、長期斗争体制確立のため着々と態勢固めを行っている。特に目尾に於ては、三池、高松の斗いの経験を深く学びながら、巾広い統一斗争へと発展させるべく斗争方針を決定、来る二四日午前十一時より古河目尾グランドに於て、県安保共斗のもとに結集して一万人の「完全軍縮、日韓会談反対、政暴法粉砕、合理化反対、政秘、生活と権利を守る大集会」を開催することになった。

過去の弱点を克服して

目尾に於ては十二月三日、臨時大会を開催して合理化反対斗争推進のための次の様な具体的方針を決定した。安保体制下の経済的側面として、日米経済協力の一環した政策によって、日本独占の自由化政策は、我々炭鉱労働者を頂点として、あらゆる職場へ合理化攻撃をかけている。特に炭鉱労働者にかけられた攻撃は、休みなくようしゃなくかけられている現在、我々は特に三池と安保、高松と政暴法の巾広い統一斗争の勝利を、これらの斗いの経験から生れた数多くの教訓を、学び組織の欠陥を克服して組合員一人々々が敵の攻撃の本質を見究め、意志統一して斗う体制を作りあげていく事が必要である。

斗いの巾と力の拡大を

又、過去の多くの斗いの実体から、対決の場が常に全面スト体制の中で求められ、力の限界が経済面より先んじ、経済面よりの内部体制の弱化が妥結を早め、当初の基調が崩れてきた現状を考え合せなければならない。その中で相互の意志統一を行い、勝利の目標に結集した中から、内部の欠陥を克服、長期柔軟の戦術と態勢で堅持する中で、敵の生産面に於ける打撃を増大せしめつつ、白紙撤回の指標を堅持斗い続ける。

この場合、我々の意志統一が大前提となるが、具体的には、斗いの巾と力の拡大が、大きな課題であり、その事が敵の攻撃をどの時点で食い止めることができるかが、斗いの成果を大きく左右する。そのために、炭労共斗など地域闘争と緊密な連繋を保ちながら、又々政暴法粉砕斗争と結合させ、地域段階の行動と併せて、目尾の斗いの実体を通じて共斗体制を盛りあげ、統一体制を作るための斗いを進める。

古炭連の方針との関連と目尾の態度

古炭連として、長期柔軟な統一斗争を組むことが決定されているが、主山の実体を見に、各山の慣行と実体攻撃の具体的内容の相違があるため、統一斗争の形はとられたにしても、実質的には、各山独自の斗いとして発展していく可能性をもち、炭連で画一的に統一できない要素がある点を考慮し、目尾独自の考え方として、

(1)斗争目標～ 合理化案白紙撤回とする

(2)斗争路線～ 古炭連統一斗争として長期柔軟の構えで進む、

(3)交渉方式～ 原則として中央交渉とし、中斗の判断により山元交渉（分科会）もあり得る事を確認する。その交渉期間の時間的な問題は、他山の問題の交渉推移とも関連し常に中央と緊密な連絡を保ち、戦術行使の具体的な方法と期日を明らかにしていく。

(4)戦術～ 長期柔軟の基本的構えにたって、敵の戦術にのる事はなく斗いを進める。実力行使の規模方法等は、戦術委員会が決定し古炭連中斗に申請する。大衆行動は画一的なものとはならぬ為も、組合員相互の話合と意志統一を図る意味と交渉、斗いの発展につれて、その都度戦術委員会が企画決定し指示する。

1961. 12. 21.

確心をもって統一斗争を!!

大之浦労組教宣部

このような斗いの姿勢を決定した中で来る一二月二四日午前一一時より「完全軍縮、日韓会談反対、政暴法粉砕、合理化反対、政策転換、生活と権利を守る大集会」を、県安保共斗、県総評、直轄地区労、九州炭労、日炭労組が共催して一万人の大集会を開催するがこの集会に対して多くの参加を呼びかけている。累積する国際状勢、激化する国内情勢の中で我々は何をしなければならないか、我々は合理化の嵐が吹きまくる中で今こそ、全国民が三池と高松、杵島で示したあの歴史的な教訓と、五、七アッピールが呼びかけた全国の民主勢力の統一を強化すべきである。

「われわれの弱点は斗争の力量が不足しているのではなく、反動政策を全国的に包囲する統一斗争を発展させえないことであり、我々が統一すれば国の運命は我々の手に握られるであろう、確信と情熱をもって統一斗争に起ち上がろう。いたるところに統一を、いたるところに共斗を！」アッピールのもとに結集することを呼びかけている。

特に直轄地区にある日炭を始め炭労傘下の新入、貝島にも同じく合理化攻撃がかけられている。

これらの支部の斗いをもより有利にみちびくべく又古河全山にかけられた合理化反対斗争との結合をはかりながら、地域、そして全炭労、そして全国民的な斗いへと巾広い統一斗争で、政策転換斗争と合せ斗いを発展させよう。

大会名称　完全軍縮、日韓会談反対、政暴法粉砕、合理化反対政策転換、生活と権利を守る大集会。

一、日　時、一二月二四日午前一一時
一、場　所、鞍手郡小竹町新多目尾グランド
一、動　員、一〇、〇〇〇人（直轄七、〇〇〇人その他三、〇〇〇人）
一、指　標、あらゆる単産及び住民の要求を結集し共通の敵に一大圧力を加える。

大会スローガン

一、農業基本法改悪、食管制改悪反対
一、不当弾圧、不当処分反対三池の三一名解雇差別反対
一、参議員選挙で民主勢力の勝利を斗いとろう
一、中小零細小市民を収奪強化する国税通則法粉砕
一、物価値上げ反対、軍事費を国民生活の向上に廻せ
一、大巾賃上げ、最賃制の確立、春斗を全民主勢力の結集で斗かおう
一、国鉄も国民のものにし郵便遅配をなくし四万人の増員を斗いとろう
一、軍国主義を復活する反動文教政策を打破し民主教育を斗いとろう
一、社会保障の完全確立　失対返上絶対反対　就労枠の拡大

以上

ニュース

67

「新賃金の経過措置」を申入れ

現在の賃金協定書は十二月末日を以て、協定が切れるので、炭労大手各社共「現行協定の100%を仮払いさせる」ことになり、貝島も二十六日会社に対し、左記文書を以て申入れた

昭和三六年一二月二二日

日本炭砿労働組合
中央執行委員長　原　茂

貝島炭砿株式会社
専務取締役　今村宗造殿

経過措置に関する申入書

現行の鉱員賃金に関する協定書は、本年一二月三一日をもつて効力を失い、昭和三七年一月一日以降は無協約状態となるので、新賃金決定までの経過措置について、左記により取りきめたく申し入れます。

記

昭和三七年一月一日以降の鉱員賃金は、現行協定により仮に支給し、新協定締結後精算支給する。

以上

経過措置に対する会社回答

新賃金の経過措置について組合の申入れに対し、次の通り二十八日回答してきた。

昭和三六年一二月二八日

貝島炭砿株式会社
専務取締役　今村宗造

日本炭砿労働組合
中央執行委員長　原　茂殿

回答書

昭和三六年一二月二二日附をもつて申入れのありました、昭和三七年一月一日以降の鉱員賃金経過措置については、取りあえず現行賃金協定により仮りに支給し、交渉過程において、確定することと致し度く。

右回答致します。

以上

1961. 12. 29.

大之浦労組
教宣部

ニュース
69

第三次 合理化団交

中工分離問題
組合 反対を強張
現行で生抜ける点を主張

× 中央工場分離問題について、さきに組合の基本的態度を抽象的に語ったのみで、具体的質問事項をまとめ、昨年二十三日、二十九日の両日にわたり、第一、二回の団交を行ったが、席上、会社より中央工場分離についての考え方を再度のべて協力を求めたのに対し、組合は、基本的に分離に反対であることを明らかにして、分離をしなくても生きていける点、その他を明らかにするため次の質問を行い、会社の見解を問うた。 ×

― 交渉概要 ―

組合質問

1、炭砿会社の枠の中で設備投資はできるのではないか。

2、過去、外部の仕事をなすべきだという意見具申していたが、これが取上げられず今次外部に重点を置いているようであるがどうしたことか。

3、二〇〇〇万円の投資の内容について

会社回答

1、設備投資は、実際問題として、経常投資は開銀等よりの融資に頼っているなかでは、殆んど不可能である。

2、外部の仕事は炭砿会社の組織の中にあっては出来ない。中央工場は、出炭に支障をきたさないということで出来たものである。それで外部で相手にしなかった。従来の炭砿の仕事と最近の仕事の内容が違ってきた。今日では炭砿の仕事をうけ、外部の仕事もうけるというやり方でないとたってゆかない。然し、現行の状態では、外部の信用をうけることは困難であり、完全な機械工場としての組織を確立しなければなりません。

3、五〇〇〇万円程度を予想しているが、当初は二〇〇〇万円を考えている。

中央工場　新会社設備改善計画

区別	機械名	単価 千円	台数	金額 千円
改造	18'〜0" 旋盤	800	1	800
	12'〜0" 〃	500	3	1,500
	正面盤	800	1	800
	火床（重油）	400	2	800
	リンクベルト取付改造	600	1	600
	小型正面盤	300	1	300
	定盤	150	2	300
	堅盤	700	1	700
	小計			5,800
新規購入	1,500mm ターレット	2,500	1	2,500
	自動ガス切断器	400	1	400
	工具研磨盤	400	1	400
	ネジ切盤	1,000	1	1,000
	5t 電動ホイスト	300	3	900
	2HP 溶接機	500	1	500
	測定計器類	500	1	500
	小計			6,200
計				12,000
その他				8,000
合計				20,000

1962・1・5

うらへ

大之浦労組
教宣部

4、分離は労働条件の切下げが基本となっているのではないか。

5、産業用諸機械の製作加工をいわれているが、どの程度の機械を考えているのか。

6、電気器類はどうか。

7、架線を分離するといわれているが、技術的に分離は困難ではないか。

8、設備の強化を計るといわれるから、余剰人員を発生さすといわれているが。

9、北九州の立地条件を利用して有望であるといわれているが、現人員で期待出来るのか、将来不安がある。

10、各部の分工場を中央工場に集約することは、保安、出炭面に悪影響があるのではないか。

4、現在の労働条件を引下げようとは考えてない。売上げ高を増すことが大切である。請負になる部面も出てくるので、月収比較では引き下げにはならない。

	現行	新会社
売上	七二六六，〇〇〇円	一二九六五，〇〇〇円
原価	八五六三，〇〇〇円	一二七三七，〇〇〇円
損失	一二九七，〇〇〇円	益二七三六，〇〇〇円

5、産業用諸機械は大から小まである。具体的にこれこれの機械ということは一概にいえない。しかし、炭礦会社の機械の修理、製作ということになる。例えば　ポンプ　搬送機器

6、炭礦機器に関連したもの
モーター、トランス等となる。

7、架線はこれから先、電力の使用状況の中で今後、炭礦会社内の架線より外の架線の方が多くなることが考えられる。それで外部が将来ますます伸びることを考えて架線は中央工場に含めることを考えている。

8、鍛冶部門と溶接部門とがあるが、溶接技術が非常にのびている。炭礦の機械の内容をみても溶接部門の仕事が多い。鍛冶部門を検討したが、現在人員を受入れることにはならない。やむを得ない結果である。

中央工場新会社計画人員

			現在	計画
職員			8	12
鉱員関係	資材営業	事務夫	1	1
		工具工	2	3
		工務		1
		図工		3
	製修関係	木型工	2	3
		鋳物工	11	14
		鍛冶工	28	13
		溶接工	22	22
		仕上工	26	27
		旋盤工	17	20
		技術夫	1	
		電工	10	10
		計	117	112
	架線電工		5	5
	合計		125	122

9、中央工場の今の内容は直方あたりではまずない内容である。機械工場としての一貫作業が出来る内容の実力をもっている。産業界でこまっていることは一貫作業の出来るところが少いということである。町工場では一貫作業は出来ない。中央工場はこの特徴をもっているので期待出来る。

10、各礦の分工場全部を中央工場に集約し、各礦には何も置かないということを考えているわけではありません。ただ新会社の陣営の中に入れる、即ち、新会社の直営でやるということです。従って、各礦の出炭、保安に関連して、各礦でやらねばならぬ仕事については、新会社の任務でやってもらうということです。したがって、保安、出炭に支障を来たすことはないと確信しております。

以上

ニュース
70

新坑支部長辞任に伴う補欠選挙を行う

16日投票

× 鵜沼源二郎新坑支部長の、一身上の都合による辞任届が出され、執行委員会もこれを受理 ×
× し、一月六日選管としてもこれを正式に受理、ただちに補選に関する本部選管を開き、次 ×
× の日程と予算をきめ、八日各支部代議員会の確認をまって、補欠選挙を行うことになった ×

公示（第五号）

昭和三七年一月八日

貝島労組選挙管理委員長　清水武夫

左記日程により新坑支部長辞任に伴う補充選挙を実施する。

月日	曜	行事
一月六日	土	本部選管、支部選管
七日	日	
八日	月	各支部代議員会（日程・予算確認）
九日	火	日程公示
一〇日	水	〃
一一日	木	候補者受付
一二日	金	立候補〆切（正午）、候補者告示
一月一三日	土	公報文掲示
一四日	日	不在投票、立会演説会
一五日	月	〃　支部選管
一六日	火	投票日、開票
一七日	水	本部選管、代議員会（開票承認）
一八日	木	事務引継開始

新坑支部補充選挙に伴う予算（案）

科目	金額	摘要
人件費	53,000円	選管委 1,200円×40名=48,000円 選管委（公休日）250円×8名=2,000円 アルバイト 250円×12名=3,000円
茶菓費	3,580円	八幡2名
文具費	2,000円	公告示用紙、その他
印刷費	14,500円	公報1回、公報文、投票用紙引換券、投票用紙
会議費	17,200円	当日中食代、夕食代、その他会議費
雑費	2,000円	
計	92,280円	

以上

1962・1・8

大之浦労組
教宣部

ニュース

71

第三次合理化反対斗争と春斗方針（炭労大会議案）で情宣に入る

炭労は、一月二九日より三日間、中央（於東京都全電通会館）において、一九六二年春斗方針案をめぐる第三二回臨時大会を開き、激化されつゝある反動政治と対決し、石炭政策転換要求の実現と、池田内閣の失政がもたらした国民生活の窮乏、とくに賃下げ合理化により耐えがたい生活の圧迫に苦しんでいるわれわれ炭鉱労働者の生活を守るため大幅賃上げ要求獲得等を達成するための具体的方針について、炭労全体の意志統一を図ることに成った。

したがって、炭労はこれら要求達成のため、議案について一人一人が充分理解し、その次元から体制強化を図るべく、下部討議を行うことになった。

貝島労組としても、第三次合理化斗争の方針も含め、議案について充分なる下部教宣を行うため、次の日程にもとずき常会等を開催することになった。

なお、一六日に炭労中執をむかえ臨時総会を開き、充分なる下部討議を行うことになっている。

第一次教宣日程

一月一〇日〜一五日の間　ニュースカー、支部放送、伝単により教宣を行う

一月一七日　臨時総会
一八日　交流常会　（六坑支部）
一九日　〃　（二坑支部）
二〇日　〃　（五坑支部）
二二日　〃　（新坑支部）
二三日　〃　（〃　）

第二次教宣日程

⊙二月上旬に大会報告総会を開く
⊙二月上旬より中旬にかけて行う
⊙二月中旬〜下旬において組合員大会（合理化反対総決起大会）を開く

以上

1962・1・10

大之浦労組
教宣部

ニューズ

72

新坑支部長辞任に伴う
補欠選挙を行う

26日
投票日

※※※※※

剣尾源二郎新坑支部長の、一身上の都合による辞任届が出され、執行委員会もこれを受理し、一月六日選管としてもこれを正式に受理、ただちに補選に関する本部選管を開き日程と予算をきめ、その作業には入ることになっていたが、各支部の代議員会で若干の問題があったため、業務を一時中断、改めて一八日の総会で承認を受け、次の日程、予算により補欠選挙を行うことになった。

※※※※※

公示（第五号）

昭和三七年一月一八日
貝島労組選挙管理委員長　清水武夫

月日	曜	行事
一月一八日	木	本部選管
一九日	金	日程公示
二〇日	土	〃
二一日	㊐	候補者受付
二二日	月	立候補締切（正午）
二三日	火	公報文配布
一月二四日	水	不在投票・立会演説
二五日	木	〃　支部選管
二六日	金	投票日　開票
二七日	土	本部選管・代議員会（結果発表）
二八日	㊐	
二九日	月	事務引継

左記日程により新坑支部長辞任に伴う補充選挙を実施する。

新坑支部補充選挙に伴う予算

科目	金額	摘要
人件費	53,400円	選管委1,200円×42名=50,400円 アルバイト250円×12名=3,000円
旅費	3,580円	八幡2名
文具費	2,000円	公示用紙、その他
印刷費	14,500円	投票ノ箱、公報文、投票用紙引換券、投票用紙
会議費	29,200円	当日中食代、夕食代、その他会議費
雑費	2,000円	
計	104,680円	

以上

1962・1・18

大之浦労組
教宣部

ニューズ

73

大峯　全員解雇から第二会社へ

統一と団結で粉砕の体制を…

古河全山にかけられた合理化攻撃と合せて、古河大峰にも大巾な合理化提案がなされ、大峰労組としては、実力をもって斗い抜く決意を固めていたが、昨年暮、会社は、現在までの合理化案を白紙撤回し、改めて新提案をする旨の連絡があっていたが、一月一二日、本社における団交で、次のような提案がなされた。

古河全山にかけられた今次合理化に反対する斗いは、着々と山元で体制が固められ、特に、目尾においては、昨年十一月二四日、安保共斗のもとに結集した県下一万二千人の大動員をもって、三池、高松から受けついだ、統一を広め、巾広い斗いを組織した大集会に成功、斗いの波は巾を広げ、統一の面が固められている現在、敵の恐れは何であったろうか。
統一そこに勝利がある……この統一こそ敵をもっとも恐れさせているのだ、敵はこの斗いをぶちこわすべく、大峰へ先制攻撃をかけて来たものだ、と古河目尾の中原組合長は語っている。

このような、むごい合理化、首切りを、われわれは断じて認めるわけにはいかない、第二会社へ移行された炭鉱の現状が、どんなものであるかは、もう明らかだ。
斗おう、統一を広め、団結を守って、敵をみきわめ斗いの巾を拡げよう。われわれだって人間だ、ロボットではない、果しなく続けられるこの苛こくな合理化を、断固粉砕するまで斗おう。斗いなしには勝利はない。

提案内容

大峰は三七年三月一日より新会社として発足する。鉱員の取扱いについては、二月一日より希望退職募集、二月二八日付で全員解雇鉱員七〇二名、職員八五名を第二会社に採用する。

臨時措置

退職金は規程第七条（事業都合）

特別加給金　一年未満　九〇日
〃　一～五　一二〇日
〃　五～十　一五〇日
〃　十～二十　一八〇日
〃　二十～　二一〇日

餞別　成人男子四万円、保護二万円

見舞金として
身体障害者手帳をもっている者に一律六万円、勤続要素三万円

退山手当
男子～二万　女子～一万

溜宿料として　一律　五千円
就職旅費は二カ月以内に帰郷する者に実費（へ荷造費含む）
雇用給付金の残額ある者は控除する。
有休～健保日額七〇％で買上げ
第二会社に採用される者は退職金の九〇％を社内予金。

以上

今後の組合側スケジュール

一月一三日　提案に対する質問
〃一四日）
〃一五日）古炭連打合せ
〃一六日）
〃一七日）炭労、古炭連打合せ
〃一九日　帰山
〃二四日　代議員会
〃二八日　大会

以上

1962・1・19

大之浦労組
教宣部

ニューズ 74

第３次合理化団交

中央工場 分離について再提案

営繕関係について具体的に提案

一月一五日午後二時より第三次合理化団交を行ったが、その席上で会社は、中央工場分離、営繕関係請負切替えについて、次のように説明を加えてきた。
組合は、これに対し若干の質問を行い「現在の会社提案では、全く将来への明るい展望を見出すことはできない」と反対の意向を明らかにし、午後五時交渉を打切った。

―会社説明の概要―

中央工場新会社設立について

中央工場への投資については、炭鉱会社では到底不可能であり、独立会社となれば、新会社の業績如何・見通し等から融資も可能になってくるし、とりあえず新会社設立と同時に約二〇〇〇万円の設備投資を考えています。

また、営業面についても、有力会社との提携も深めてゆくことができるので、将来の展望については期待できると信じています。

そのほか、各坑の分工場を新会社に吸収し、集約すると作業、保安上に問題があるとのことですが、予備品を準備すること、新会社と十分連絡をとることによって、支障はきたさないことは確約できます。

しかし、組合の心配もあり、新坑、五坑に新会社の分工場をおくことに致しました。

六坑については当分の間、残留します（但しいずれも熔接部門のみ）

なお、会社としては、以上述べたことで、中央工場の新会社設立の準備を始めたいので、この点ご了承下さい。

具体的提案

一、人員関係

先般の提案では「若干名配置転換する」としておりましたが、「原則として、全員炭鉱会社を退職の上、新会社に引継ぐこととする」

但し、新会社において転勤はありうる。

二、移籍する場合の労働条件、その他

前回通り

三、移籍しない者の取扱い

１、全員新会社に引継ぐこととするが、鍛冶工で、炭鉱会社に残留を希望する人については、坑内直接夫に限り配転する。

２、１、により、配転するものの配転料は今次会社再建に伴う配転条件（Ｓ三六、四、一付決定書）を準用する。

営繕関係請負切替えについて

この件については、昨年一一月二〇日検討中と申上げていましたが、成案をみたので提案いたします。

石炭会社の現況は「切羽から選炭まで」ということで附属的職場については各社とも切離しているのが実態です。

当社とも炭鉱本来の石炭採掘に全力を傾注する体制を整えるため具体的に次のように提案する。

１、営繕関係の業務中、従来直轄で行っている作業を今後は請負に切替える。

なお、請負切替により社宅関係等の福利厚生関係について、ご懸念される点もありましょうが、会社としては、皆様のご迷惑にならぬよう善処する。

２、切替時期

組合の了解を得次第請負に切替えたい。

３、在籍職員の取扱い

事務所関係職員（技術夫２、雑工１、事務夫１）は炭鉱会社に残置する。

その他の人については、

つづく

1962・1・19

大之浦労組
教宣部

イ．炭鉱会社に残留を希望する人は、原則として坑内夫に転職してもらうが、坑外に定員不足の個所があれば受入れる。
具体的には坑・支部間で話合う。

ロ．その外の人については、移籍して貰う

4 切替時の労働条件

① 前職組合員の取扱い
転職手当、転職手当等については、昭和三六年四月一日付決定の諸取扱いを準用する

② 移籍するものの取扱い

a、退職金
炭鉱会社における退職金は事業の都合による退職として取扱い、その退職金は炭鉱会社退職時に支給する。
但し、従業員積金にくり入れる。支払いについては、別途協議する。
移籍後の退職金は移籍した会社の退職金規程による。

b、賃金
昭和三七年六月三〇日までは炭鉱会社における現行協定を準用する。
昭和三七年七月一日以降は移籍した会社において決定する。

c 期末手当
期末手当は、移籍した会社において決定する。

d、労働時間
移籍した会社において決定する。

e、年次有給休暇
新所新会社設立時の取扱いを準用する

f、福利厚生関係
従来通り利用させる。

g、健康保険組合関係
大之浦健康保険組合に加入させるよう努力する。

③ その他
入替採用希望者については、S三六、四、一付覚書の会社再建に伴う、入替採用時期措置を準用する。

以上

ニュース
75
19日
大之浦労組
教宣部

長井鶴地域住民立ちあがる

六坑閉山反対を懇請

第三次合理化に対決する体制の強化を進めているなかで、ことに六坑閉山という合理化提案を重視した宮田町民が産炭地域住民として、労働組合と利害を共にするという立場に立って第三次合理化反対に立ちあがった。

産炭地長井鶴地域対策協議会を設置し、一九日午前一〇時、委員長吉富竹次郎氏外七名が労組本部に、六坑閉山についての懇談に来られた。組合は本部役員全員出席して懇談をうけ、第三次合理化の概要と今後の斗争方針について説明をおこなったあと、具体的に第三次合理化反対斗争について産炭地域住民との共斗体制について懇談した。

ことに、六坑閉山は地域住民の生活と密接な関連があり、地域住民としても非常な関心事である。今後更に相互の理解を深め連けいを深めながら提案撤回を斗いとろうと、力強く住民側から提言された。組合側も町民側の理解と共斗がない限り、斗いを勝利させることが出来ないことを強調し今後の協力をさらに要請し斗いの必勝を誓って一一時十分懇談を終った。

陳情書

明治時代から宮田町に於て先代貝島太助翁が石炭採掘事業を開発されるに及び時代の脚光を浴び敏感な頭脳と寡欲な気風により良く創業当時の困難を克服し大きく躍進其の性格は常に公共性を考えられ社会福祉に教育に意を用いられ社内に於ては温情主義を社則とし貝島炭砿王国として今日の基礎を築かれたのでありますが其の陰には常に　の企業を理解し温健なる思想は労資相協和の姿となり事業の推進に貢献された功績は地組労組に俟つものが多大であると考えられるのであります。

然るに時代の変遷に伴いエネルギー燃料革命に因り好むと好まざるにかかわらず自力に依る炭価の引下げ並悪条件が重り大之浦鉱業所第三次合理化案として六坑廃山が打出されたのでありますが多年当町の経済の中軸は炭坑事業であり最近町当局に於て産炭地振興対策として企画検討中であるとは謂え其の影響は甚大にして町勢と町民数万人の日常生活に直接間接に関係があり更には多数の失職者の続出が憂慮され相当の混乱が予想されるのであります。

然しながら企業体で有る以上採算を無視することはあり得ないのでありますが以上の様な町内の事情と未だ研究の余地があると考えられます。

一方労資の提携により其側に事態を直視され炭量終了一切の手段に取組まれ労資双方の努力により事業の継続を願度く町民の悲願をここに陳情致す次第であります。

昭和三十七年一月一日

産炭地長井鶴地域対策協議会

貝島炭砿株式会社
〃　労働組合
殿

1962・1・19

ニューズ

76

第三次合理化団交

会社 組合の質問に回答

営繕・中央工場関係二〇項目

×、第五回合理化団交は二日午後三時より第一会議室において開かれた。×

× まず会社側は前回団交で、組合側がなげかけた二十数項目の質問について答えたいとのべ、×

× 営繕関係について五項目、中央工場関係について一五項目にわたり解答をおこなった。×

× その後、組合から若干の質問を追加、会社もこれに答え、さらに新会社設立の準備を急いで ×

× いるので早急にご検討願いたいとつけたした。×

× 組合は、組合員に重大な影響があり新会社設立の内容がよく解らないのに、そう考えられて ×

× は困ると会社の性急な態度に反省を促して、午後四時一二分団交を打切った。×

組合の質問

営繕関係について

1、営繕は福利厚生の既得権である。これを業者にすると営利目的になって福利厚生が無視されないか

2、業者にかわった場合、補修改築はどうなるのか、また今までの苦情処理はどうなるのか

3、現在直営を職員に切替えることは鉱員臨時夫すべてを業者に移すのか

4、職種切替え時期、賃金について六月三〇日まで、現行賃金を準用するといっているが賃金関係は、販売所分離と異り規約が出来るか

5、炭鉱本来の作業に関連のない職場は分離をするといっているが今後分離するところがあれば明示せよ

会社回答

1、営繕の業者は良質産業であるので、現在も豊炭、新を取扱っているし産業とも常に連絡をとり利用者には迷惑をかけない。

2、大きな補修改築は従来通り支払い修繕費でやる社宅の小修理はまとめて産業と契約し処理をします日常の小修理は産業より各坑に若干名の常駐者を置く。手続きは従来通り労務が窓口だ。

3、事務所関係の技術夫、図工事務夫の本採並びに臨時夫は炭鉱会社にする。その他の人については坑内転換者、定員不足の坑外職場をのぞいては産業に移籍してもらう。

移籍する人の内訳
任期鉱員　技術夫　2（新名1、二名1）
　　　　　事務夫　1（新名（女）1）
　　　　　図工　1（二名1）
　　　　　計　4名
臨時夫、事務夫　3（二名1、六名1、五名1）

4、切替え時期は組合の了解を得て円満にやりたい。賃金は販売所の例もあり産業と炭鉱会社と話合い、六月三〇日まで出来ると考へます。

5、近代経営の要求として炭鉱の場合切羽から選炭までといわれているが、現在のところ構想はあるが、未だ提案の段階でない。

1962・1・22

大之浦労組 教宣部

中央工場関係について

１、「各坑分工場を新会社として残置するが、その場合、具体的にはどういう内容になるのか、具体的にせよ」

２、新会社の収支計画の労務費について、四～九月の労務費実績と、新会社の計画と相当の開きがある。これは、各坑分工場を吸収して、人員がふくれていることと、実績が各坑分工場を含んでいないためと思うが、これをトータルした場合どうなるのか

３、新会社とすれば黒字になるといわれるが、これはうらからみれば現在は赤字となる。この点について説明されたい。

４、現在外註を一部やっていると聞いている。中央工場の組合員としては、以前から外注を要望していたが現在の外註は特定の人のコネによると聞いている。このようなウワサがあることは好ましくない。この点を明確にされたい。

５、会社は新会社の将来的要求のみ取り上げて、説明されているが、組合として、新会社の内容を検討すると、現在の経済状勢から見た場合、そんなに容易に発展できるものではない。もし赤字になった場合、その負担はどうなるのか

６、人員計画について現在の技術者は、新会社の計画ではゼロになっているが、技術者は不要なのか

７、賃金制度について請負給にするといわれるが、各作業工程毎に請負給にするのか、全般的にするのか、その範囲を明確にせよ

---

(1) 最近各坑分工場の作業は非常に少くなっていますが坑内という特殊事情から、緊急を要する修理がありますので、その範囲内の作業をするために、新鉱、五坑、六坑に新会社従業員を派けんの形で駐在させる。

(2) 坑の仕上げ、鍛冶、旋盤作業には「完成まち」の仕事は殆どないので、新会社と十分連絡をとってやれば操業に支障を来すことはないと考えておる。なお、災害金物、グリップ等はドリルとノミと同じように送り込むようにすることにより支障は来たさない。

(3) 公休作業で工場の工員を必要とする場合もあるが、これに対しては、新会社の中央工場の工員と、従来通り、各業者の工員を使用することにより支障はきたさない。

(4) 突発的な故障の場合に対してはその内容に応じて、新会社の工員を呼出し、または従来通り業者の手を使元決支障はないと考えている。

２、各坑分工場の三六年四月～九月平均月当り労務費は一、一二七千円となります。従って、中央工場の労務費二、〇六一千円）と合計すれば三、一八八千円となる。

３、現在は月間約一三〇万円の赤字となっている。

４、現在炭砿会社の作業が減り、外注をうける余裕ができたので、急を要しないものについて一部外注をうけたが、特定の人の関係でやったという事実はない。

５、新会社は、一般機械工場に比し、第一点として炭鉱関係の修理という固定した注文がある。第二点として従業員皆さんが優秀な技能と豊富な経験を持っておる。第三点としては他工場に余りみられない一貫作業が出来る。以上の要素を基礎にして一流メーカーとの提携により積極的な受注の拡大をはかれば、十分一級の機械工場に太刀打ちできると信じている。

６、現在係員個別の仕事をしておる技術者は、新会社では、人員計画の中の「工務」関係の仕事をしてもらうことになるが、仕事の内容は殆んど変らない。

７、とりあえずは加工品でマスプロのできるもの（例えば炭車車軸のごときもの）について請負給にしたい。その後、外注の状態とか製品数量とかをみて、漸次その範囲を拡大していきたい。

8、現在簡単なもので、中央工場でやれるものを外注に出している。その理由を明確にせよ。

9、信用の問題について「炭礦会社でも、新会社になっても、宣伝の盛んな現在の社会で、信用を得るのは誠意の問題だ。誠意があれば炭礦会社でもやれる」

10、炭礦会社の起業投資は外部からの融資に限っているので、制約があり、中央工場の設備改善は不可能であるといわれるが、旧の会社でも、自分の手持ち資金で、起業投資をやっているところはない。中央工場に投資をして、利潤を上げ、これを炭礦会社にもってくることは出来ないか。優秀な技術、豊富な経験をもっているので、中央工場に投資をして、利潤をあげることは可能であると考える。

11、中央工場の水揚げは七万、町工場は一〇万と比較されているが、外注を受ければ、水揚げは上る。比較は無理だ。

---

(1) まず簡単なもので、中央工場でやれるものであっても、材料の手持ちの具合と納期の関係から、外注に出す場合がある。

例えば、何日までに修理せよという場合に、それまでに材料が間に合わないときは、それが出来る業者に出す場合がある。

(2) また、中央工場は一応炭鉱関係の修理作業はやれるが、特殊なもので、慣れていないのもある。このような場合は、その方面に慣れた業者に発注する方が有利である。

(3) 中央工場の作業の段取りからみて、たまたま手一杯であるという場合は、止むを得ず外注に出すときがある。

(4) 中央工場でやるより外注に出した方が格安になるときは外注に出すことがある。

9、注文者は納期の確実性ということを、なかなか信用してくれるものではない。独立した新会社となれば、一般の信用を得易くなる。いいかえると、炭鉱に対する概念がなくなる。「現在は宣伝の世の中だから、誠意をもってあたれば可能となる」といわれるが、機械工業は商業と異り、専門的な分野であるから、通り一辺の宣伝で注文がとれるというものではない。納期の確実性と技術とが信用の大部分を占めているので、中央工場を新会社として、機械工場会社としての組織を確立することで、外部の信用問題は解決できると考える。

10、炭礦会社の現在の起業投資は銀行その他から融資をうけて賄っていることはいわれる通りである。その使途はひもつきで厳しい制約をうけている。

一例を上げて説明をしますと、S三五年度の[illegible]より要求された起業費の予算総額は一〇億八千万円であったが、銀行よりの金融にまって賄っておる関係上、削減につとめ、三億四千万円にけずったような次第で斯様な状態の中から中央工場の設備改善に若干でも資金を廻すことが出来るか否かご理解願えると思う。

また、中央工場に投資して、その利潤を炭礦会社に還元せよとのことだが、以上のような理由から中央工場への投資は不本意乍ら不可能の状態にある。しかし、もし組合のいわれるように、さきに中央工場へ投資し利潤を上げるとした場合、今のように限られた資金枠の中では、石炭採掘に直接必要な資金が更に不足し、生産阻害となることは火をみるより明らかなことで、いい得て実行出来ないことである。

従って、新会社とすることにより、始めて、炭礦会社の制約から離れ、独立した会社として、融資も可能となる訳であります。

11、比較するとこのようになることは事実だ。その原因は設備投資が不如意で、機械設備の改善が出来なかったことだ。

12、新会社は町工場を対象にしているが、はげしい競争にたえうるか、一流メーカーと太刀打ちできる計画を立てる必要はないか

13、炭鉱会社の中にあっても外注を受けて、計画的にやっていけるのではないか

14、労働条件について
新会社にすれば請負賃金制度にすることができるとの会社提案であるが、請負給にしたからといっても標作を上げれば賃金が上ることにならない。

15、新坑、五坑、六坑には新会社として分工場を置くが二坑には何故置かないのか

16、日立、安川等とコネをつけると、結局下請けの形となり、製品の規格が統一されたものをつくることになるので生産、保安に支障はないのか。また会社は炭鉱会社の仕事をしておれば、一般の信用はうけられないといわれるが、この点で新会社の信用はうけられるのか。

17、当面の設備投資は、炭鉱会社が出すのか新会社が出すのか、また近々のうちに機械を入れるというウワサをきいたが、新会社に入れば設備投資ができると提案されながら、このようなウワサがあるのは好ましくない。

追加質問

1、企業内の設備投資をやっておれば、町工場のように一〇万位の水揚が出来たはずだ

2、企業内での受注について過去においても出来るものをしなかったのではないか。機械の点も設備出来ない。

3、人員関係について
新会社にならずとも後継者の養成も出来る積極性がないのではないか。新会社を発展的にやっていく場合の人員計画がない。

4、請負制をとっていたが二ヶ年に止めたのは何故か。
請負の具体化について

5、罷業賃金についてあげていないが何故か

12、新会社も発足当初は炭鉱会社の仕事が中心となりましょうが、一貫作業が出来るという特色を生かし、次々に受注を増し、その利潤で設備を改善し、将来は専門メーカーとしてやっていく考えで、町工場の下請けを主とした工場とすることは考えておりません。

13、中工の機構は炭鉱会社の出炭に支障をきたさない仕組にされており、一貫作業をおこなう工場の要請に応えてきたので、今までは外注をとる余裕がなかった。最近、漸く一部に外注をうける余裕ができたが、今の機構では外部が相手にしてくれない点が多い。

14、今まで中央工場の賃金は炭鉱賃金の枠の中にあって機械工場にそぐわない制度になっていたので、これを機械工場にマッチした制度に組みかえるということで適正な請負給制度にする。

15、二坑は地理的にみて中央工場に近いので、新会社の分工場をもうけないでもやれるので置かないことにした。

16、発足当初から大巾に外注をうけてやっていくことではない。将来大巾に外注をうけてやるようになれば新会社の組織も炭鉱関係を専門とする修理部門と外注を処理していく製作部門といったものに分け、処理していく。従って生産、保安に支障をきたさず積極的に外注をうける態勢をとり得る。

17、二〇〇〇万円は炭鉱会社があっせんして銀行から新会社が借りる。炭鉱会社が返済の保障をする構想だ。新会社となる前に機械を入れる事実はありません。先般、必要な機械を中央工場で検討したので、これが誤り伝えられたのではないか。

会社回答

1、炭鉱会社の賃金枠の中では三〇万位のことも難かしい。中央工場は一貫作業をやっているので全体的にはバランスの中で設備投資をしなければならないから、簡単に水揚をアップさせることは難しい。

2、中工は炭鉱会社の機構の中にあり急を要する仕事を優先しなければならないので、受注についても出来なかった

3、人員関係について、技術学校がある時は充足していたが、今後は新会社、炭鉱会社、組合三者でよく話合って行く。将来の人員計画は新会社の発展の中から出される。

4、過去には請負制度をとっていたが、職種賃金形態が固定化したし、各坑とのバランスで問題があったのでやめた。今後は一部請負にして将来拡大していく。

5、罷業賃金については明確な答弁が得られなかった。

以上

ニュース

77

新坑支部長補選終る

相場　繁氏が信任

新坑支部長飯尾栄二郎氏が一身上の都合による辞任届が出され、執行委員会はこれを受理、一月六日本部選管も正式にこれを受理し、これが補選の業務を進めていたが、各支部の代議員会で若干の問題があったため、補選の業務を一時中断、一七日に行われた第一六回の臨時総会で、選管に一任が確認された。したがって、本部選管は一八日、日程・予算を組み、ただちに補選には入った。一九日に日程の公示を行い、二一日に候補者の受付を開始、二六日に投票即日開票を行ったが、対立候補なく、相場繁氏が信任され、二九日から事務引継が行われることになった。

開票の結果は次の通り

開票の結果

在籍者総数　二、四二二票
投票総数　一、八〇八票
投票率　七四、六％
信任　相場　繁　一、四八二票
白紙　九〇　無効　二三六
有効認定票数　九〇五票

以上

1962・1・27

大之浦労組教宣部

ニュース

78

29日

組合 団交で今後の正常化をただす

またも会社の不誠意

36年下期々末 2月支払い分

7日 午後1時から支払い

昭和三六年下期々末手当二九〇〇〇円のうち二月一日以降積金繰入り分一人当り平均五〇〇〇円（税込み）の払出しについて二五日から会社と窓口で交渉を行なっていたが、資金ぐりを理由に支払い困難を主張した。

組合では、二九日午後一時より執行委員会を開いて検討をおこなったが、三六年上期々末手当一〇月払出し分についても、会社は支払い困難を主張し、協定尊守の誠意がみられなかったし、今回また同じケースで会社が不誠意な態度を示すことは極めて遺憾であるとし、再度会社の猛省を促して誠意ある回答を求めることになった。

従って、支払い問題について団交に応じるよう申入れたが会社は

１、本日から開発銀行が調査にきているので回答は困難である。

２、経理事情は専門家でもって調査願いたい。支払える状態にない。

と回答してきたが、さらに窓口で交渉を重ねた結果、会社は「七日全額一斉に支払うよう努力する」と回答してきた。

この回答について組合では検討を重ねた結果、資金操作上で止むを得ないとして会社の信義については団交の中で追求するという結論に達し、午後五時三〇分、執行委員会を終ってただちに抗議団交の申入れをおこなった。

支払い問題についての抗議団交は、午後五時三〇分より第一会議室で開き組合から会社の経理事情などどうであろうと、尽すべきは尽すという誠意を示さない限り、今後の労使間の正常化は考えられないと、激しく抗議、会社も悪天候がつづき二万屯の炭（八〇〇〇万円）が船積出来ず、現代がは入らなかったという突発事故のために迷惑をかける結果となった。今後の問題についても少々時間をもらって最大の努力をした結果を回答したいと約して午後六時一〇分抗議団交を終った。

× × × ×

昭和三六年下期々末手当（二九〇〇〇円）残額のうち、一人当り平均五〇〇〇円から税引後　さらに二一〇〇円の組合控除した残額を二月七日午後一時より全額一斉に支払うことになった。

以上

1962・1・30

大之浦労組
教宣部

ニュース

79

組合 会社計画を更に具体的に追及（二〇項）

会社 回答に進展なく 基本的問題の解明を要求

第六回の合理化団交は、三一日午後三時半より第一会議室においてひらかれた。

既報（ニュース七六号）二〇数項目にわたる会社回答に対して、組合は専門部会、職場会議の意見、要望を集約して二〇項目にわたって具体的質問を行った結果、会社は一時間の休憩を求めて検討、午後六時四〇分より再開、会社回答を受けたが、組合の核心にふれた回答に至らず、組合長より組合は生活と権利を守ることを大前提として炭鉱会社、新会社の将来の展望について保証出来る解明がない限り、中工を始めとして関連をもつ各坑分工場、営繕の問題の解決はあり得ないことを会社に強く主張した。

会社は、組合の鋭い質問に再度休憩を求め、組合の意見・質問を整理、集約して再開したいといってきたが、組合も反論要旨を検討するため、午後九時交渉を打切った。

組合質問の要旨

営繕関係

営繕を業者に切替えることによってコスト・ダウンを図り得るといわれているが、過去において業者にやらせたところ、業者は営利を目的としている関係上、作業が粗雑なため、後でまた営繕の手をかけねばならないという事態を招いたという事実がある。

このことは、かえってコストアップに通ずることであり、ただ単に能率を引上げるという名目的な方策としか受けとれない。

会社がコストダウンをあくまでもはかるのであれば、現在より更に悪い仕事をするようになる。われわれは、そこに不安をもっているということを、具体的に一三項目。

各坑工場関係

外注をうける体制をつくるため新会社とするといわれている。

従って新会社として作業計画を独立した体制になることとはあきらかである。このあらわれが、分工場には溶接部門のみ残すということになっているが、坑内という特

会社回答の要旨

営繕関係

会社の考え方は、炭砿本来の作業以外は、現在、将来の石油との競合にそなえるためで、他社もすでにやっている。具体としてもやらなくてはならない時点がきている。しかしながら、そのことのみで問題の解決はあり得ない。分離された者の労働条件・賃金を将来を考え提案している。

考え方は、現在営繕でやっている作業を関連産業にやらせようとするもので、そのことによって既将の福利・厚生面に迷惑をかけるとは思わない。具体面営繕が業者に変るということで管理面が変ってくるだけだ。作業の性格からいって技術者なので技術・能率を考えるとコストダウンになるし、そのことは賃金にハね返ると考えている。

会社も常に作業の検収、かんとく、指導を行っていく考えである。労働条件、賃金体系は変るかもしれないが、それは企業の中で技術・能率によって考えられるものだ。

各坑工場関係

必要とされる手続、生産、保安については支障はないと考える。

緊急を要することは従来同様作業をして、後で精算するようにする。

設備についても規格統制の設備であるし、現物合せは少ない。各坑に熔接夫を常駐させるので日常の作

つづく

1962・2・1

大之浦労組 教宣部

殊事情の疲労で、しかも古い機械を使用している関係で、突発的な繁忙を要する作業または現物合せ等の作業が多々あることは見逃すことの出来ない事実である。したがって生産、保安上に支障を期すという不安をもっているということを中心に四項目。

中央工場関係

新会社は将来専門メーカとして独立してやっていけるということをいっているが、設備投資、その他の面で将来に対する不安はどうしても解消しない。一流メーカの日立、安川の下請工場にしても設備その他相当に充実しており、しかもきびしい管理下にあるときいている。これらを併せ考えた中から、設備投資、金融面等の将来の見通しに対する不安があるということを四項目。

架線関係

架線部門の計画人員で危険性のある作業は出来ないという不安がある。

業は消化出来るし、工作から分工場と連絡を充分に密し、代替性をもたせるので組合が心配されるようなことはないと考えている。

中央工場関係

現在の中立の形でいくとするならば、非常に不安定な会社としても中工に設備投資することは考えられない。新会社に独立することによって八幡、日立、安川と技術提携いをして代理会社として発展が可能になる。なお二、〇〇〇万設備資金は当初新会社がかり買取契約保証になる。将来発展に従って投資の増額も考えられる。人員計画についても、生産が二倍になったら、人員計画一一二名を将来一三九名にしたいと考えている。当面の運転資金は資本金五〇〇万新会社として親会社の援助でやっていく。作業内容は現在作業を主として生産、保安を期し、設備投資技術導入による能率と技術によって外注をうける。将来は、鉱山機械、ポンプ、コンベヤー、プラント設計製作と考えているし中工の技術と、経験はその能力をそなえていると思う。

架線関係

架線部分の人員不足は考えていない。緊急を要し不足の場合は地元業者を使うことも考えている。架線関係の作業もあるし作業の技術にともない要性ものびていくと考えている。

なお、組合は会社に参考資料の提出を求めた。

依頼資料

1、産業の賃金支払い状況と経理状態、各職種別人員構成、将来性
2、経営の合理化以来の予算（毎月、各現場）
3、直営予算はいくらか
4、支払い修繕料はいくらか

以　上

ニューズ 80

春斗の火ぶたをきる
五、〇〇〇円（月額）の要求書を提出

第三二回炭労臨時大会において確認を得た賃金要求書を二月五日各社一斉にそれぞれの経営者に提出するとともに、併せて賃金交渉を平和的に早期解決をはかる主旨から、大手十四社の集合交渉方式による交渉申入れを行った。月額五、〇〇〇円の要求内容は、炭鉱労働者の最低要求であり政策転換要求とともに実力行使をかけても斗いとり、春斗を勝ち抜く体制を固めてゆかねばならない。

昭和三七年二月五日

日本炭鉱労働組合
中央執行委員長　原　茂

貝島炭鉱株式会社
副社長　貝島弘人殿

交渉申入書

当方組合員の昭和三七年一月一日以降同年一二月三一日迄の賃金について、貴方と当方の間において団体交渉をもって取りきめたいので、交渉を申入れ致します。尚、右交渉方式が原則でありますが、ここ数年間の賃金交渉の経過から判断して、交渉の実態は最終的に集合交渉に移行されています。したがって、本年度においても平和的に早期解決をはかるため便宜的な方法として大手十四社（三井、三菱、北炭、住友、古河、明治、雄別、太平洋、貝島、日鉄、日炭、宇部興産、杵島、大正）との集合交渉方式によって交渉を進めたいと考えますので、申入れ致します。

以上

昭和三七年二月五日

日本炭鉱労働組合
中央執行委員長　原　茂

貝島炭鉱株式会社
副社長　貝島弘人殿

要求書

昭和三七年一月一日から同年一二月末日までの組合員賃金について左記のとおり要求します。

記

一、賃金構成

基準賃金　(1)本人給　(2)家族給

本人給は固定給及び請負給とし、固定給は規定時間に対し、請負給は作業量に対し支払われるものとする。

二、労働時間

本人給に対応する労働時間は休憩一時間を含み拘束八時間とする。

三　賃金額　(1)　本人給

(イ)　最低保障賃金　各人の本人給額は左の額を下廻ってはならない。

満一五才　一方　三二〇円（税込み）　満一八才　一方　四八〇円（税込み）

(ロ)　引上げ額　現在の各人に決められた賃金額を左の通り引上げる。

一律引上げ額　一方当り二〇〇円（税込み）

(2)　家族給　額、支給条件、支給範囲とも前協定どおりとする。

四、標準作業量　前協定どおりとする。

五、基準賃金に関するその他の諸事項　前協定どおりとする。

以上

大之浦労組　教宣部

ニューズ

82

賃上げ要求について

じん肺要求の交渉申入れを行う

×××××

昨年度、下期々末手当斗争の敗北とともに、一時斗いを見送り、春斗のなかで斗うことになった。退手・じん肺の斗争は、退手については昨年九月二五日に要求書を提出していたが、じん肺については二月七日あらためて会社に対し、じん肺並びに重度障害要求に関する申入れを行い、春斗の先陣をうけて斗いを推進することになった。さあ、決意を新たに体制を確立しよう。

×××××

昭和三七年二月七日

日本炭鉱労働組合
中央執行委員長　原　　茂

貝島炭砿株式会社
副社長　貝島弘人殿

じん肺並びに重度障害要求に関する申入れ

すでに要求書として企業連より貴社に提出致しましたじん肺並びに重度障害に関する要求書の中かで、一部従来協定に含まれておりました、せき損に対する取扱いを除外したかの如き誤解を生じたように承っておりますので、要求書の統一的作成を指導致しました炭労の立場から、一月六日、各企業連のじん肺共斗会議においてせき損については除外していない旨の確認を見ましたので、要求書の体裁上は一応別として、従来取扱われていたせき損は、要求書前文で明らかな通り各項目にあるじん肺の字句を使用する各項目のすべてに従来のせき損を含んで要求されている旨を各企業連に代って申添えます。

従って、要求各項目についてそのように理解され、精力的交渉のうちに一日も早い平和的解決に努力せられるよう併せて申し入れます。

以上

1962・2・9

大之浦労組
教宣部

ニューズ

83

第三次合理化団交
第8回

会社・営繕の移管を延期
最終回答と前置し、新提案を行う

二月一二日臨時総会において、決定をみた、合理化に対処する今後の斗争の進め方に基き、一四日午後二時より第八回の団交を行った。このなかで組合は「会社は、現在の実状として附帯部門の切離しは行わなくては炭礦会社としてやっていけない、といっているが、今後とも坑外の職場の切離しを考えているのか」と、問いただしたところ、会社は「なるほど、交渉のなかで〃切羽から選炭まで〃といったことは事実であるが、当面は坑外部門についての切離しは考えていない、いわゆる三七年度は考えていない。三八年度以降については計画がないので、お答えできない」と回答を行ったあと、今次提案の中工・営繕の早期解決を前提として、最終的提案とのべ、次のような新提案を行ってきた。

会社提案

一、中央工場関係について

（一）設備投資について

(1)当面二、〇〇〇万円を投資する旨説明しておりますが、新会社設立後、とりあえず五〇〇万円について設備の改善を行っていき、残りの一、五〇〇万円については新会社設立後、外注の状態等を勘案の上、できるだけ早急に発注していく考えである。

第二次、第三次の設備投資については、以上の投資による生産向上と、外注の拡大状況を見て、逐次考慮していきたいと考えている。

(2)日立等との提携について

日立等との提携については、先日来の団交にて、非公式な接触をしていることについてはのべておりましたが、今後は新会社設立を前提として、公式に折衝を始める事と致したい

(3)その他

イ、徒弟制度については、新会社において検討し、善処致したい。

ロ、新会社の将来の展望については、数回にわたり説明致しました通りである。

（二）各鉱分工場について

各鉱分工場については、会社提案の「新会社から派けんの形で修繕工若干名を駐在させる。その仕事の内容は単なる修繕だけの仕事でなく穴ぐりや鉄柱仕繰の仕事をする事」により生産、保安に支障なくやっていけると考えておりますが、組合におかれてなお、この点不安があるので次のとおりとする。

「各鉱分工場については、新会社の分工場として、新鉱、五鉱、六鉱、岳司各一箇所に設置し、修繕工の外、その他の職工2～3名を必要に応じ常駐させる。具体的には、別途協議することとしたい」

（三）労働条件について～前回提案通りとする。

二、営繕関係について

営繕関係については、会社としては二月一五日をもって貝島産業に移管したいと提案しておりました。

ただ、組合側にてこの際一挙に切替えることは、営繕関係組合員の移籍後の労働条件の不安、福利厚生面での懸念があるようなので、二月一五日に切替えることについては延期致します。

然しながら会社としては、炭鉱会社本来の石炭採掘に全力を集中するため、坑外附帯部門を極力分離する方針でありますので、組合員の皆様には、炭鉱の第一線に転職して頂き、能率の向上に努めたい。

なお、転職により人員の減少をみましても、臨時夫の古や、支払修繕料もありますので、福利厚生面に支障を来すことはないと考えます。

従って、次の通り提案致します。

1、一定期間を設け、転職斡旋を行う。

2、斡旋職種は原則として坑内夫に徹底して貰う

次、坑外に従業員不足の箇所があれば受入れる。

具体的には、鉱・支部間で話合う。

う・ら

1962・2・15

大之浦労組教宣部

3．再雇継続者の取扱い
上記の継続者の勤続手当、退職手当等については、昭和三六・四・一日付協定の取扱いを準用する。

4．その他
一定期間を設け、入社採用希望者については、昭和三六・四・一日付覚書の会社再建に伴う入社採用特別措置を準用する。

以上

ニュース

84

2月20日 春斗第一次統一行動日

……炭労・退手・じん肺斗争で参加……

総評、中立労連の共斗機関である春斗共斗委員会常任委員会は一月二六日会議を開き、春斗第一次統一行動を二月二〇日、いっせいに行うことを決めた。規模は職場大会、総決起集会の予定である。この二〇日前後は、民間、中立組合とも、集中的に要求書をだす時期である。特に今次斗いの中心となる鉄鋼、造船、全国金属が一斉に提出する公労協は十二日より交渉を強化、公務員共斗も地公関係の大半のヤマ場となる時期でもある。炭労はこの時期に退手、じん肺の対立点を明らかにして、二月二六日以降は、実力行使に突入する予定である。

中斗 斗争スケジュール決定

炭労は春斗方針を決定した大会終了後の二月三日中央斗争委員会を開き、政策、賃金、退手、じん肺斗争の具体的な方針を決定した。

退手・じん肺

この方針では、退手、じん肺斗争は、二月七日から団交を再開、九日、十二日、十四日と団交を続け、二〇日頃を目途として対立点を明らかにする。二月二六日以降は実力行使による対決で解決をはかることになる。なお、二六日から実力行使の段階では二七日からの本部交渉委員団も都内行動で積極的に各社と折衝を行うことになるだろう。

賃金

賃金斗争については、二月五日第一回団交をもち要求書を提出、退手、じん肺斗争終了後、具体的交渉に入るという方針である。二月五日第一回団交が各社毎に行われ、炭労は賃金要求書を提出すると共に、退手、じん肺についても、先に提出した要求書にもとずいて迫った。会社側の回答は、

(1)、集合交渉には応じかねるが、検討したい

(2)、賃金は、他産業との関連で全然あげないわけにはいかないが、現状からして困難というものであった。

各社交渉担当中央執行委員はつぎの通り

三井（鉾山）　三菱（佐藤）　北炭（高垣）
住友（渡辺武）　古河（東海林）　明治（土屋）
雄別（相沢）　太平洋（杉山）　日炭・貝島（渡辺政）
二瀬・杵島（木下）　宇部・大正（石塚）
選挙並びにじん肺担当（佐々木）、西日本関係については、九州地方本部執行委員の協力を求める

各社改正の意志なし

退手、じん肺改正要求を中心とする交渉は、二月七日各社別に第二回団交がもたれた。すでに提出ずみの退手、じん肺協定の改正要求書に対し、各社は、

(1)、改正する意志はない

(2)、企業に支払能力がない

(3)、他社よりもうちはいいから改正の要なし

等と回答、この中で明治だけは改訂の必要を認めるという発言を行った。

なお、賃金の集合交渉申入れについては、三井、古河、雄別、太平洋各社は即答できないと回答している。

中央八社のうち、七日に団交を持ったのは北炭を除く各社である。北炭は十二日の交渉まで交渉は再開されない模様。

交渉方式即答できぬ

三井

組合〜賃金については集合交渉としたい。

会社〜即答できない。

うらへつづく

1962・2・16

大之浦労組 教宣部

とやりとりがあり、最後に組合側が他産業にくらべて水準が低いことを例示して迫ったが、特別の進展はなかった。つゞいてじん肺について

会社～担当者が交替しているので、もう少し勉させて欲しい。従って、今回は自動延長したいが内部で打合せして回答したい。なお、じん肺で改定を労災にくり入れることには、問題があるので検討したい。

組合～二月中に解決したい、ともかく実体からしてこれでい、ということにはならん。

会社～他社よりも高いので問題はない。

というやりとりがあり、四時頃、二時間にわたる交渉を終った。

〔住友〕　まず会社側は石炭産業の将来について問題があるので、改正すべき時期ではない。またもし、退手について労労の主張通りにしたらホー大な額で、とうてい支払う能力がない。と例によって例のようなことを、更に追及すると、退手は賃金に比例する。今年の賃上げの回答にならんから、それでい、でしょうと逃げをうつ、他産業に比較して低いのではないかと追及すると「すぐれてないが」といちおう認めて「それでも一五年、二〇年の所では高いところもあり、全体としてそん色があると思わぬ」と逃げる一方であった

〔古河〕　ここでもまず、石炭の将来性が見通しつかぬ、と、どこの会社でも必ずいうようなことをいって、古河では大部分の山が悪いので、退手要求については応じられるような企業内容ではない。と回答、更に古河は、平均賃金で基礎算定をしているので、健保日額よりもいいはず、と強調。従って、改正の必要なしという会社側の意見である。

〔太平洋〕　他社に比べて高いので改定の意志はないという。組合側は賃金が安いから退手も少いというが、退手改定そのものは良くない。他産業に比べても、はるかに低いと反論、次回九日には具体案をだせと迫った。

〔明治〕　明治の場合、前回の停年改定の主張からも、改定の必要を認める。しかし具体的にはまだだせないと発言、これに対し、組合側は、明治は他社にくらべても低位であり停年改定との関連からも独自の立場で改定案を示せ、他社の動きを待っていては、明治だけストが長引くと追及、次回九日に具体案を示せと要求して終った。

〔雄別・三菱〕　両社とも、炭界不況で回答はだせぬ。退手・じん肺の要求には応じられない、という回答であった。

〔西日本ブロック〕

高松～五日賃金要求書提出、九日に退手・じん肺交渉を行い回答を求める。

また、賃金交渉方針について確認を求める予定。

二瀬～五日賃金要求書提出、六～七日は炭労大会の報告のため交渉なく、中央に準じて進めるよう話合う。

宇部～五日賃金要求書提出、九日退手・じん肺を主として交渉する。

杵島～六日賃金要求書を提出し説明、交渉方針について会社は検討して回答すると答えた。その回答後、内容の交渉に入る。退手・じん肺は八日頃から

貝島～五日、賃金要求書提出。

以上

ニューズ
85

2月18日 大正で大集会

大正の動員隊は連日、九州炭労傘下のオルグを混えて、九州炭労、九全労、西鉄連等に分散宿泊しながら、精力的な行動を続けている。田中社長宅を始め、蟻川県議宅へ連日デモをかけ、行動隊自ら手作のビラを張りめぐらしている。また、市内の福銀各支店へ、予金の出し入れの繰返しを続けている。山元においても、一二日には、大正共斗の部元を二人一組で街頭に進出、ビラを配布し、また中間、折尾の福銀支店に対して、二四〇人のさみだれ予金戦術、一三日には、斗争中の黒崎タクシー八七〇人動員、福銀中間、黒崎支店には三〇〇人のさみだれ予金戦術を行った。また、来る一八日には、大正を守り春斗を勝利するために、大正において、県総評、北九共斗、炭労現地対策委、県賃労協の主催、県安保共斗との共催で大集会が開催される。斗いは次第に市を挙げた統一斗争へと発展しつつある。大会を成功させるため多くの参加に努力しよう

高松 保安要求で一時間スト

高松支部は、たび重なる災害に抗議して、一七日各方一時間の時限ストを行う。このストは、高松斗争終結（三六・一〇）以降二月迄に一二名が死亡、本年だけでも五名が負傷するという、合理化後保安無視の増産体制が強行されている。一二日午後八時四〇分、二島坑で原因不明のマイト事故で、一名が重傷、二名が死亡するという重大な災害がおきた。

組合はこれら　①一連の災害に抗議し、その根因を追及し、責任と対策をきちんと取らせること、②短期採員の本採用（試用期間、三ヵ月後本採用とする協定を実施していない）③二〇〇名残炭採掘準備作業の一方的実施反対、を指標に一時間ストに突入することをきめたのである。

目尾 春斗へむけて斗いを！

古河目尾においては、大峰閉山が新らしく提案されて以来、先月一七日より、一応団交が中断されたが、その後全然交渉は持たれていない。二月一一日より一三日までの三日間にわたり、山元では斗争委員会を開き、当面の斗いの方針として、大峰の第二会社化阻止斗争と結合させて、春斗へ持ちこむ構えを決めた。

なお、二月二、三日の古炭連中斗で、目尾の斗いについて炭連で確認されていた、炭連の統一斗争で合理化斗争を進める方針を考慮し、斗いを組むよう要請された。従って、現地としてもこれを了解したが、実態として今ここで未解決を残した中で幕は引けないので、団交の申入れがあれば、これに応じ、精力的な交渉を進めることを確認した。

大之浦労組教宣部

ニュース

86

炭労中斗発第一六七号
一九六二年二月一七日

各地方本部
各支部
各企業連
斗争委員長 殿

日本炭鉱労働組合
中央斗争委員長 原 茂

春斗第一次実力行使突入に関する指令

第三一回中央斗争委員会（二・一六〜一七）は、大会以降の諸行動の積重ねの上に、当面の情勢について意思統一を行うとともに、二月下旬から三月初旬にかけての春斗第一次対時点における具体的な実力行使の内容について次の通り検討を行った。

一、情勢について

1、春斗全体のうごき

(1) 総評、中立労連傘下諸単産を中心として、春斗に結集する全国単産一〇〇組合、約五百万に及ぶ労働者は、過去の春斗の経験から労働者一人一人の斗いに対する認識の結集、官民一体の巾広い共斗体制の確立をはかるためには、早期から闘争体制にとりかかる必要があるとの判断のもとに、昨年一一月二〇日いち早く春斗共斗委員会を発足させ、斗争の推進に努力を重ねてきた。

(2) 昨年一二月一五日には春斗統一要求書を政府に対して提出するとともに、各単産それぞれの斗争方針を決定、要求書の提出を急ぎ、すでに大部分の単産はこれを終っているが、残りの単産もおそくとも二月末までには全体が体制を完了する段階にある。
また、内部体制の強化、共斗体制の確立など体制づくりのため、年内には民間・公労協それぞれのブロック別討論集会を開催、一月中には北九州・京浜・阪神の各地域共斗体制の確立、各ブロック各県段階の共斗の確立ならびに各職場毎の討論集会の実施を終った。

(3) 以上の諸活動を経て、各単産は早いところは二月下旬から三月には全体が本格的な交渉、斗争の段階に入り、中旬には全体の実力行使体制が確立する見通しにある。
一方、地域などを組織とする物価値上げ阻止、最低賃金制確立などの斗争も、職場における統一行動のつみ重ねを軸として、次々に全国的規模で活動しつつある。

(4) 以上のような経過と展望の上にたって、一月二六日の春斗共斗委員会は、二月二〇日を春斗第一次統一行動とし、総決起の意味を加えて各単産が統一指標にもとづく時間外職場大会を開催することを決定、つづいて第三回春斗共斗委（二・一〇）は、

① まず炭労の政策斗争をはじめ合理化の背景斗争、国鉄・動力車労組の合理化反対斗争など、すでに二月下旬以降実力行使体制に突入する諸斗争をつつみ、宣伝、オルグ派けん、交流、ビラ入れなど最大の共斗体制をとり、三月三日には最低賃金制確立を中心とする第二次統一行動を実施する。

② さらに三月上旬から中旬にかけ全体に先がけて実力行使の段階を迎える中小労組の斗いを、先行斗争の性格をもつものとして統一的に把握し、三月二〇日を[illegible]拠点として全体の実力行使体制を第三次統一行動として確立する。

③ 以上の統一行動の経験の上に、春斗の中心をなす鉄鋼その他の金属共斗の集中体制確立を基盤として三月下旬段階、第一次統一ストライキを決定、三月二八日を第四次統一行動として、この日を中心に全単産が統一的に二四時間以上の実力行使に突入。

つづく

1962・2・20

▲▲
大之浦労組教宣部
▼▼

㋭ 第一波ストに引続き、各単産は実力行使をつみ重ね、四月十日頃を目途に全単産、全地域共斗が最大可能な戦術を行使し、決戦の段階に入る。

との決定を行い、現在全単産がこの方向で斗争の強化に努力している。

2、政策斗争の中央情勢

(1) 国会においては一月二六日から、予算審議が開始されたが、昭和三七年度予算に先立ち、昭和三六年度第二次補正予算が、二月一二日衆議院で可決、一六日に参議院で可決成立の予定である。この第二次補正予算中には、炭鉱離職者対策費として、一月一日以降、技能修得費、職業手当、雇用奨励制度実施に必要な金額八、二八〇万円が組みこまれている。これは昭和三七年度予算案と同内容のものであり、政府は本予算についても原案に強く固執するものとみられる。

したがって、離職者対策費をはじめ予算に関する限り、政府案の大巾な変更を斗いとることはきわめて困難であると判断される。

(2) 最低賃金については、現在小委員会において実態調査が進められている段階にあり、その結果をまって、三月初旬には答申が煮つめられるものと判断される。しかし、最低賃金の必要性を認めた池田総理の言明があるにもかかわらず、小委員会の審議過程では経営者側委員の猛反対もあって、これが反映されていない。政府は審議会の答申に従うとの態度をとっているので、事態は必ずしも楽観を許さない現状にある。

(3) 雇用安定政策の確立、総合エネルギー計画の樹立については、国会決議が行われて以降事態はほとんど進展をみていない。本国会においても予算委員会の質問にたいし、政府は各エネルギー毎に問題を掘り下げるのが先決であるとの態度で総合エネルギー政策の確立について、早急に具体化しようとの意欲はみられない。

(4) この他、保安法の改正については、中央鉱山保安協議会の中に法改正委員会を設置して、一二月七日から審議を重ねてきたが、二月一五日までに意見の一致をみた事項については本国会において改正を行なうはこびとなっている。

3、賃金・じん肺に対する交渉経過と情勢

中央各社は七日に交渉を再開、九日、一二日（三菱、住友は一三日）と団体交渉を重ねてきた。一方、西日本各社については、杵島、日炭、宇部の三社が九日団体交渉を再開したが、その後、交渉はもっていない。

交渉の経過を要約すると、各社それぞれ理由とするところは、

(1) 賃金の引き上げにともなって、当然退職手当も引上げになる。

(2) 現在の石炭危機のもとで企業収支は苦しく、コストの引き上げを招くような要求には応じられない。

(3) 特別退職者も特別退職プラスアルファ扱いをしている現状で規程を改訂する必要はない。

(4) 石炭他社より好条件にある。

(5) 退職後の生活は厚生年金、失業保険など社会保障によるべきであり、企業の退職一時金に期待すべき段階は終った。

などなど、相異点はあるが、何れも要求拒否の点では一致して強硬な態度をとっている。

会社のネライは本年、年末の段階でもあきらかなように、しつように交渉の遅延をはかり、結局は現行協定並にりにもちこもうとしていることはあきらかである。

二、斗争の進め方と戦術決定について

1、政策斗争

(1) 政府は衆議院において予算が成立すれば参議院段階において自然成立を待つ態度に出てくるので、予算については二月末から三月初めにかけての衆議院審議の最終段階が決定的なヤマ場である。

しかし、すでに補正予算のなかで離職者対策費が、われわれの要求に関連するものは修正決定されており、本予算の中でもこの要求実現に至る見通しが薄く、大巾な変更は事実問題としてきわめて困難であると判断される。

(2) したがって、われわれはこのヤマ場をねらって、①の基本要求である稼働賃金の要求促進、②雇用安定政策の確立、③総合エネルギー政策の確立などをあわせ、可能な限り力を集中して基本原則について確約せしめることが必要である。

(3) そのため、政府に対し二月二〇日別紙(1)の要求書を提出して精力的交渉をすすめ、二七日以降の大衆行動（具体的行動内容は別途政策部で指示する）と、三月一日よりの実力行使を背景に二月二八日政府の回答を求める。

(4) 都内行動、実力行使と結合して、三月三日炭労全体が時間外職場大会を開催する。

2、選手・じん肺斗争

(1) 二月二二日頃を目途に交渉をにつめて対立点をあきらかにし、二六日には会社の最終回答を要求する。現在の石炭資本の態度からみて、われわれの満足すべき内容をかちとるためにはかなり強力な対決の構えが必要であると判断される。

(2) そこで、炭労全体が同時解決という統一斗争の原則にたって、政策斗争とあわせた全体対決の構えと戦術行使を必要とする。但し、この場合

(イ) 交渉方式が集合交渉ではなく、対角線もしくは企業連交渉の形をとっており、交渉場所も異っていること。

(ロ) 各社の現行協定に差があり、とくに選手手当については要求の内容も完全に統一されてはいないこと。

などの諸点を考慮し、大手十四社についても画一的な戦術行使は行わない。

3、実力行使

(1) 以上の考え方に立って、政策、選手、じん肺の各斗争を結合して、三月一日以降実力行使によって対決をはかり、その中で選手、じん肺の解決と政策要求についての原則的確約をかちとる。実力行使の規模はオ二次斗争を控えているので、波状ストライキを採用する。

(2) 大正支部は再建斗争との関連で別に考慮する。

(3) 中小支部は大手の解決にひきつづき、地方本部の指令による実力行使を背景に解決をはかる

4、第一次以後の斗いの構想

政策要求の一応の目的達成をはかる対決の時点は春斗全体の高まりとあわせて、三月下旬以降に想定されているので、対政府交渉の進展にあわせ、三月初旬頃全経営者に対する要求書（別途送付する）を提出し、三月下旬よりのオ二次実力行使を背景に対政府交渉と並行して、賃金ならびに政策の対経営者交渉を推進していく。

交渉日程ならびに具体的戦術については、第一次実力行使終了後の中斗委員会で決定する。

5、大会決定による職場斗争ならびに組織共斗の強化を中心とする討論集会を三月一〇日から一八日にかけての時点に実施する。

三、具体的戦術

1、第一次第一波は四八時間ストライキとし、大手八社は三月一、二日、九州五社（大正を除く）は五、六日とする。中小支部は大手の解決後、地方本部においてストライキの具体的内容を決定指令する。

2、第二波以降の戦術については追って指令する。

3、三池支部は坑内を中心とする従来のストライキに併せ、方針ストライキを強化する。

4、選手手当、じん肺が解決した場合、あるいは政策について原則的確約がかちとられた場合にはその時点で第一次実力行使の実施について再検討する。

5、じん肺協定斗争については右日程にもとづき企業連が指令を行う。

以上の如き情勢分析ならびに判断に立って、第一次統一行動の具体的実施について次の通り決定した。

よって　左記のとおり指令する。

記

一、第一次統一斗争

（一）斗争指標

１、石炭政策転換要求の獲得

具体的には

① [illegible]電力の[illegible]促進

② 雇用安定政策の確立

③ 総合エネルギー計画の樹立

④ 予算要求の獲得

（二）ストライキ突入支部、期日、規模、方法

第一次　中央八社傘下各支部

三月一日一番方より四八時間ストライキ

西日本五社傘下各支部（除く大正支部）

三月五日一番方より四八時間ストライキ

中小支部

地方本部において期日、規模、方法を決定指令せよ

（三）保安要員

従来の慣行に従い山元において協議決定せよ

（四）ストライキの通告

大手各社については、中央本部より本社に通告する外、中小支部については地方本部で通告せよ。

（五）ストライキ決行時の行動

１、各支部は集会、大衆動員、交渉について具体的に計画実施せよ。とくに地方、地域における行動について地方本部（地区協・炭地協）の指示にもとづいて積極的に行動せよ。

２、各地方本部は支部の行動について具体的に指示せよ。

（六）集会の開催

三月三日各支部は五〇〇名オルグ団の帰山行動とあわせて時間外職場大会を開催し、石炭政策転換を中心とする春季斗争推進について、内部の理解の意志統一を強化するとともに、諸要求の獲得に関する決議を行い、関係方面に送付せよ。

（七）討論集会の開催

・各地方本部、支部は三月一〇日から一八日にかけ、各地区（炭地協）毎に支部組合員の参集をもとめ、①政策斗争、②地域共斗の推進を中心テーマとする討論集会を計画実施せよ。

二、春斗統一行動

（一）第一次統一行動

１、二月二〇日

各支部は時間外職場大会を開催し、第三二回大会決定の要求、すなわち政策転換者としての独自要求ならびに春斗統一要求についての決議を行い、関係方面に提出せよ。

主要なる決議文の提出先は次の通りである。

内閣総理大臣　池田　勇人　千代田区永田町二の一　首相官邸
通商産業大臣　佐藤　栄作　〃　霞ヶ関三の一　通産省
労働大臣　福永　健司　〃　大手町一の七　労働省
衆議院議長　清瀬　一郎　〃　永田町　国会内
参議院議長　松野　鶴平　〃　〃　〃
自由民主党総裁　池田　勇人　〃　〃　自民党本部

なお、物価値上げ阻止斗争については、例えば私鉄など近々に値上げを企画する周辺の独占的企業にたいし、石炭政策転換、賃上げ、退手、じん肺協定の改善については石炭鉱業、石炭各社などにたいし、抗議決議文を送附すること。

2、各地方本部、支部は当日各県評、地区労段階において計画実施される大集会、デモ、ビラ入れ、署名活動、交渉集会等の諸行動に積極的に参加せよ。

(二)　第二次統一行動

1、三月三日各支部は第一の(六)の集会にあわせて春斗共斗の決定した最低賃金制かくとくの統一決議を行い、政府国会に送付せよ。

2、各地方本部・支部は各県、各地区共斗の主催するメーデー闘争の大集会に可能な限り組合員を動員参加せしめよ。

以上

（別紙１）

春斗第一次統一行動の実施について（春斗共斗発一三号　一九六二・一・二七）

一、第二回春斗共斗委員会において、二月二三日頃実施を予定していた「春斗第一次統一行動」を一月二六日春斗常任共斗委員会で協議の結果、二月二〇日に実施することになりました。

一、民間中立組合とも二月二〇日前後に集中的に要求提出の段階となり、とくに今次春斗の中心となる鉄鋼、造船、全国金属等は一斉にこの日に要求を提出する。また公労協は一二日より一七日まで交渉を強化し、斗争体制を発展させており、公務員共斗も対公関係の大衆的な賃斗のヤマ場となる時期であります。

一、全国一律最賃制、産業別、地域別の最賃要求の斗いは二月一〇日の各地方統一行動のあと三月三日にむけての全国的な斗いが進められ、物価値下げの斗いも二月一七日の統一行動以降国民的な規模に発展する時期であります。

一、国会においては予算審議の最終段階での最も重大な時期であり、社会保障要求、国鉄運賃法、物価、減税の斗いが政府、国会にむけられ、ＩＬＯ批准、国内法改悪、憲法改悪、政暴法及び日韓会談の取扱いが政治的に重要な課題となります。

これらの情勢を考えて、左記により春斗第一次統一行動を全国一斉に実施することは春斗全体の体制確立のため極めて重要なことでありますので、各単産、各地方共斗の積極的な取組みを要請致します。

記

一、統一行動の指標
１、大巾賃上げ、最賃制、社会保障拡充
２、合理化反対、時間短縮、政暴粉砕、完全雇傭
３、ＩＬＯ条約批准、国内法改悪反対、労働基本権の確立
４、公共料金、独占物価値上げ反対、大衆課税反対、大巾減税

二、期日　二月二〇日

三、行動内容　(1) 各単産は大巾賃上げ、全国一律最賃制、産業別、地域別の最低賃金要求を中心に統一目標をかかげ職場大会（休憩時間中）を開き、春斗体制を確立するとともに、統一要求を決議し、決議文を関係方面に提出する。また、県、地区共斗が主催する地域集会に積極的に参加する。

(2) 各県、各地区の春斗共斗は統一目標をかかげ、大集会、デモを組織し、これを中心としてビラ入れ、署名活動、交流集会などを行い、また、大会での決議にもとづき関係方面への要求、交渉など、それぞれの事情に応じて統一行動を展開する。

（別紙２）

春斗三月中旬以降の斗いの基調と諸行動について（第三回春斗共斗委決定　二・一〇）

一、当面の大要と展望について

(1) 総評中立労協傘下諸単産を中心として、全国単産一〇〇組合約五百万労働者の結集体として組織した春斗共斗は、第一回共斗委員会（一一月四日）において、その基本的方針を確立し、第二回共斗委員会（一二月二三日）において一月以降三月上旬に至る具体的行動と、その諸対策を決定した。

昨年より約一カ月半早く組織され、具体的行動を展開した狙いは、

１、過去の春斗の経験を生かし弱点を克服して戦略戦術全般にわたり名実共に官民一体の統一斗争の体制を中央地方にわたり、全国的に確立すること。

２、政府日経連が中心となって、高度成長政策の破綻の責任を国民大衆に転嫁し、職場のすみずみまでまきちらそうとする賃上げ抑制ムード、国民生活安定の不安感を全体として克服し、労働者の一人一人が大巾賃上げに立ち上り、春斗に総結集する内部体制を確立すること。

以上の点にあったといえる。

(2) 今日の段階においてはなお不十分さがあるが、以上の諸点にむけて全体の体制がほぼ確立しつつあるといえよう。即ち、

イ、一一月段階の民間単産を中心とする各ブロックの討論集会
ロ、公労協の全国一〇カ所の春斗討論集会
ハ、一二月一五日春斗要求政府提出
ニ、一二月における公労協、私鉄、日放労の大巾賃上げ要求提出
ホ、一月中・下旬における各ブロック共斗発足、特に北九州、京浜、阪神の拠点体制の確立と行動開始
ヘ、全国各県共斗の共斗発足完了と県段階討論集会の終了（一月一杯）
ト、臨時国会開会を契機として公労協を先頭にしての物価値上げ反対斗争の教宣活動の推進と、全国的につくられつつある地域共斗活動の前進
チ、全国一〇カ所にわたる総評役員の活動開始と各ブロック総決起統一行動の展開（二月上～下旬）
リ、一月二二日、主要単産委員長、書記長会議における三月中旬以降の攻勢戦術についての討議と意思統一
ヌ、第一、教宣方針の確立（一月一六日）と各単産機関紙、教宣活動の集中的具体制の確立
ル、一月末から二月中旬にかけ各単産の春斗方針の決定、特に大巾賃上げの要求提出においては二月上旬までに既に全国ガス・合化・全鉱・炭労・全港湾・全自交等が要求提出し、その他の単産もおおむね二月末までには提出を完了する段階にあり、特に各単産においては大巾賃上げ要求と共に産業別最低賃金要求、時短要求が全体として具体化され結合されていることは今年の春斗の前進として評価される。

以上の諸会議、諸行動、各単産、各ブロック、地方地域の体制は、全体として例年よりさびしいと評されつつある。

(3)

春斗への全力的前進の積極的戦術と体制を着実にかためつつあるといえよう。

以上の全図より判断し三月上旬より中旬にかけて

イ、大巾賃上げ要求が完全に出揃い、団体交渉がそれぞれの立場でにつめられる段階と考えられ、
ロ、併せて各単産のスト体制が三月七日全造船、三月一〇日頃鉄鋼の批准投票をまって全体として確立する。
ハ、物価、運賃を中心とする斗いが、職場地域からつみあげられ、全国的な国民運動のうねりが漸く最高潮の段階にたち至ると判断される。
ニ、一方この頃にかけては、政府自民党を中心とする大巾賃上げ抑制のムードづくりと強力な抵抗がますます具体化され、特に大巾賃上げをめぐる対立が激化し、話し合いの段階から全体として実力斗争段階への移行が必至と考えられる。

なお、国会審議をめぐる情勢もまた予算関係法案の審議集中と、ＩＬＯ問題、設置法をめぐる斗い、炭鉱政策をめぐる囲いこみ、政防法をめぐる与、野党の対立、日韓会談をめぐる紛争が激化し、院内外を通じて春斗が全面的にうき彫りされてくる情勢と判断される。

二、実力行使段階にのぞむ斗いの基調

以上の認識と展望の上にたって、今日の段階で春斗方針を意思統一した春斗をすすめる大衆的な路線を再確認し、一月二二日委員長、書記長会議一月二六日常任委員会の確認事項の上にたって、今後の実力行使段階の斗いの基調を次のとおりとする。

イ、炭労の政策斗争をはじめとして、合化の時短斗争、国鉄動力車の合理化反対斗争、総公労六都市を中心とする大巾賃上げの追いこみ斗争等々、二月下旬以降それぞれの立場で実力行使を前提にすすめられつつある斗いについては、中央地方を通じ動員強化オルグ派けん、交流、ビラ入れ等最大限の共斗体制をとる。
ロ、春斗の中心をなす鉄鋼をはじめとする金属共斗の集中体制確立を主軸において、全単産の統一実力行使突入の時期を三月下旬後半に求める。

３、すでに三月上旬から中旬に入って団交決裂し、実力行使段階を迎える中小労組の斗争指導においては、昨年の経験を生かし、先行斗争の体制を統一的に配慮し、その集中時点を三月二〇日に求め春斗共斗全体としての共斗体制を確立する。

４、第一次ストライキ以降、各単産各組合はそれぞれの実力行使をつみ重ね斗いを強化するが、三月末より四月始めにかけ、昨年妥結額を大幅に上廻る回答のない場合、全単産、全地方共斗は四月一〇日頃を目途にそれぞれとり得る最大限の戦術行使の体制をとり、全体として決戦段階に移行する。

５、鉄鋼、造船、電機、合化等の民間中心組合の斗争推移と私鉄、公労協の実力行使、特に国鉄、中核次具体化してきた場合は、その斗いとの関連が春斗全体に与える影響が非常に大きいので、その戦術決定に当っては、金属共斗を中心として全体でつつむ体制に万全をおき、その具体化については常任委員会、各部会、産業別共斗双互において十分連携の上決定していく。

三、全国統一行動と具体的戦術について

(1) 三月二〇日（火曜）第三次全国統一行動を実施する。

すでに大巾賃上げを中心とする諸要求に関し団体交渉決裂し、実力行使段階に突入する各単産組合の実力行使を軸にし、先行斗争の統一的体制を確立すると共に全単産、全地方共斗は実力行使体制確立にむけての総括的意志統一決起の職場地域集会を開催すると共に実力行使組合に対する激励、交流の共斗体制をとる。

なお、京浜、阪神、北九州地区においては、地域全労働者の大動員による総決起大集会を春斗中央共斗、地域共斗の共催により実施する。（中央共斗よりのオルグ派遣については別途連絡する）

なお、地方中小労組等においては大巾賃上げ要求未提出の組合は地域共斗の指導により、この統一行動日を一斉要求提出の日として全労働者の大幅賃上げ要求の体制を確立する。

(2) 三月二八日（水曜）第四次全国統一行動を実施する。

大巾賃上げ最低賃金制確立を中心とする春斗諸要求貫徹のための全単産、全地域の統一的実力行使を集中実行し、春斗の統一ストライキの第一波とする。

鉄鋼を中心とする金属共斗をはじめ民間諸単産は、賃上げ斗争スト权、残業スト权を行使して二四時間を基準とする統一ストライキに突入し、公労協、公務員共斗関係諸組合は、これに呼応する戦術を行使し、春斗要求貫徹のための諸行動を併せ行う。

なお、港湾共斗関係、諸組合の国際連帯行動としての実力行使は二七日に実行されるので、これにあわせて各単産、地方共斗はこれに対する共斗行動の体制をとり、中央共斗として必要な連帯体制をとる。

(3) 四月以降の決戦体制と全国統一行動について

第四次統一行動としての第一波統一スト以降、各単産、地方共斗はそれぞれ実情にそくし、実力行使をつみ重ねて要求貫徹にむけ、断乎たる体制で斗いをすすめるが、なお満足すべき回答がない場合は、四月一〇日以降、各単産は無期限ストを含む最高規模の戦術段階に突入し、春斗共斗全体としての全面的対決体制をとる。

以上の立場にたって四月上旬段階において第五次、第六次全国統一行動を実施する。その具体的日程、戦術規模は、次回共斗委員会（三月上旬）で決定する。

（別紙　３）

三・一三最賃制確立を中心とした統一行動について（春斗共斗発二四号　（二・五））

今次春斗では、全国一律最低賃金制、産業別最低賃金、地域別最低賃金について、各組合とも重要な方針をかかげ、すでに要求提出、統一行動の実施等多くの斗争を展開しています。

春斗共斗委員会では、三月一三日を最低賃金制を中心とする全国一斉の統一行動と決定し、メ一六一号報の大衆的共斗体制を全国に確立して、大衆行動を行なうことになりましたので、春斗発第一八号各単産、各地方共斗、各県共斗の積極的な取組みを要請致します。

記

一、統一指標

中心スローガン

全国一律八、〇〇〇円の最低賃金制の法制化要求

産業別最低賃金制、地域別最低賃金制の確立案

サブスローガン

大巾賃上げ、社会保障拡充

合理化反対、時間短縮、首切反対、完全雇傭

ＩＬＯ条約批准、国内法改悪反対、労働基本権確立

公共料金、独占物価値上げ反対、大衆課税反対、大巾減税

二、大衆行動の組織化と規模について

１、民間、公務員共斗、公労協、中立組合とも最大限の動員体制を確立する。

２、各単産は傘下組合に対して、県共斗、地区共斗の要請に応じて動員するよう指示すること。特に大規模動員であるので、各単産中央からの指示がないと、動員体制が充分にとられないこともあるので、必らず指示されたい。

３、各地区共斗、各県共斗では、中央で行なっている準備体制のようにできるだけこのための実行委員会を設置し、地区労とも充分連けいの上、動員体制をとること。

４、最賃制確立が主要な柱であるため、各県共斗では、中小企業、農民、婦人、青年等の各民主団体にも広汎な参加をよびかけること。

５、各県、各地域毎の大衆行動をメーデー規模で行うため、地方より中央への動員は行なわないものとすること。

三、三・三全国一斉職場大会について

１、各組合は代表職場に一斉に春斗共斗委員会の決定した最賃制獲得のための職場大会決議を統一的にとりあげ、実施する。決議文は、政府・国会に集中する。

２、この職場大会のための春斗共斗委の出している（三段階職場討議予定）最賃制斗争をめぐる現状と斗いの方向を参照して、最賃制斗争についての職場宣伝活動を行なうこと。

３、この職場大会には、大巾賃上げ、諸権利要求等の意思統一をはかり、春斗統一ストライキの職場固めを行なうこと。

四、別紙最賃制確立職場大会統一決議及び最賃制斗争の現状と斗いの方向の取扱いについて

１、春斗共斗傘下全組合、全職場で、三月三日に一斉に職場大会を行い、統一決議を採択するため、各単産・各県共斗、各組合は別紙決議（空欄に各組合名、各地域の最賃額をいれること）及び現状と斗いの方向を二月中・下旬の機関紙誌に掲載し、職場に徹底すること。

２、機関紙誌掲載の際は、三・三職場大会で決議をし、政府・国会に決議文を送付する旨を必ず付加すること。

なお、中央における実行委員会で相談をしている三・三中央行動の要綱を同封致しますので御参照下さい。

対経営者要求書（案）

一、合理化計画の明示について

政府は貴方の協力を得て、現在昭和三七年度を基点とした新年次合理化計画を策定中であるが、貴方が政府に提出した資料を左によって明示されたい。

1、昭和三七年度における各事業所・坑口毎の出炭、人員、能率及び設備投資計画

2、同年度中に閉山、縮少もしくは売山予定の炭鉱及び時期について

3、長期計画による産炭構造（新鉱開発、増強、維持群）と人員配置及び労働条件について

二、賃金の引下げを中止し、炭鉱労働にふさわしい賃金水準を確立すること

現在の炭鉱合理化は、鉱区独占と低賃金労働の集約的利用を基礎とし、二重構造を全体として拡大する方向ですすめられている。

これは、池田首相も国会で明言しているとおり、真の合理化ではない。最近の資料によっても生産性と賃金は甚だしく開いている。

これは決して炭鉱近代化の指標となるものではない。われわれは貴方が「魅力ある職場」とするための労働者の労働条件について如何なる方策を準備しているかを知りたい。

三、最低賃金制（一二、〇〇〇円）を実施せよ

貴方は、中央最低賃金審議会で三炭をあげて、炭鉱最低賃金制の制定に反対の態度を表明している。

これは、最賃制についての無理解と炭鉱近代化について、貴方の後進性を示したものである。

われわれは、あくまで最賃制の実施を要求する。

四、組夫制度を廃止し、第二会社化、段階分離などによる賃金、労働条件の引き下げをやめよ。

五、炭鉱近代化にともなう画期的失業対策について

炭鉱が近代化されれば不可避的に人員過剰が生じるが、この場合、本人の希望を前提として、左の条件が満たされるときに限り、雇用転換を認める。

国家確実に会社の責任あっせんまたは職業教育を経たのち、就職が可能となる間、在籍または臨時雇として取扱い、生活を保障する。この場合、失業対策事業及び類似の職場は就職とみなさない。

以上

対政府要求書

わが炭労は、昨年来石炭産業の危機突破のため、政府ならびに国会にたいし、石炭産業の安定と炭砿労働者の経済的、社会的地位向上に関する陳情を行ってまいりました。

幸いにして、第三九回臨時国会は「石炭産業危機打開に関する決議」を行ない、石炭対策特別委員会における政府側答べんも石炭政策に積極的意欲のあることを示しています。政府は国会決議にもとづいて新年次計画を立案中と聞きますが、左記の諸事項について責任ある回答を要望するものであります。

なお当方の都合もあり回答は文書をもって　月　日迄におこなわれたい。

記

一、合理化計画の明示について

昭和三七年度及び同年を基点とする長期計画に関し、次の諸点を明らかにされたい。

1、昭和三七年度における各山毎の出炭、人員、能率及び設備投資計画

2、同年度中に閉山、縮少もしくは買上げる炭砿と、それにともなう離職者の雇用　換と生活保障に関する具体的な方策

3、長期計画による産炭構造について、一八社その他毎に明示されたい。

二、雇用の安定について

国会決議と申し合せによれば「労働者の雇用安定については最大限の努力を払い、転換職場と生活保障のない合理化を行わないよう指導を行う」とあり、池田首相も昭和三六年一〇月二六日の石炭対策特別委員会で「経営の合理化ということは賃下げ、首切りというようなものは合理化ではない」（同委員会議事録P4）と言明されている。われわれはこのような観点から次の諸点が早急に講じられることを要求する。

1、現在の賃金を保障する職場が確保されるまで首切りと閉山を中止すること。

2、第二会社化、職場分割などによる賃金、労働条件の引下げをやめること。

3、組夫制度を廃止すること。

三、最低賃金の早期制定と炭砿労働にふさわしい賃金水準の確立について

池田首相は前記委員会で勝間田委員の質問にこたえて「勤労する以上は必要であり、早急に結論がのぞましい」（同議事録P3）と回答している。然るに、経営者側は中央賃金審議会で最賃制の制定に反対し、審議は進捗していない。国会決議申し合せにも「労働者の生活と石炭産業の安定をはかるため最低賃金制を速かに確立する」とあり、われわれは、最低賃金制（一万二千円）を政府の権限によって遅くとも五月中に確立することを要求する。　なお、また椎名通産大臣は石炭産業の安定について「魅力ある職場とするため、最賃制と炭砿労働にふさわしい賃金水準を確立することの必要性を強調されているが、これが具体策について明示されたい。

四、総合エネルギー政策の樹立について

昭和三六年度の石炭需要は、五五〇〇万屯を上廻るものと想定され、褐炭を含めれば六、〇〇〇万屯を突破するものとみられ、政府の基本計画はあくまで五五〇〇万屯に固執していること自体すでに無意味と思っている。

われわれは、合理化計画の根本的な改革による総合エネルギー政策の樹立を要望し、とりあえず次の点について政府の責任ある回答を要求する。

1、需要確保に関する長期的対策を明示されたい

2、遊休鉱区を国が買上げ、鉱区調整に悩む中小炭鉱に無償で供与すること

3、科学的な探炭調査と鉱区の錯綜、細分化の状態について民主的な機構による委員会を設置し、調査すること

4、炭価政策について銘柄売炭を改め、規格売炭の実施とカロリー別に大巾な格差をもった現行価格体系を是正せよ。

以上

ニュース

87

22日

〈退手・じん肺〉闘争経過

会答書に誠意なし

組合・期限付回答申入れを行う

昨年度、炭労大会決定に基き要求書を提出してから、すでに五カ月近くを経過した退手・じん肺要求について会社は、中央における数次の団交において、炭界の実状について一方的見解をのべるのみで、具体的な回答をしようとする誠意がない。したがって、炭労は、大手八社の実力行使を控えた二二日、各社一斉につぎのような二六日正午までの期限付回答申入れを行い会社側に回答を迫った。

昭和三七年二月二二日

貝島炭礦株式会社
取締役社長　今村栄造殿

貝島大之浦炭礦労働組合
組合長　吉田元吉郎

申入書

昭和三六年十月一日以降のじん肺協定要求書につきましては、昨年十月二日要求を提出して以来すでに五カ月近くを経過いたしました。この間数次にわたる貴方との間に団体交渉を重ね、当方要求について充分なる説明も行い内容についての検討を促してきたところであります。しかるに今日に至るもなお貴方は要求に応ずる事の困難さをくり返すのみで、何ら具体的な態度表明がありません。当方としては、可及的すみやかに、円満な解決を念願しておりますが、このような貴方の態度では、問題の解決が遷延するばかりであります。従いまして、当方のじん肺協定要求書に対する誠意回答を来る二月二六日正午までに文書を以っていただきたく、ここに申入れ致します。

以上

昭和三七年二月二二日

貝島炭礦株式会社
取締役社長　今村栄造殿

日本炭鉱労働組合
中央執行委員長　原　茂

申入書

昭和三六年一〇月一日以降の退職手当の改訂につきましては、昨年一〇月二日要求を提出して以来、すでに五カ月近くを経過いたしました。この間、数次にわたる貴方との間に団体交渉を重ね、当方要求について充分なる説明も行い、内容についての検討を促してきたところであります。しかるに、今日に至るも尚貴方の要求に応ずることの困難さをくり返すのみで、何ら具体的な態度表明がありません。当方としては可及的すみやかに、円満な解決を念願しておりますが、このような貴方の態度では問題の解決が遷延するばかりであります。従いまして当方の退職手当要求書に対する誠意回答を来る二月二六日正午までに文書をもっていただきたく、ここに申入れ致します。

以上

犬之浦労組
教宣部

1962・2・23

ニュース

88

〈退手・じん肺〉第１回団交

会社 26日文書回答を約す

組合 誠意ある回答を要求

23日

第三二回定期大会の決定にもとずき、第三一回中央斗争委員会（二・一六〜一七）は、退手・じん肺斗争について二月二二日頃を目途に交渉をにつめて対立点をあきらかにし、二六日には会社の最終回答を要求するよう指令していたが、組合では二三日午後四時より第一会議室において、退手、じん肺の第一回団交をおこなった。

冒頭組合から昭和三六年十月一日以降のじん肺要求並びに退職手当の改訂については、昨年十月二日要求書を提出して以来、すでに五カ月を経過している。

この間、数次にわたって団体交渉を重ね要求書についても充分説明もおこない内容についての検討を促してきたが、今日に至るもなお会社は要求に応ずることの困難さをくり返すのみで、何ら具体的な態度の表明がないことは遺憾である。

組合としては、すみやかに円満な解決を念願しているが、このような会社の態度では円満の解決が遅れるばかりである。

したがって、じん肺・退手の要求書に対して会社の態度表明を願い、最終回答については、二月二六日までに文書をもって回答願いたい」と迫った。

これに対し会社は「退手・じん肺の要求については検討中であるが、炭労の実状、会社の経理事情からして、それに応ずることは困難であり、また各社との関連もあって本日具体的に回答することは出来ない。しかし、すみやかに検討ののち、二六日には文書をもって回答したい」とのべた。

組合は、さらに若干の質問を行ったあと、会社に対して組合は円満な解決を望んでいるので、二六日の期限付回答では誠意ある回答を示されるよう促して、午後五時第一回団交を打切った。

以上

1962・2・24

大之浦労組 教宣部

ニュース

89

退手・じん肺 斗争経過

文書回答で 会社 現行横すべりを回答

各社も 異句同音の答え●●……

× × × × × × × × × ×

退職手当、じん肺要求については、二月二六日正午まで文書をもって回答するよう、会社に期限付回答の申入れを手交し、さらに二三日各斗での第一回の団体交渉を開いて具体的な回答ならびに二六日の文書回答では誠意ある回答を示すよう、強く要請し会社もこれに答えて二六日の文書回答を確約していたが、二六日午後四時に至り文書回答がなされた。

しかし、その内容は退手・じん肺ともに炭界の苦しい事情及びベースアップによる増額等により退職金そのものが増額されていく傾向を理由に、全く現行横すべりを回答してきた。

また各社の状況についてもあらかじめ予測されていたように、われわれの要求を拒否する態度を強固にし、現行横すべりの回答をおこなっている。

すでに中斗は、退手・じん肺斗争について第一次実力行使の指令を発しており、さらに体制を強化し要求貫徹に備えなければならない。

× × × × × × × × × ×

昭和三七年二月二六日

日本炭鉱労働組合
中央執行委員長　原　茂殿

貝島炭礦株式会社
専務取締役　今村栄造

回答書

昭和三七年二月二二日付貴申入書拝承致しました鉱員退職手当に関する貴要求につきましては、数次にわたる団体交渉において縷々当方の見解を申し述べました通り自由化を控え最近の石炭業界の実情は悪化の一途をたどり数年来合理化を進めて来たにもかかわらず、前途は楽観をゆるさない実情にあり政府関係の協力を得るためにも、まず自力による合理化を今後さらに推進しなければならない状態に直面しております。

さらには昨年来の金融引締に加えて、コスト高を招来する種々の悪条件の累積により当社の経営事情はきわめて悪く現行協定の維持すら困難な状況にあります。かたがた貴方も御承知のごとく現行制度は賃金水準が、そのまま退職手当支給額の増額をもたらす制度であり、従って現行協定制定当時からみれば相当大巾な増額になっております。

以上の様な実態にありますので、まことに遺憾ながら従来の交渉において述べました現行協定横すべりの線に変りありませんので、あしからず御了承下さい。

右回答致します。

以上

昭和三七年二月二六日

貝島大之浦労働組合
組合長　吉田元吉郎殿

貝島炭礦株式会社
専務取締役　今村栄造

回答書

じん肺協定については去る三〇年いわゆるけい肺等特別保護法制定に伴い、疾病の特殊性に鑑み人道的見地から法定給付に加え他の業務上災害に関する保証をはるかに上廻って給付を約定したものであり、当方としては十二分に誠意を表わした措置であると考えております。

本来政府の諸施策に待つべきじん肺等に関し、前協定を大巾に上廻る貴要求のごときはすでに一私企業の能力の限界にきているものでありまして、石炭業界としては貿易の自由化を控え未曽有の危機に際会しており、炭価一，二〇〇円引にともなうビルドアンドスクラップの進化、雇用対策、助

さらにつづく

▲▲大之浦労組教宣部▼▼

1962・2・27

価額賃対策、所要の確保等につき渾身の努力を傾けている最中であり、当社の実情よりみて前協定の維持が精一杯という所であります。

従いまして遺憾ながら貴要求には到底そいがたく当社の事情をとくと御明察の上前協定通りで御了承されたく存じます。

右回答致します。

以上

ニュース
90
3月1日

六坑閉山問題で
炭労調査団来山

第三二回炭労大会終了後開かれた中斗委員会で、六坑閉山問題について、炭労調査団を派遣することが決定し、指令がなされていたが、三月一日より六日までの間に調査を終り、報告書を作成する運びになっている。

われわれは、この炭労の調査団の調査と併行し、閉山反対の体制を更に確固たるものにし、会社の野望を粉砕していかねばならない。

調査団メンバー

田中 九州炭労事務局長
光永 九州炭労々働部長
渡辺 炭労中央執行委員
平井 高松労組保安部長
松下 九州大学地質学教授
正田 九州大学経済学教授
戸木田 九産労事務局長

調査日程

三月一日 調査団来山、午後、会社説明
二日 六坑々内調査
三日 午前中、坑外調査 午後、会社に対する質問
四日 資料検討、夜、組合員、主婦との懇談
五日 執行部との懇談
六日 午前、集約会議、午後、報告書作成

1962.3.1

大之浦労組教宣部

ニュース

91

退手・じん肺
斗争経過

各社回答全く誠意なし
大手八社一日より48時間ストに突入

×　×　×

一日より四八時間ストをむかえた二八日、炭労は両者の平和的解決の努力を重ねてきたが大手八社の会社側回答は、全く誠意を欠ぐものであり、大手八社関係は遂に指令一六七号（ニュース八六号）にもとづき、各社一斉四八時間ストに突入した。

×　×　×

交渉経過（三月一日　午前一時一五分　九炭労　電話情報）

中央大手八社は二八日午後一一時四〇分より〇時まで交渉各社回答は次の通り

一、じん肺　各社とも従来通り

一、退手

三菱～永年勤続者には考慮する
古河～二〇年以上について考慮する
北炭～全体について一％（五日分）引上げ
住友～一〇年以上について考慮する
雄別～永年勤続者には考慮する
三井・太平洋・明治～従来通り

以上

西日本ブロックも
5日より48時間ストに突入

大手八社のスト突入とともに、西日本ブロックも、こうした会社側の態度に対し実力をもって対決し、要求獲得を目指し斗うことになった。従って、大手八社のスト明けより四八時間おいた三月五、六日の四八時間ストは、突入必至であるので、体制を固め、要求獲得え邁進しよう。

以上

1962・3・1

大之浦労組
教宣部

ニュース

92

明治を除き大手七社スト中止

退手・じん肺了解点に達す

（九家労　三月一日　午後一二時四〇分　電話連絡）

明治を除き、大手七社は、炭連の午前一〇時三〇分を最後に了解点に至りスト中止を行った。

※退手について

基礎賃金について従来八五％を八八％に引上げた。

◇その他内容については不明であるので（中央より）連絡あり次第お知らせする。

※じん肺について

1、管理㊂について　一，〇〇〇円　（要求額　一，五〇〇円）
2、稼動者　一，三〇〇円　（〃　二，〇〇〇円）
3、管理㊃　二，〇〇〇円　（〃　二，五〇〇円）
4、休業者　二，五〇〇円　（〃　二，五〇〇円）
5、弔慰金　六〇，〇〇〇円
（制度のないところは新設する）

以上

1962・3・1

大之浦労組　教宣部

ニュース
93

第三次合理化 団交経過

組合、中工・各坑工場について条件の要求事項を提出

会社回答、全く誠意なし

×昨年一一月二〇日会社より六坑閉山を中心とする、中央工場・各坑工場新会社設立・営繕の業者移管
×の提案について組合は、これを第三次合理化として、組合の基本的な態度を明確にするとともに、そ
×の方針に従い第九回にわたる団体交渉と、二回の職場代表者会議をもち当該職場の意見・要望もしん
×しゃくしながら交渉を続けてきたが、執行委員会としては現在の石炭界の実状なり企業能力等を考え
×る時、いたずらにこの問題を延引することは、当該職場の組合員の不安をさそうことなどから、職場が技術
×部門であるので現在の炭砿会社では設備投資、技術の向上もあり得ないだろう。時期組合の基本線で
×ある生活と権利が維持向上出来る方向を求める努力をすべきであると判断して、当該職場の意見・要
×望を尊重し、数回にわたり執行委員会において検討の結果、組合の諸条件を確立、要求書を作成し、
×第九回の団体交渉（二月二八日午後三時半より）の席上、これを提出した。

交渉の経過、組合長より提案以来、六坑閉山と同時解決として基本方針を確立し、六坑閉山は調査団等の関係もあり中央工場、各坑工場、営繕を中心に話し合ってきた。

組織的にいって組合員が減少していくことは基本的に反対であるが、中央工場は独立採算とならない限り資本の導入、技術提けいも考えられないと判断する。しかし各工場については、保安生産に直結する問題なのでこの不安が払拭出来ないと理解出来るものではないが、その点についての明確なる考え方が明らかになり、組合の要求が満たされるとするならば新会社設立を考えようとするところである。

以上の考え方に立って組合の要求事項を提案する。提案については生産部長より一、賃金などについて　二、新会社に移籍されるものの労働条件その他について　三、新会社に移籍されないものの取扱いについて、その他について、各坑工場について生産部長より種々説明を行った。

会社は組合の要求事項を検討するため一時休憩を求めて七時四五分より交渉を再開したが、会社回答は、組合の提示する内容にならず、組合が会社の提案を紳士的な立場で考慮しているとき、会社のこのような回答では、問題の解決はあり得ないと会社に反省を促がし、あわせて今後組合は問題解決に値する会社の新しい提案がない限り交渉に応じないことを明らかにし、交渉を午後八時二〇分打切った。

前段に会社に対して将来の展望を見出す、設備投資、新技術導入の希望事項をつよくのべ、具体的提案を行なった。これに対して会社は、新会社設立は将来の展望を見出すことが前提なので努力することを明らかにして具体的な問題について答弁を行ってきた。

組合の要求

新会社に移籍される者の労働条件その他

１、原則として全員炭砿会社を退職の上、新会社に引継ぐこととする。

２、その退職金は新退職金とし、事業都合の取扱い並びに希望退職時の取扱いとする
支払いについては炭砿会社を退職時に支給する

会社回答

新会社に移籍される者の労働条件その他

１、引継方式
全員炭砿会社を退職の上、新会社に引継ぐこととする

２、炭砿会社における退職金は事業都合退職とし
炭砿会社退職時に支給する
但し、資金ぐりの関係があるので炭砿会社における各人の預金に繰入れる
支払いについては別途協議する
新退職金とあるが、退職時の退職金協定による現金支給は出来ない

うらへつづく

1962・3・1

大之浦労組 教宣部

3、新会社の退職金規程については、炭砿会社の規程を準用し早急に決定せよ。
但し、新会社における規程が設定されるまでは炭砿会社の退職金規程を準用する

4、賃金について
昭和三七年六月三〇日までは炭砿会社の賃金を準用する
昭和三七年七月一日以降については当分の間は炭砿会社の水準を維持する

5、期末手当について
昭和三七年上期の期末手当については、炭砿会社と同じ取扱いとする
昭和三七年下期以降の取扱いは当分の間は炭砿会社の水準を維持する

6、労働時間について
労働時間については現行八時間制とする

7、有給休暇について
有給休暇については、各人の残日数を支給し、新会社移籍前の各人の有給休暇取得予定日数に応じて、炭砿会社の有給日数を按分して支給する
その後の有給休暇については新会社において決定する

8、福利厚生施設
従来通りとする

9、健康保険について
大之浦健康保険組合に加入させる

新会社に移籍されない者について

1、炭砿会社に残留を希望する者については、本支部間で話し合う

2、転勤料については、前回会社再建に伴う転勤条件（三六、四、一）を適用する

3、今回、新会社に移籍せず、退職する者の退職金については別途協議する

4、退社決定にもとずく入替採用については、前回会社再建に伴う入替採用特別措置を準用する

その他

1、主管者（労務部）を明確にする

2、一時金について
イ、一時金を支給する
ロ、全従業員に支給する

3、従業制度を早急に確立する

4、人員減が生じた場合、人員補充は早急に行い新規採用は従業員の家族を優先する

3、新会社の退職金は、新会社に於て決定する
決定するまでは炭砿会社を準用する

4、賃金について
昭和三七年六月三〇日までは炭砿会社の賃金を準用する
昭和三七年七月一日以降は新会社において決定する

5、期末手当について
昭和三七年上期の期末手当については、炭砿会社の取扱いを準用する
昭和三七年下期以降については新会社において決定する

6、労働時間について
とりあえず現行通りとし、新会社になって適当な時期に実状に応じた労働時間とする

7、有給休暇について
大之浦商事設立の際の取扱いを準用する

8、福利厚生施設
従来通り使用させる

9、健康保険について
大之浦健康保険に加入させるよう努力する。
なお、本件については関係の理事会で話し合いたい

新会社に移籍されない者について

1、各地分工場の鉄工については坑内職場に限り転勤させる
その他の者は転勤させない

2、上記の1、の者については、会社の再建に伴う転勤条件を適用する

3、新会社に移籍せず、退職する者は自己都合によるものとして取扱う

4、入替採用の特別措置は準用しない

その他

1、発表出来る段階がきたら早急に発表する

2、一時金は大之浦商事と同じ性格として大之浦労組に支給する
金額は各分工場を含めて二〇万円を支給する

3、従業制度は新会社において措置する

4、人員減については、必要に応じて補充する。
新会社において新規採用する場合、適格者があれば従業員の家族を優先採用する

5、社宅の集約を考慮する

6、代替の設置試運完了までの間を準備期間とする。その期間の賃金は炭砿会社で負担する

各坑工場について

一、現有各坑工場並びに現在人員を存置する

二、上記を前提として新会社に移行する

三、諸条件は中央工場の取扱いに準用する

営繕について

一、営繕については現状のまま存置する
但し、本人が転職を希望する場合は転職を認める

二、転職については社、支部間で話し合う

三、配転者については、前回会社再建に伴う配転料を支給する

四、転職により人員減を生じた場合は、ただちに臨時夫で補う

5、社宅の集約はこのましいとは考えるが、事実問題としては困難である

6、新代替の導入、設置にあたっては、ロスの無いよう配慮するので、そのような懸念はおこらない

各坑工場について

一、新会社の生産、保安、新会社の運営体を考慮し、新会社の発足時における各坑分工場における人員を取敢えず存置する

二、中央工場と同じ取扱いを準用する

営繕について

一、営繕関係の要員配置については、当分の間、見送るが、能率向上のため、本部付員は生産に直結、その他定員不足の箇所に配置する。

二、転職にあたっては強制はしないが、組合の協力を得たい
社、支部間で話し合う

三、配転料は、会社再建に伴う配転料（三六、四、一）を適用する

四、配転による人員減は必要に応じて臨時夫により補充する

以上

速報

退手・じん肺斗争

3月4日午後7.30現在

会社提案は解決への誠意なし

組合・不満として団交うちきる

三月四日午後三時三〇分より行った団交は、中工向島等も合流、長時間にわたったが、……×そのなかで組合は、退手・じん肺について会社提案を早急に行えと迫り、午後五時四〇……×分一たん休憩の後、午後六時四〇分再開の席上、会社は次のような提案を行ってきた。……×これに対し組合は、大手解決の内容と大きく差があり「会社は明日からの四八時間スト……×を回避しようという誠意がない」と提案を一蹴、再考を要求し午後七時一〇分交渉を打……×切った。

―会社提案内容―

じん肺について

一、現行法定のけい肺をじん肺に拡大する。

なお、じん肺法の制定、労災法の改正による打切の解しやくは、別途話合う

二、栄養補給

	呉島 三月四日提案	呉崎現行	大手八社妥結額	現行
イ、医師のみとめた者	六〇〇円	五〇〇円	六〇〇円	六〇〇円
ロ、発病した者	一、二〇〇円	八〇〇円	一、二〇〇円	一、〇〇〇円
ハ、休業した者	二、五〇〇円	一、五〇〇円	二、五〇〇円	二、〇〇〇円

三、せき損の取扱い、その他従来通りとする。

四、有効期間は、昭和三七年三月一日より昭和三九年三月三一日までとする。

以上

退手について

現況から退手の増額は困難であるが、つぎのように提案する。

1、組合員退職金支給規程第八条基礎賃金は健保日額の八五%を八八%とする。

2、改定時期は、昭和三七年三月一日より昭和三九年三月三一日までとする。

3、その他は現行通り。

以上

※退手・じん肺について午後八時三〇分より小団交にはいった。

No.

退手・じん肺　**速報**

会社・大手並の提案を行う
組合・了解し午後10時15分スト中止を行う

三月四日午後七時二〇分、一応打切つていた団交は、会社側より小団交による団交再開の申入れがあったが、交渉団では問題解決のため、これに応じることとし、午後八時三〇分より、小団交に入ったが、そのなかで会社より次のような提案が行われ、組合は大手八社解決の内容と大差ないと判断したので、これを執行委員会にはかり、了解を得、妥結にいたった。

従って、斗争の指令にもとづき、午後一〇時一五分ストライキを中止した。

妥結内容

じん肺関係　確認事項

1、現行協定のけい肺をじん肺に拡大する。

2、療養補給を次の通り改める。

(1) 管理区分の如何に拘らず、医師が療養補給の必要を認めたもの　月額　六〇〇円程度の実物支給

(2) 管理3　月額一、〇〇〇円程度の実物支給

(3) じん肺法に基いて配置転換されたもの　月額一、二〇〇円程度の実物支給

(4) 管理4　月額二、〇〇〇円程度の実物支給

(5) 管理4該当の休業中のもの（療養入院中のものを除く）　月額二、五〇〇円程度の実物支給

3、遺族弔慰金を六万円とする。

4、せき損の取扱いその他については従来通りとする。

5、有効期間は昭和三七年三月一日より昭和三九年三月三一日までとする。

以上

退手関係　確認事項

1、基礎賃金～鉱員退職金支給規程第八条の基礎賃金は、健保日額の八五%を八八%とする。

2、年功加算

勤続年数	現行	妥結内容
11	17	18
12	19	21
13	21	24
14	23	27
15	25	30
16	29	34
17	33	38
18	37	42
19	41	46
20	45	50
21	54	58
22	63	66
23	72	74
24	81	82
25年以上現行通り		

3、協定期間～昭和三七年三月一日より昭和三九年三月三一日までとする。

但し、中央八社協定が変っておれば、これにあわせる。

4、その他は現行通り。

以上

昭和37年3月4日　大之浦労組

〈大正斗争〉

ニュース

94

地労委職権あっせんにふみきる

くってかかる会社側を地労委応酬!!

大正鉱業の保安要員引揚げに対し、地労委が勧告を出したことは既報の通りだが会社側が事実上拒否にひとしい条件をつけたため、三月二日地労委は総会を開いて職権あっせんに入ることを決め、三月三日午後七時、労使双方をよんであっせんに入った。

組合側（事情聴取）

組合側に対しては「保安要員を先出することについての手続を述べたことは、条件付要請か、どうか」をただし「無条件要請」だと答えると事情聴取を終った。

会社側（事情聴取）

次に地労委は会社側のつけた条件は、事実上の拒否であるから、この条件を撤回することを求め、会社側の条件に対する組合側の主張を伝えた。すなはち

1、第一項、

イ、一部の過激分子なるものをデッチあげて排除しようとしているが、過去においても又二月七日から一五日の間にも重大事態が発生した事実はないこと

ロ、思想信条の自由をおかして職場から放逐することは許せないこと。

ハ、保安の作業個所、作業内容、人員配置等は労仂協約により組合との協議事項であること。

2、第二項

イ、地労委の命じた支払期日は、金融機関に対するデモの継続中、会社が示したものと同であって、デモを理由に不可能ということはおかしい。

ロ、提供された労仂力に対する賃金は、デモや争議の有無にかかわらず支払うべきものである。

ハ、金融機関に対するデモは問題の本格的解決で始めて止められる。本格的解決をまつ暇のない保安問題にかぎっての勧告に対し本格的解決までは受諾できない、との条件をつけることは拒否に等しい。

会社側の主張点

これに対し、組合の保安要員をボイコットとして坑内を占拠して気勢を上げようとする会社は、この斡旋によって、既定方針が阻害されることをきらい、次の三点をあげて、事情聴取にあたった地労委側にくってかかった。

1、組合側の保安要員総引揚げを地労委は違法行為とみないのか

2、組合は一斉休業や保安要員引揚げを緊急避難といっているが、争議行為でないならば、何故ピケをはるか。また、このピケを違法行為とみないのか

3、労仂協約は失効しているし、組夫、臨時夫を入坑させることは自由だ。

地労委の態度

地労委は労資問題調整の機関で裁判所ではないから、事実行為の法的認定をする気持はないが強いて見解を求められるならば

イ、理由によって最低の保安が保たれている以上、引揚げは違法ではない。

ロ、説得にとどまるかぎりピケは自由だ

ハ、労仂協約は生きている。失効とおもうのは間違いだ

ニ、臨時夫、組夫、と組合の衝突を回避するための措置ではないかとたしなめたが吉田労仂部長が態度をかえないので午後一一時、一応五日にもちこした。

出席者

組合側～丸岡委員長、山本中対部長、岩野書記長、下村保安調査部長

会社側～吉田労仂部長、青木重役

1962.3.7

休山第二会社移行か!

大正鉱業に不渡り手形

新中鶴坑にスキャップを送り込んだことから仮処分の裏付けによる組夫の強行就労に発展かとおもはせた大正鉱業では三月五日、三枚、六五〇万円の不渡り手形を出したことから又新たな局面への発展を予想させるに至った。

不渡手形について

この不渡り手形は、

1、金額があまりにも少ないこと

2、むしろ不渡りの出たことをほこらしげに発表したこと。

3、組合の福銀デモのために起ったと宣言していること

等から買戻しのための工作はせず、むしろ意識的に不渡りを出して、休山・第二会社、への予定の方向をめざしたものと見るのが正しいようである。

うらへつづく

大之浦労組 教宣部

新中鶴坑に明正組がスキャップ

妨害排除仮処分の実情づくりか

「今後、会社のとるべき方針に二つがある。多人数でピケをやぶって強行就労するか、仮処分の裏付けで就労するかである。ただいま直ちに仮処分を申請しても、妨害の事実がないから命令はないだろう」これは大正鉱業吉田労務部長が某所で語った言葉である。これを裏付けるように、三月四日八時廿分頃、新中鶴坑のピケの手薄をついて、明正組九名が入坑した。

この朝、私服を交えた警官四、五十名が姿をみせたので、理由をたずねたところ、恐喝事件の調査だと答えた。しかし不当なので警戒をつづけていたところ、八時頃、制服警官七十名が坑所にきて明正組を守るみせた。

組合が会社幹部を呼、動員態勢をととのえる間に明正組九名は入坑した。警官隊は組合の要求で十時頃退去したが、坑所近辺には武装警官隊二〇〇名程度が配置されていた。

入坑した連中は、保安係もいない箇所で作業していたので、組合側が説得、十二時頃昇坑した。今後とも妨害の実績をつみかさねるためのいやがらせは続くものとみねばならない。

組合側は本坑、新中鶴坑にそれぞれ二〇〇名を配置して警戒態勢に入っている。

炭労・県警本部に自重を申入れ

丸岡委員長と山本中村部長は四日午前十時、県警本部に森警備課長をたずね

一、警官隊がウソをいって警戒配置につかぬようにされたい。急迫の事態が予測されるときは、堂々と組合に申入れて警戒配置をされたい。

二、組合は勧告を受諾して保安要員をだそうといっている。しかも最低の保安は職員の手で保たれ、急迫の事態はない。このときスキャップを護衛して入坑させることはさけられたい。

三、もし警察なり、保安監督部が保安状態に急迫の事態があると認定し、当方責任者に話をされれば、賃金支払の問題は片付かんでも、何時でも組合の保安要員を入坑させる、との申入れをおこなった。

これに対し、森課長は

1、本事件には同情の気持をもちつつも、労資関係には才三者的立場をとりたい。

2、昨夜も勧告の趣旨をとき、会社の吉田労務部長をよび、正常なルールで平和的に解決するよう要望し、特に組夫を入れることに対し強い警告を与えた。

3、しかし、吉田部長は「私は私の信ずる道を行く」と答え、組夫就労強行の気配があったので乱斗になっては拙いと考えて、警戒態勢をとった。護衛のために配置をしたわけではない。会社に利用されることは迷惑であると考えている。

4、今後とも現地や炭労と連絡しつつ、慎重に行動したい

と答えた。

なお、丸岡委員長は「我々はあくまで合法的に行動して、会社の違法不当を社会にアピールする方針である」ことを特に強調し、警察の理解と善処をもとめた。

明正組のスキャップに抗議
きかねば各炭鉱からボイコットと警告

新中鶴坑における明正組のスキャップは

(イ) 命をかけた争議においてかねて労仂協約にうたわれた労資間の争議に関するルールが破られたことであり

(ロ) 使用者自身がみとめた団結権に対する違法の侵害である。

という観点から九州炭労は別紙のような抗議文を明正組社長におくった。

この返事如何では、明正組を一斉にボイコットする行動を該当各支部に要請することになろう

ニュース

95

第三次合理化
団交経過

中央工場・各坑工場・営繕問題について

八日・会社最終提案で妥結

昨年一一月二〇日会社提案以来、四カ月にわたる間、団交を重ねてきた、中央工場、各坑工場、営繕問題については、組合の方針を確立し、斗ってきたが、組織的な問題、炭界の実情のなかから困難をきわめた。

しかし、少くとも働く者の労働条件を低下させることを起してはならないという基本的な権利を守りながら、炭界の実情のなかで中央工場、各坑工場については分離にふみきらざるを得ないとし、最大限の分離についての条件獲得を目的に交渉をにつめた結果、執行委員会（三月五日午後二時）の確認にもとづき、六日午前九時三〇分より、一一時まで、午後二時より午後四時まで代表者会談（会社側進藤部長、組合側組合長）を開き、そのなかで双方の意見をのべ、最終的に会社側より提案された次の内容を、七日午後二時より執行委員会において検討の結果、この提案を現状における最大のものであるという結論にいたり、八日午前九時よりこれが確認の団交を行い妥結にいたった。

確認事項

貝島炭砿株式会社（以下炭砿会社）というと貝島大之浦炭砿労働組合（以下組合という）とは、中央工場（含各坑工場、庄司専用鉄道）新会社設立、並に、労務関係に関し、次の通り協定する。

記

一、中央工場（含各坑工場、庄司専用鉄道）関係

(1) 引継方式

原則として、全員炭砿会社を退職（昭和三七年三月三一日）の上新会社に引継ぐ

(2) 新会社に移籍する者の労働条件、その他

一、退職金

炭砿会社における退職金は、事業都合による退職として取扱い、その退職金は炭砿会社退職時に支給する

b、新会社の退職金は、新会社において決定する。決定するまでは、炭砿会社の規程を準用する

二、賃金

昭和三七年九月三〇日までは、炭砿会社の賃金を準用する。

昭和三七年一〇月一日以降は新会社において決定する。

三、期末手当

昭和三七年上期の期末手当については炭砿会社の取扱いを準用する。

昭和三七年下期以降については、新会社において決定する。

四、労働時間

現行通りとする

五、年次有給休暇

移籍時における各人の有する残日数は、新会社において支給する。

移籍時における特別措置は、別紙の通りとする。

その後における取扱は 新会社において決定する、但し勤続年数は通算しない。

六、福利厚生関係

従来通り利用させる。

大之浦労組 教宣部

七、健康保険組合関係

(3) 大之浦健康保険組合に加入させるよう努力する。

新会社に移籍しない者の取扱

一、炭砿会社に残留を希望する者、

各砿工場において、炭砿会社に残留を希望するものについては転職を認める。

転職にあたっては、砿、支部間で話し合う

二、就職料

右記一、により転職するものについては、今次会社再建に伴う既定条件（昭和三六年四月一日付協定書）を準用する。

三、新会社に移籍せず退職する者の退職金は事業の都合による退職として取扱う

四、入替採用

長計協定に基く入替採用については、今次会社再建に伴う入替採用特別措置（昭和三六年四月一日付覚書）を準用する

二、労務関係

(1) 労務関係の本店職員については本人が他職種に転職を希望する場合は転職を認める。

職制については砿・支部間で話し合う。

(2) 就職料

右記(1)、により転職する者については、今次会社再建に伴う既定条件（昭和三六年四月一日付協定）を準用する。

尚転職により人員減を生じた場合は必要に応じ臨時夫で補充する。

昭和三七年三月八日

貝島炭砿株式会社
副社長　貝島弘人

貝島大之浦労働組合
組合長　安田元吉郎

（別紙）

年次有給休暇関係

移籍における特別措置は次の通りとする。

1、支給日数

$$(12日+A)\times\frac{\text{移籍年度の採用日から移籍時までの稼働日数}\times0.8}{240日}$$

以上

覚書

貝島炭砿株式会社（以下炭砿会社という）と貝島大之浦炭砿労働組合（以下組合という）とは、昭和三七年三月八日付中央工場（含各坑工場、庄司東鉄工場）新会社設立に関する協定書に関し次の通り諒解し覚書を取り交わす。

記

一、賃貸料、運転資金、その他引継ぎに当っては、炭砿会社は物心両面にわたり新会社を援助し新会社の育成に努力する。

賃貸料、運転資金その他は、炭砿会社と新会社の契約に依るので組合の意見を参酌して善処する。

二、炭砿会社の保安、生産上の問題については、炭砿会社、新会社が責任をもってあたる。

各坑工場において退職による人員減少により、生産、保安上支障があると認めた場合は必要に応じ補充する

三、一時金

(1) 新会社設立に際し、炭砿会社は組合に対し金一封一〇万円を支給する。

(2) 新会社設立に際し、一時金を支給する。

新会社に移籍するもの　一人当り　三、〇〇〇円（税込み）
炭砿会社に残留するもの　一人当り　一、〇〇〇円（税込み）

昭和三七年三月八日

以上

貝島炭礦株式会社
副社長　貝島弘人

貝島大之浦炭礦労働組合
組合長　吉田元吉郎

議事確認

貝島炭礦株式会社（以下炭礦会社という）と貝島大之浦炭礦労働組合（以下組合という）とは、昭和三七年三月八日付、中央工場（含各礦工場、庄司町鉄工場）新会社設立に関する協定書に関し次の通り議事確認する。

記

一、工場の諸条件確立については誠意をもって実現を図る様努力する。

二、協定書一、(2)一、関係
炭礦会社における退職金は賃金ぐりの関係があるので、炭礦会社における各人の従業員積金にくり入れ炭礦会社における退職金払出しと差別ない様取扱う

三、社宅の件について
社宅の集約は好ましい、事実問題として困難であるが将来集約出来る方向に努力したい。
将来の求人対策としての社宅貸与の件については、新会社の要請により、炭礦会社において支障がない限り、便宜を図りたい。

四、新会社において外部採用する場合、適格者があれば、従業員家族を優先して採用する。

五、徒弟制度については、新会社において検討し善処する

以上

昭和三七年三月八日

貝島炭礦株式会社
勤労部長代理　達岡樹

貝島大之浦炭礦労働組合
組合長　吉田元吉郎

ニュース

96

大正斗争　新中鶴保安は組合員で

大正問題　あっせん案提示さる

一二日午後六時から一二時一五分にいたる長時間、最終的な就枚あっせんが行われた。組合側からは丸岡、石塚、山本、盛島（大正組合長）、岩野（大正書記長）が出席、会社側は吉田坑内部長、青木労務政策課長が出席した。会長はあっせんを提示するに当り、三項目に限らず総体的に保安問題を解決するために調整を図ったが、会社側の無誠行為のため目的が達することができなかったとのべた。

あっせん案

二月二八日当委員会より保安問題について勧告を行った大正鉱業再建問題は、三月九日福岡鉱山保安監督部長よりの通達により一層事態の危険性を迎えるに至った。

当委員会は事態の重大性を考慮し慎重審議の結果、つぎの通りのあっせんを提示する。

労使双方ともにこのあっせんを受諾し、その受諾実施上手がかりとして、労使間相互の信頼を回復し、再建を軌道にのせるよう真剣なる努力を傾倒せられたい。

記

一、会社は、新中鶴坑の保安については、鉱山保安監督部長通達による保安改善の外、一般保安についても、大正鉱業労働組合の差出す保安要員を受入れること。

上記の保安要員に関する細目協定は、従来の労使慣行に従うこと。

二、中鶴本坑の保安については、労使双方引きつづき誠実交渉の上、可及的すみやかに保安確保に努められたい。

三、諾否の回答は三月一四日正午迄とする。

昭和三七年三月一二日

口頭要望事項

一、会社は組合の差出した保安要員の労務に対しては、賃金の支払いを確実にすること

二、会社は未払賃金の支払いを速やかに手配すること。

組合は金融機関に対するデモその他過度の威圧行為を行わないこと。

三、会社は保安要員を確保し、組合は、保安に万全の協力をすること。

組合無条件受諾決定

このあっせん案を受けた現地斗争委員会は、三月一三日午後二時から開かれ、

1、総の和から技術上新中鶴坑で、部外者とピケ隊の衝突、警官隊との対立を招くことはさけるべきである。

2、保安要員引揚は争議戦術ではなかったことをハッキリさせるにも、また地域の協力を活用して組合の正しさと、会社側の違法不当さをウキボリにするためにも、あっせん案を受諾する上の態度を万場一致できめた。

もち論、会社側が拒否し或いは実質上拒否に通ずるような条件付受諾を行った場合は、引揚の事態は続けられるとの態度である。

会社側は拒否か

三月一三日、午後五時田中社長は記者会見で、あっせん案は組合の主張のみをとり上げた不当なものである。との批判をくわえ、拒否の姿勢をしめすと・もに、銀行デモ停止、過激分子の排除をもとめて保安要員の差出しを要求するとの意見を発表しているので、決裂を予想した団交を開き、組夫の強行就労を実施するのではないかと予想された。

以上

1962・3・16

大之浦労組
教宣部

ニューズ 97

保安は組合が握って再建促進

大正対策委交渉方針を決定

田中社長は「組合側にアンチ田中のムードがある間は交渉しない」との高姿勢をとりつづけてきたが、組合側の強じんな長期抵抗体制にであって、社長就任後、二ヶ月近くを空費した。しかし社内外事情は、このままで事態を遷延することを許さない状態になったようで組合側との間に再建の成否をかけた交渉をやらざるを得ない状態に追い込まれたようである。このため三月一四日保安要員問題とあわせて、ようやく本格的に再建問題と取り組もうという申入れをしてきた。よって大正現地指導委員会として三月一六日この申入れに対する方針を協議した結果、次のような態度を決定した。

(1) 会社の条件付団体交渉申入れについて

銀行デモ、ツルし上げの停止、ピケ小屋の撤去を条件とする交渉には応じられないが、再建のための誠実な交渉にはいつでも交渉をする用意のあることを明らかにし、会社側の申し入れにつけられた条件については交渉事項として取扱うことにする。

(2) 保安要員の協力申し入れについて

新中宿を本坑と切離した斡せん案には不満であったが、当面この部分解決を足がかりとして、会社側に交衝を求め、全体的解決への努力と誠意を期待する意味から、無条件受諾にふみ切ったが、会社側の完全拒否の回答によって事態は悪化した。斡せん案を無視した会社側の一方的な保安要員差出し要綱にもとづく保安作業への協力申入れは、保安問題の解決を求めるものではないことは明らかである。むしろ、組合側の保安要員拒否をみこし、責任を組合に転嫁して組夫、臨時夫による強行就労を正当化しようとするものであろう。したがってわれわれは地労委斡せん案による保安要員差出しを主張し、もし会社側が保安問題を取り引きや、争いの具にしようとして部外者の強行就労を行うときは、ピケによって阻止する体制を固めると共に保安を組合の手によって確保する態勢を整える。

(3) 福岡市内行動について

共斗のよびかけ、市民への理解と協力の呼びかけ、福岡銀行、田中、蛭川の自宅に対する抗議デモ行動は四〇日間の累積として一応の成果を収めることができた。特に福岡銀行に対する行動は田中直正と蛭川頭取をして焦慮の極に追いつめた。一方三月七日衆院石炭特別委で田中社長は銀行デモがなければ金ができるとの証言を行った矛盾もあり、今後団体交渉の中で、その真実性と誠意を追及し、会社側の態度如何では、一時福岡行動を中止し、当面県評及び九州炭労傘下各支部への共斗呼びかけ、逆オルグ行動に切替えることを考慮する。しかし交渉を通じて会社側に誠意が認められない場合は二七日以降、東京大行動と呼応して福岡市内、本店支店は勿論、全国の支店営業所を含めて、その機能を停止せしめる大行動を展開する。このため総評を通じて、夫々の福銀本店、支店営業所所在地にある各単産各支部に対する協力要請を行い、体制を整備する。

(4) 福岡労金の担保物件処分について

福労金理事者より詳細な報告を求め、全体的情勢判断から、その取扱及び実施時期等について討議結論をだしたい。

Ⅱ 高姿勢の条件付交渉の申入れをうけた大正労組は三月一五日、岩野書記長、下村調査部長が会社側と会って、その真意をたしかめた。

1 保安要員差出要綱については修正の余地はないか

(イ) 員数は一六名を固執するのか　(ロ) 新賃金とはなにか　(ハ) 賃金支払日は何日か、(ニ) 人選は一方的選定を固執するのか。

2 再建問題に関する交渉申入れにつけた条件は、それを受諾せねば交渉をせぬということか

3、社長就任以来二ヶ月近くたつが交渉で解決しようとする意志はあるのか、あるとすればいつごろまでに片付けようと考えているのか。

これに対し会社側は次の通り回答している。

1962・3・19

大之浦労組 教宣部 ちらへ

1、要綱修正の余地はないわけでない
(イ)、賃銀については、残っているものもあり話し合いたい
(ロ)、支払日は定給日の二〇日にしたい
(ハ)、新保金とは今後決められる保金だ
(ニ)、人選については話し合いたい。
二、再建問題一般に関する交渉はこの条件を呑んでもらわねば交渉しないということではない。
3、再建案はできている、速やかに交渉を開始して二週間以内位いで片付けたい。
この戦術の経過をみると、労務者の新提案をけったときのすさまじさや、高姿勢の申入れの表現とは、うって変った低姿勢で、誠意は之を補促しがたいが、速やかに交渉を開いて解決に持込みたいという充分の意欲はみせている。

以上

ニュース

98

六坑問題
賃金斗争
第1回団交

組合〜6坑3月末閉山撤回を要求〜
〜賃金は引上げないとゼロ回答

一九日の臨時総会は、六坑閉山問題を議題として開き、長時間にわたる討議の結果、最終的には種々の不満はあるが、炭労調査団の調査報告、中斗指令一六三号及びこれに基く貝島労組の当面の斗う方針を確認した。従って、この決定に基き、二一日午後二時より、六坑問題、賃金についての第一回の団交を行い、そのなかで組合は、六坑問題については「ただ六坑だけの問題だけでなく他坑にも影響の大きいことであるので、貝島の長期的な計画を明示せよ」となげかけた。賃斗についても「物価値上りのひどいなかで、われわれの要求は不当ではない、引上げる回答を行ってもらいたい」となげかけ、午後三時団交を打切った。

交渉の概要

組合　六坑問題だけを交渉しても、貝島全体の生活の不安は除去できない。会社の経営はまったく放慢的な経営であり、会社ももっと真剣に考え、長期安定計画を示して貰いたい。われわれは、われわれの立場から長期的な展望にたち、次の要求を行うので回答してもらいたい。

一、三七年度における各坑出炭、人員、能率、設備投資を明らかにせよ。
二、三七年度新らたに閉山、縮少を予定しているなら明らかにせよ。
三、近代化によって、余剰人員があるのであれば明らかにせよ。
四、租鉱化、第二会社設立は反対である。
五、最低賃金制について態度を明らかにせよ。
六、賃金について会社の考えを明らかにせよ。
七、四月一日以降、六坑閉山する提案について、われわれの調査の結果、三〇数カ月の寿命をもっている。従って、六坑閉山については撤回し、四月以降の提案について早急に明示せよ。
八、六坑の小学校下は鉱山だから交換したというが、会社資料ではすでに三尺五尺は採掘済である。その他について明らかにせよ。
九、水があって掘れないというところは、技術的に採掘方法を検討し、その内容を明らかにせよ。
一〇、上七重層の採掘は技術的にできないのかどうか明らかにせよ。
なお、賃金についての考え方を明らかにせよ。

会社　要求については検討した上で早急に回答したい。賃金については経理事情から引上げる余裕はない。

組合　賃金について引上げる余裕がないという考えであれば、われわれは賃斗の計画にもとずいて斗いを進めていく。

以上

1962・3・22

大之浦労組
教宣部

ニューズ
99

大之浦労組教宣部

六坑問題

組合の六坑閉山撤回要求に対し
六月末日で閉山を回答

二一日の団体交渉において、組合より大之浦の長期安定計画の明示及び六坑閉山撤回の要求を行い回答を求めていたが、会社は慎重検討の上回答を行うとのべ、団交を打切っていたが、二二日文書で六坑閉山についてのみ回答をしてきた。

すくなくとも調査団の調査結果、四〇万トンの炭があり、現状の出炭体制でも三〇数カ月の望みをもっているにもかかわらず、今だに閉山の考え方を捨てず、われわれに対決を迫っている会社の態度に対し、われわれはさらに体制を強化し、要求獲得を前進しなくてはならない。

会社回答

昭和三七年三月二二日

貝島炭礦株式会社
常務取締役　今村栄造

貝島大之浦炭礦労働組合
組合長　吉田元吉郎殿

第六坑閉山期日に関する回答書

第六坑閉山期日について、三月二一日の団体交渉において、従来通り四月一日以降閉山を実施するや否や回答されたい旨の申し入れを受けましたが、現在までの団体交渉の経過からみて、事実問題として四月一日以降閉山を実施することは出来ない状態にありますので、今後精力的に話し合いを進め、基本的諒解を得、諸準備もととのえた上で、おそくとも六月末日をもって閉山致したい。

以上回答いたします。

1962・3・23

ニューズ
100

会社のゼロ回答に対し

組合27日までの期限付回答要求を求む

二一日の賃金団交において会社は、組合の切実な生活の要求である賃金引上げについて「現状では応じることは困難だ」と回答し、問題の平和的解決について考慮をしない態度にでてきたが、組合としては、なお、最大の努力を傾けるべく、二六日につぎのような二七日までの期限付回答要求を申入れた。

昭和三七年三月二六日

日本炭鉱労仂組合
執行委員長　原　　茂

貝島炭礦株式会社
専務取締役　今村栄造殿

申入書

昭和三七年一月以降賃金に関しては、去る二月五日石炭産業の合理化に関しては三月一五日にそれぞれ要求書を提出し、貴方との間に団体交渉を重ねて参りました。当方は早期円満なる解決をはかるため団体交渉の席上において、当方から一四社の具体的な集合交渉を申入れて参りました。

しかるにこれに応じられないとの貴方の回答に接しました。甚だ遺憾にたえないところです。

又賃金、合理化の具体的内容につきましても、当方の要求についてすでに十分説明も行ったにもかかわらず、いたずらに具体的な態度の表明がありません。

当方としては早期円満なる解決を念願しておりますが、このような貴方の態度では問題の解決が徒らに遷延するおそれがあります。

したがって、当方の要求に対する最終回答を明三月二七日の団体交渉において文書をもっていただきたくここに申入れます。

以上

1962・3・27

大之浦労組
教宣部

ニュース

101

〈春斗情況〉

石炭政策に関し政府具体案でる
炭労は拡大中斗委で目下検討中

―（西ブロ小田局長～貝島労組 午後一時五分発 電話情報）―

政策斗争は五日よりの炭労の無期ストを控え、政府のスト回避への活動が四日より活発化し、首相と社会、民社両党委員長との会談、労相の炭労側の意向打診と積極的な工作が行われ、四日深夜、首相と原炭労委員長ら炭労代表、全炭鉱代表等との会談が進められ、その結果、政府はスト回避を前提として次の石炭対策の具体案を提示してきた。

これに対し、炭労としては政策斗争は解決しても賃上げの問題をかかえているので、慎重に検討を加え結論をだすこととし、拡大中斗委員会を早急に開催、炭労の態度を決定することになった。

なお、とりあえず六日以降の動員については、一応中止するよう指示が出された。

政府の石炭対策具体案の内容

政府は石炭政策に関し、従来その関連に格段の努力を払ってきたが、最近の情勢にかんがみ、ならびに石炭産業の安定化対策を一層促進するため、左の措置を講ずるものとする。

第一、当面の措置

政府はこの際、権威ある調査団を編成し、これに対し石炭鉱業の近代化、合理化及び雇用の実状調査を要請し、今度の政策について答申を求め、これを尊重する。

雇用に関しては、右調査団に対し特に早急に答申を求めることとし、この答申にもとずく措置につき、政府の決定があるまでは、経営者側は新規の人員整理（石炭鉱山保安臨時措置法及び石炭鉱業合理化臨時措置法にもとずく事業の廃止及び現在実施中又は労使交渉中のものをのぞく）を行わず、労働者側は争議行為を行わないことを期待するものとする。

第二、今後の石炭政策

1、総合エネルギー対策の確立をはかるため、近く通産省内に強力なる審議機関を設け、審検討するものとする。

2、出炭規模については、当面五五〇〇万トンの合理化基本計画は変更しないが、ならびにコストの切り下げ可能な場合には、出炭規模の拡大について総合エネルギー対策の一かんとして再検討するものとする。

なお、その際、未開発炭田（主として原料炭）の開発については、今後の長期計画の中で積極的にとり上げるものとする。

3、炭価の一二〇〇円引き下げについては、従来の方針によるものとするが、三七・三八年度の年次計画については、近く開催予定の石炭鉱業審議会の答申をまって、実施するものとする。

4、炭鉱労働者の雇用の安定をはかるため、新たに雇用奨励金制度の創設をはじめ、その離職者対策等について、昨秋以来の独断の措置を講じたが、さらにその事態の推移にそく応して、雇用の安定を一層強化するため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 石炭鉱業の合理化に伴う整備計画（人員整理及び閉山計画）については、これを地域別・炭田別に毎年石炭鉱業審議会として審議検討する。

(2) 石炭鉱業の第二会社化については、労使協議の上、双方が雇用対策を必要と認めた場合に限定するものとする。

なお、租鉱権の設定については、坑口の使用許可基準を明確にする。

うらへ

1962・4・5 PM1.00

大之浦労組 教宣部

(3) 石炭鉱業の採掘作業について、法の禁止する労働者供給事業に該当する場合の基準を明確にし、その基準に該当する場合の取締りを強化する。

(4) 炭鉱労働者の安定産業への計画的転換の促進にするため、産炭地域振興事業団の雇用機能の活用をはかる。

(5) 大手の企業に対しては、炭鉱労働者を解雇する場合には、解雇された離職者を出来るだけ多く系列会社等に就職させるよう特に干渉する。

(6) 炭鉱労働者の再雇用を促進するため、需要関係機関特定の成長産業に対し協力を要請する。

(7) 炭鉱離職者に対する失業保険給付の改善を考慮する。

5、石炭鉱業の近代化、合理化を促進してその安定をはかるため、特別の金融措置を講ずるものとする。

6、石炭鉱業の最低賃金に関する中央最低賃金審議会の中間答申を尊重し、同答申にうたわれている専門部会を設置する。

以上

ニュース

102

〈春斗情報〉

政転要求了解点に達す

五日午後四時三〇分ストを中止

―（午後五時四〇分 東京より電話指令）―

五日スト続行のまま、政府回答（ニュース一〇一号）を検討中の炭労拡大中央斗争委員会は、これを了解することとし、賃金については改めて七日より各社交渉に入り、精力的に交渉推進に当ることを確認、五日午後四時三〇分、「六日一番方よりスト中止する」ことを決定、傘下支部に対し、中止指令を行った。

拡大中斗の決定内容

一、石炭対策は、これの政府回答（ニュース一〇一号）を確認する。

二、六日一番方より就労せよ。

三、賃金交渉は七日より各社交渉とする。（東京に於て）

四、一〇日一番方より無期限ストライキに入る。

五、動員団は上京中のものは別として他は中止する。

六、八日各地本の地方委員会を開催する。

七、大正斗争は中央における交渉のなかで、同時解決の精神で行う。

八、在京動員団の示威の行動

イ、六日、拡大中斗の方針で了解を求める。

ロ、七日午前中対経営者に抗議行動を行う。

ハ、七日午後集約会議を行う。

ニ、八日以降毎日一、〇〇〇名づつ帰山させる。

ホ、大正動員団は当面残留せしめる。

以上

1962.4.5 PM 6.00

△

大之浦労組 教宣部

▽

No.　　　賃斗 **速報**

炭労の賃斗実力行使に対し

中労委動き出す！

—九炭労田中局長より—

一〇日午前一一時中労委より、炭労に対し事情聴取を行いたいと申入れがあったので、炭労としては戦術委を開き、中労委の事情聴取申入れが、単なる事情聴取か、職権あっせんなのか、たしかめるため、午後二時より炭労、原・古賀奥山・稲垣の四中執で藤林中労委会長と会った結果、藤林会長より次のように回答がなされた。

藤林会長回答内容

「炭労の政転斗争も政府の態度が判然とした現在政府政策の実行をあげるためには、その基礎をつくる必要があり、炭労ストは極力避ける努力が必要であると考え、職権あっせんによって解決をはかりたい」

以上の回答に対し炭労は、中労委が会社側に事情聴取を申入れるが、その場合の会社側の態度によって、再度中労委よりあっせん申入れがなされると思う。

従って、その時点で拡大中斗を開き検討する。

4月9日午後6時15分

電話情報による

なお、貝島労組としても九日午後七時、貝島炭礦株式会社に対し、一〇日一番方より無期限ストライキに突入する旨の、スト通告を行った。

以上

昭和　年　月　日　大之浦労組

No.

賃斗　**速報**

中労委の労使双方に対する事情聴取　活発化す！

東京～吉田組合長より

中斗委として上京中の組合長よりの情報によれば、中労委の労使双方に対する事情聴取が活溌化し、午後八時から九時までの間炭労に対する第四回目の事情聴取が行われたが、炭労としては三役がこれに応じ、そのなかで炭労は「地方大手五社に対する格差設定は絶対に応じられない」旨を強く行った。

午後九時より、九時三〇分まで経営に対する事情聴取が行われたが、経営側は深海、松本、栗林三名がこれに応じ、そのなかで額の点にもふれ「三・八%（七八〇円程度）のベース・アップについても経営のなかで話がまとまらない状態である」とのべている

4月10日・午後10時10分

電話情報による

昭和　　年　　月　　日　大之浦労組

No.

賃斗　速報

中労委（一方五五円 月額一、二五〇円）の斡旋案を内示

一一日午前二時四五分中労委より大手13社の労使双方に対して、一方五五円（月額一、二五〇円）の内示が行われた。

これに対して炭労は、午前三時四〇分拡大中斗を開催し、内示された額については了承するが、細部問題（政転の妥結内容・大正斗争の件）について明確ではなく、従って正式あっせん案が提示されてから態度を明らかにすることになった。

経営者側の態度としては、額についても難色を示しており、相当時間をかけて検討が行われるであろうと判断される。

従って、ストは解除しない。

なお、正式あっせん案が提示されるのは、午後五時頃になる模様である・

以上

11日・午前4時45分・電話情報

昭和　年　月　日 大之浦労組

No.

速報　賃斗

貝島会社 スト解除（11日）を前提に
会社の態度表明

一一日午前四時五〇分より五時一〇分まで、会社（達動労部長）・組合（吉田組合長）で双方の意見交換を行ったが、そのなかで会社は中労委の内示したあっせん案について大手八社が難色を示しているが、貝島としては一一日のスト解除を前提として次のように行いたいと態度表明を行った。

1、格差はつけない

2、出炭並びに合理化について協力を要望する

3、水道代、基準外について、引続き話し合いたい

4、賃金遡及については、あっせん案がどのように出るかはわからないが、積極的に条件はつけない
ただし支払いは別途話し合いたい

この態度表明に対し、山元執行部は午前七時より執行委員会を開き、検討を行ったが、現時点でスト解除を行うことは、あっせん案の正式提示なり、内示に対して難色を示している経営に対する圧力が低下することになると判断し、スト続行を決定した。

11日・午前6時・電話情報

以上

昭和　年　月　日　大之浦労組

ニューズ
103

賃金斗争 中労委の斡旋案で妥結

成人男子一方55円・保護鉱員一方47円85銭

× 一〇日よりの無期限ストを背景として、賃金斗争を推進してきたが、貝島労組としては、別紙、情勢分析の上にたって、一二日一番方より無期ストを解除したが、その後中央においてつぎのような内容で妥結、協定を取り交わした。 ×

中央協定書

貝島炭礦株式会社と日本炭鉱労働組合とは昭和三七年一月一日以降鉱員賃金に関し左記の通り協定する。

記

一、鉱員賃金

1 賃金構成　従前の協定通りとする。

2 労働時間　従前の協定通りとする。

3 基準賃金

Ⓐ 本人給

本人給額に一方当り下記の平均額を加給する。

坑内夫　五五円（税込）
坑外成人男子　五五円（税込）
女子及び一八才未満男子　四七円八五銭（税込）

右記金額中、坑内夫並びに坑外成人男子については一五円、女子及び一八才未満男子については七円八五銭を不合理是正のため、修正給に充当する。

修正給の配分については、各社各山に於いて労使決定する。

Ⓑ 家族手当

額・支給条件・支給範囲とも従前の協定通りとする。

Ⓒ その他基準賃金に関する諸事項については、従前の協定通りとする。

二、協定期間

協定期間については、昭和三七年一月一日より同年一二月三一日までとする。

以上

昭和三七年四月　日

貝島炭礦株式会社
同社長　貝島弘人
日本炭鉱労働組合
中央執行委員長　原茂

うらにつづく

1962・4・15

大之浦労組教宣部

諒解事項

昭和二七年四月　日付貝島炭砿株式会社と日本炭鉱労働組合間の協定書に関し左記の通り諒解する

記

一、協定書記の「従前の協定」の解釈は昭和二二年三月協定の人事協定による。

二、協定書記一、１の賃金構成には基準外賃金を含む。

三、協定書記一、２の労働時間には当該業務について従来各山において協議決定してきた慣行を含む。

四、協定書記一、３Ⓐの本人給額には本人給と認められる諸手当を含む。

五、協定書記一、３Ⓐの加給額は修正給を除き一律加給する。

六、協定書記一、３Ⓐの第二項の修正給額については労使協議の結果、全額充当することが不合理と認められた場合は減額することができる。

七、協定書記一、３については昭和二七年五月一日以降実施するものとし、一～四月の精算は従来の慣行にしたがい（各社）各山において協議決定する。

以上

昭和二七年四月　日

貝島炭砿株式会社
副社長　貝島弘人
日本炭鉱労働組合
中央執行委員長　原　茂

ストライキ中止にいたるまでの
山元の圣過と情勢について

一、十一日午前五時の時点における情勢として

イ、中労委の職権あっせんが明確になり、経営者のあっせんに対する態度があいまいである。

ロ、下部の実状については、ストは短期に解決してもらいたい。短期解決がなされない場合には、代議召集の要請等を行い、スト中止もあえて止むを得ない、という強力な発言や行動がある。

執行委員会はこの二点を中心として、それぞれの分析を行い、特に最近中央の意見としては、中央段階でも短期解決の考えをもっているし、現場を組織的に判断してみると、ストを中止する状態にはない。しかし、将来の問題としておこり得る可能性をもっているし、炭労全体（統一斗争）の斗う態勢に悪影響があるので、次の点に焦点をしぼり、種々討論の結果、執行委員会は全員一致をもって、斗いを続行することに決定した。

1、組織問題以外にストライキを中止する理由はない。

2、若干の組織問題はあるけれども、階級的立場からしてストを続行すべきである。

3、ストが長期化になる場合には我院で再検討をする。

二、以上三点を確認した上に立って斗いを進め、十二日の早朝における中央情勢、山元実体について執行委員会は再検討を行った結果、つぎの結論にいたり無期限ストライキを中止した。

執行委員会の結論

十一日の時点と十二日の時点とを比較してみると、情勢について大きな変化が起ったことは事実である

中央情勢としてつぎのことが判断される。

(一) 中央情勢

1、正式に中労委が職権あっせんを提示した。

2、提示以前が心配をしていた部面について排除されている。

3、経営者が長期態勢をもってあっせん拒否をする情勢が明らかになりつつあった。

4、十一日中央段階における吉田、今村会談において、大手八社との格差をつけないことが約束された。

(二) 山元情勢

1、山元情勢として短期々々といっているが、中央情勢から考え、長期の傾向を示して来ていると判断される。

2、組織問題（企業危機を含め）が、段々悪くなりつつあった。

3、山元問題が未処理である。融資体制が崩れたら、直接生活に影響が起る等の心配が増大しつつあった。

三、以上のような中央、山元情勢について再検討を加へ、とくに総会などの斗う姿勢（九五対六九）についても充分とはいいがたく、五日以降の無期限スト（一応中止）、十日以降の無期限ストライキも執行部は炭労指令を忠実に守ってきたが、山元事情、中央情勢等を考えてみると、無期斗へという基本線だけでは、どうしても無期限ストの続行は困難であり、続行することが組織問題をより大きくする結果に反る矛盾を、この段階で配慮すべきであるという判断に立たざるを得ない条件にきている。

もとより、炭労全体の統一斗争に水をさす気持はさらにない。そのことは現在炭労指令に忠実に従ってきた歴史が示す通りである。

強い意見のみによって、斗いを強行したならば強い意見の脱落が起る要素をつくり、ひいては組織全体にとって、戦術として却えって「マイナス」になることが考えられる。従って、このような事態にいたることはさけるべきであり、現状それぞれの最大公約数を求めて指導することが、現場のおかれている企業の実態からいって正しいものではないかと判断される。回復しがたい組織問題を起すよりも、若干後退しても組織を守って、合理化斗争にとり組むことが、組織強化の課題であると判断した。

賃金で斗へないから、合理化で斗えないという説もあるが、これは観念的であり、われわれは組合の限界、企業の限界等の上にたって、こうした方が合理化で斗えるし、またその方向で斗うべきである。

そのことが、現場の組織の統一を守り、つぎえの闘争のため一番良いと判断し、スト中止を行った。

以　上

ニュース
104

組合 続発する重大災害を激しく抗議!!

誠意示さぬ場合実力行使で対処

第七回合理化団交は、一九日午後五時一五分より会社第一会議室でおこなった。この日、新坑支部では常識では考えられない災害が発生している。四月にはいって三人目の尊い犠牲者をだした組合では、合理化団交を災害抗議とあわせて行った。

団交冒頭に、組合長より保安優先を常に激しく強調しているにもかかわらず、今回の災害は状態経過から判断しても保安上・人道上許されるものではない。保安優先を口では叫びながら合理化出炭に狂奔する会社の責任は明らかである。

とくに今回の災害は、会社、施設、坑務首脳のズサンさをバクロしたものであり、すみやかに責任の所在を明確にして災害絶滅の保安完備の対策を講じない限り、不本意ではあるが実力行使をもって追及する旨の抗議をおこない、右抗議文を手交して会社の代表の陳謝と、責任追及・対策を約束させて、抗議を終った。

興鶴労組発一四七号
昭和三七年四月一九日

興鶴炭鉱株式会社
専務取締役 今村栄道 殿

興鶴大之浦炭鉱労働組合
組合長 西田元吉郎

抗議文

近日、頻発に重大災害を生じ、尊い犠牲者を出すにいたっています。

われわれは、人命尊重を第一義とした保安確保の重要性をしばしば指摘して、積極的な保安対策を強く要望していたにも拘らず、かかる相次ぐ重大災害の発生は、人命尊重という人道的な問題を軽視し、ただ業界不況に名を藉る保安サボより招来するにいたったことは明らかであり、貴方の責任であります。

さきに、二坑における相次ぐ重大災害に対して、当方として厳重なる抗議を以って、貴方の責任を追及しているやさきに、またもや本日新坑で、常識上考えおよばざる災害の発生をみるにいたりました。

われわれは、頻発する重大災害に対し、貴方の保安に対する誠意の有無を疑惑し、ここに重大なる決意を以って、貴方に厳重に抗議致します。

更に、貴方の保安に対する責任の所在並びに今後の対策を明らかにすることを要求します。

尚、貴方の態度いかんによっては、当方はことを好むものではないが、実力行使をもって対処する態度を保留することを念の為。

右、抗議並びに要求します。

以上

1962・4・20

大之浦労組 教宣部

ニュース

105

第７回 合理化団交

俺達だけが犠牲になる合理化はイヤだ

組合・方針に基く要求事項を提示！

第七回合理化団交は、一九日午後五時一五分から第一会議室でひらかれた。

前回、組合から相次ぐ災害発生について一時間にわたり厳重抗議をおこない合理化の交渉にうつった合理化団交は、三月三〇日第六回団交をおこなってから、春斗のために中断されていたが、第二〇回臨時総会（四・三）で確認された「長期安定計画に対する組合の方針」に基いて交渉にのぞんだ。

組合からまづ「会社から提示されている合理化は会社再建のために犠牲均等の立場で考えられていない。組合としては、われわれだけに犠牲をかぶせる合理化には反対なので、組合の方から要求事項を提示したい」とのべ「合理化方針に基く会社機構改革並びに六砿終掘体制の要求について」会社に説明をおこなった。

これに対し会社は、「早期解決を望む立場から誠意ある回答をしたいと考えるが、組合の要求は会社の経営権に関する問題であり、鉱組・労組の組織上の問題もあるので、重大な問題であると思っている。慎重に検討した結果をすみやかに回答し、論議を重ねたいと思う」と答えた。

組合は、さらに「経営権とか人事権とかにこだわると問題の解決は出来ない。裸になった気持ちで、しかも、しんしな態度で検討し回答されたい」とのべて午後六時四〇分、第七回の団交を終った。

合理化方針に基く会社機構改革並びに六砿終掘体制の要求について

経営機構の近代化は、斜陽企業にとって重要な問題である。

とくに、企業危機が内外的にさけばれているとき、この危機を一刻も早く解消するために、経営努力をさらに強めなければならない。

われわれは、経営権の帰属は別にしても、企業危機より脱却し組合員の生活安定を図るためにも三者犠牲平等の原則にたって、本問題解決（長期安定計画の確立）に重大なる決意をもつものである。

よって、われわれは次の諸項目に対する会社の明確な態度を要求するものである。

一、非組合員、職員の鉱員に対する人員比率については、他社より多いと考えられるので、この点について是正してもらいたい。

二、前項にもとづく比率の処理と併せて、生産点を中心とした人事の配置について、明示してもらいたい。

三、機構改革については

第二次合理化時における一応の改革がなされたとはいえ、新事態として長期安定計画の確立、労職組合の機構の一元化等により、現機構について再検討加へなければならないと判断するので、機構改革（縮少、統合、廃止）の構想を具体的に明示されたい。

四、機構改革によって、経理面にどれだけの影響があるかを数字的に明示されたい。

五、六砿終掘体制の確立について

次の三点を中心とした終掘体制を、具体的に提示されたい。

１、適正人員配置をはかるための逐次縮減による調整

２、能率上昇に必要な諸対策

３、労働力の適正配置

以上

大之浦労組
教宣部

1962・4・20

ニュース
106

第8回 合理化団交

会社六砿閉山を固執
組合の要求事項に回答

第八回合理化団交は、二四日午後三時より第一会議室で開かれた。

冒頭、会社は「前回団交で相次ぐ災害発生に伴う保安問題について申し入れを受けたが、その点については検討中でありますので、今少し御ゆう余願いたい」とのべ保安問題についての回答をさけた。

組合は、すみやかに誠意ある回答を示すよう促して合理化交渉にうつった。

まず会社は、「六坑閉山を提案してから六カ月をすぎ、長期安定計画を提示してからすでに一カ月を経過している。他社における合理化のテンポは非常に早く炭鉱企業の近代化は遅れている。資金繰りのひっ迫からくる経営事情の悪化はますます厳しくなっている。したがって長期安定計画を明確にして近代化に進まなければ、銀行の回復はない」と最近における炭鉱企業の実情についてのべたのち、前回団交で組合から提示した「合理化方針に基く会社機構改革並びに、六坑総体制の要求について回答をおこなった。

五項目にわたる組合の要求に対して極めて抽象的な回答であったが、六坑総体制の要求について、会社は依然、閉山の態度を固執しており小委員会を設けることを提案してきた。

組合は、小委員会の性格等について若干の質問をおこない、全般的に労使平等の立場で具体的に回答されなかったのは遺憾であると、不満の意を表明し会社回答については組内で検討すると答えて午後四時四五分団交をうち切った。

会社回答

本日は前回の団交において、組合側より御要望のありました機構改革等について、会社の総括的な回答を申上げたいと存じます。

現在の炭鉱の経理状況、将来の炭界の推移を考えますとき、炭鉱企業固有の危機にあることは何人も否めないきびしい現実であります。

このため、ここ数年来、労使関係については、労働組合の皆様方に説明も致し、又その了解の下に対策を講じますと共に、労使関係以外の面についても昨年四月の抜本的な機構改革、中央労委斡旋の対策を講じて参りました。

組合側におかれては、企業危機のシワ寄せを労働者側にのみに課せられるのは不本意であるとのべられておりますが、今日の石炭鉱業の不況なかんずく炭鉱の危機は御承知のように急激なエネルギー革命の進行に起因するもので、一時的な景気の後退と異り、石炭鉱業の本質に根ざす極めて深刻なものであります。

従って、炭鉱の経営者は単に組合員の皆様にのみシワ寄せされているというような生易しいものではなく、株主に対しては、六期にわたり無配を続け、銀行筋には返済すべき借入金も返済していない、資材購入先には商取引の常軌を越える長期の未払を続けている等、炭鉱に連るあらゆる方面に御迷惑をかけている現状であり、職員関係、非組合員関係についても、その例にもれず、会社再建のため、忍び難きを忍んでもらっている次第であります。

次ぎに組合側の御要望は労使平等の観点から非組合員、職員、会社機構改革等がその中心となっていると思われますが、これらの点はその企業の態様に即したもので無ければならぬことはいうまでもありません。

例えば、機械化の進んだヤマ、機械化に不利な自然条件をもつヤマ、一社一山の会社、九州、北海道に事業所を有する会社、或いは多角経営を行っている会社等、夫々企業の態様に応じたものが決定されていると思っております。

1962・4・25

うらへつづく

大之浦労組 教宣部

従って、画一的に代替る縮少、統合したりすることは、加えて、経理、監督、代位のそとるきたし、経営の大綱を把握するおそれなしとせず、いうなれば、角をためて牛を殺す結果になりかねませんので、慎重に決定さるべきであります。

しかし、今回提示しております近代化の諸対策が次実施されると共に、会社の内部体制も当然これから改正ならぬと考えておりますので、組合側の補意見はどしどしのべて頂き、経営を強化するにやぶさかではありませんが、企業の経営代表、組織的見地に属する部門の決定については、当然の責任において行うことを特に申し添えておきます。

次ぎに要望の各項について回答いたしたいと存じます。

第1項の、非組合員と職員、組合員比率について

現場は中央、地方大手各社に比し、非組合員と職員、組合員の人員比が均衡を失していると考えておりません。

さきほども申し上げましたように職員、その他の管理者の人員は、どの程度が適正であるかは企業の態様から決定されるべきもので、単なる数字的比較を以てますと、非組合員と職員の比率は大手19社平均（除く大正）四三人に対し、当鉱は四九人であり、全職員と鉱員の比は大手平均五八人に対し、当鉱六八人となっており、他社に比し、むしろ低い状態であります。

第2項の、生産量を中心とした人員配置について

現状においても、生産を中心として人員配置を行っておりますが、六鉱の閉山、近代化の進展に応じ、人員配置の適正化をはからねばならぬと思っております。

第3項の、機構改革等について

本年三月の再建交渉席上で、会社機構について改正の提案の企業態様、現状、立地条件等から慎重に検討しました結果、社内制度改正を行い本年四月新機構で発足して以来、漸々実効をあげつつあると感じております。

しかしながら、近代化の進展による諸事態に対処するためには機構の整備を図らねばならないと考えております。

なお、労働組合の代表の一元化に伴って会社機構を検討されたいとの御要請がありましたが、会社の代表は組合の機構に影響されることなく別個に経営上の観点から決定されるべきことを申し上げておきます。

第4項の、機構改革による生産面の影響について

一般的に機構を改革する目的は、組織、管理、機能の有機的連ケイを図り、生産活動を円滑にし、生産の向上を図るためのものでありますので、新機構がこれからどう影響するかを明確にすることは難しく、更に第三項においてふれました如く、昨年度改革を行った許かりで、今次近代化に関連して如何なる対策をたてるか、又これの生産面の影響については未だ説明できる段階にありませんので、御了承願いたい。

第5項の、六鉱の経営体制の確立について

会社としては、六鉱の存続させるあらゆる問題から検討して参りましたが、六鉱自体が保有のとれる、少くとも収支がゼロになる方法はどうか検討しても見出しえず、六鉱を存続させることは、大之浦全体を圧迫し、貝島の存立を危くする結論に変りありません。

従って、六鉱は残念ながら閉山せざるを得ない次第であります。

御要望の如く、六鉱を継続する方向で逐次縮減するとしても、採炭の見とおしのない以上、一刻も早く閉山し、他鉱の安定をはかると共に従業員の生活の安定を求めている当社としては、諸次縮括するということは到底考えられません。

この点について、組合側の皆様に了解して頂くために小委員会等を設け、専門的に十二分に説明してもよいと考えております。

以　上

ニューズ

107

新賃金配分方式決る!!

※昭和三十七年一月一日以降の賃金改定額に基づく総部事項の交渉については、四月一八日の臨時総会で執行部に一任と決定されていたが、その後各支部とも賃金専門委員会を開催し、配分についての下部討議を行い本部において意見集約の上、四月二五日会社と交渉、修正案の額及び其の内容について遂行したが、最終的に左記のように決定し、五月分賃金より計算し一月～四月間の賃金については、個人別に左記の方法で計算されることになった。※

記

一、新賃金配分について

1、一律加給

従来の基準給に次の金額を加算する。

直接夫　就業一方当り　一律五五円
坑内間接夫　〃　〃　四八円
坑外成人男子　〃　〃　四八円
女子及び18才未満男子　〃　〃　四五円

2、修正給

各人の従前の技能給に、坑内間接夫及び坑外成人男子については、一方当り平均七円、女子及び18才未満男子については一方当り二円八五銭になるよう、つぎの金額の範囲内で査定した額を加給する。

範囲
坑内間接夫、坑外成人男子　三円～一五円
女子及び18才未満男子　一円～五円

二、保安責任要員の賃金について

操業日　就業一日につき　一、〇七六円
公休日　〃　一、二六五円
特殊公休日　〃　一、五九三円

三、見合払い一方当り賃金について

従来の額に左記の金額を加給する。

直接夫、坑内間接夫
坑外成人男子　四〇円
女子及び18才未満男子　三〇円

㊟　坑内の事業内訓練に従事する者については、追ってお知らせ致します。

見合払い一方当り賃金

	職種別	成人	保護
坑内夫	採炭夫	930	
	掘進夫	810	
	仕繰夫	710	
	[illegible]		430
	[illegible]	620	
	[illegible] 1級	590	
	〃 2 〃	560	
	〃 3 〃	540	
	〃 4 〃	520	
	〃 5 〃	510	
	〃 6 〃	490	
坑外夫	[illegible]	530	380
	成人男子 1級	500	360
	〃 2 〃	490	350
	〃 3 〃	480	340
	〃 4 〃	470	340
	〃 5 〃	460	330
	〃 6 〃	450	320
	〃 7 〃	440	320
	〃 8 〃	440	320

四、一月～四月間の差額金計算について

個人計算とし、一律に直接夫、坑内間接夫、坑外成人男子については五五円、女子及び18才未満男子については四七円八五銭引上げになったものとして計算する。

〈算　式〉

基準賃金＝引上額　×基準方数（1月～4月間の合計）

基準外賃金＝$\left(\frac{\text{引上額}}{8}\times 1.28\right)$×公休、残業、早後の時間数（1月～4月間の合計）

$\left(\frac{\text{引上額}}{8}\times 1.70\text{又は}2.00\right)$×就業公休の時間数（1月～4月間の合計）

$\left(\frac{\text{引上額}}{8}\times 0.28\right)$×深夜時間数（1月～4月間の合計）

（注）引上額とは成人55円、保護47円85銭とする。

五、監視又は指導的業務に従事する者の第一、及び四の計算は賃金規定に基づく計算とする。

以上

1962・4・26

大之浦労組教宣部

ニューズ

10

会社・長期安定計画に基づく
人員縮少を労組に提案

26日

※　二六日貝島職組との団交のなかで、会社は設備の近代化に関連し、ある程度の人員縮減を図らざるを　※
※　得ないとして、次のような提案を行ってきた。　※

職組へ対する
会社提案内容

一、機構改革については、昨年実施したばかりで今これを大きく改訂することは考えていませんが、今回の近代化の設備の進展に関連して、この際、機構の一部改訂を考えています。具体的には追って説明いたします。

二、現在、各社に比較して職員の人員比率は低いとは考えられませんが、昭和二九年当時の職員人員比に比較すると、かなり低くなっております。この際、ある程度の人員の縮減を図らざるを得ないと思い、今回「休職待命制度」等を採用することを考えております。人員については、工作・病院関係を除いて六〇名前後を考えております。

以上

※　なお、会社は口答により別個に次の退職者の予想を併せて申しのべてきた。

一、退職予想者　一五名
一、貝島大之浦商事関係　一四名

1962・4・27

大之浦労組
教宣部

〈第一回六抗問題小委員会〉

組合終掘体制の確立を要求

会社終掘体制で一・一五一円の赤字で存続不能と反論

第八回合理化団交（四・二四）で組合側の六坑終掘体制の要求に対して、会社は小委員会を持って双方で討議することを提案した。組合はこの提案について執行委員会で団交と併行して設置することを確認して二十七日午後二時より職組を交えた次のメンバーで第一回小委員会を行なった。

メンバー

労組
渡辺炭労中執
前島保安生産部長
宮本　調査部長
和田　六坑支部長
安河内六坑職場担当

職組
黒川　副組合長
有吉　六坑支部長

会社
遠　勤労部長代理
渡辺　生産部長
中原　経理部長
林田　工作部長
北原　六坑坑長
岡田　六坑事務副長

小委員会の交渉内容

組合より炭労調査団が出した六坑終掘体制確立を基ソとして
①出炭面について　②経理面についての考へ方を明らかにして六坑終掘体制移行の可能なる旨を述べ終掘計画の樹立を要求した。これに対し会社は六坑存続をあらゆる角度から検討したが今を一・一五一円の赤字で六坑を存続させることは大之浦全体を圧迫し、貝島の存立を危ふくすると反論してきた。
しかし組合の強い攻撃にあい再度検討することを約束して午後五時四〇分交渉を打切った。

組合、

一、出炭面について
六坑地域における残存炭量は会社提出資料を基ソとしても約四一万トンの計画出炭量が残存しているものと判断する。

二、経理面について
会社は三七年度六坑想定原価トン当り一・二五四円の赤字といっているが、これは若干水増しが行なわれている。われわれが各項目別に検討すると

(1)退職手当引当金の切捨	一八〇円（トン当り）
(2)支払修繕料の削減	七〇円
(3)支払電力料の削減	九円
(4)減価償却額の削減	二五〇円
(5)退価投資の切捨て	一一五円
(6)共通費の切捨て	六〇円
計	六八〇円

約六八〇円程度節減されるべきと判断する。尚坑内外の集約による原価削減として、六坑の終掘体制上の移行は、採掘箇所の縮小の　集約、坑外施設の集約等をなすことになりトン当り約五三〇円程度のコスト軽減を計り得る
すなはち

1、会社による三七年度六坑想定原価	四、九一九円
2、現体制下における想定原価の削減額	△六八〇円
3、体制集約による想定原価の節減額	△五三〇円
4、最終想定原価	三、七〇九円
5、想定山元手取価格	三、六六五円
6、損益	△四四円

このように会社発表の山元手取り価格によると四四円の赤字だが、これは三六年上期対比で六坑手取価格の値下げ額が約三〇〇円と、大之浦

うらへつづく

の全出炭に対し三円二〇銭のはねかえりにすぎず、これはすでに六坑の想定原価における問題点、退手引当金、支払特許料、減価償却、追加投資、共通費等につき、全山の想定原価について考慮するならば、容易に吸収し得るばかりか、会社による全山想定原価におけるトン当り赤字一六九円は解消し、些少ではあるが黒字にさえ逆転することになる。

したがって、大之浦全体の雇用維持を原則として

イ　口元採炭の全面化
ロ　坑内採掘の近代化
ハ　不均衡な企業の是正
ニ　会社機構の改革

等を実施することにより、六坑終掘体制の移行も可能と判断する。

よって、われわれはあくまでも六坑を存続し、逐次終掘の計画樹立をすべきである旨を強く述べた。

会社

今後六坑を存続すると想定して次の操業計画を樹立したが約一一五一円の赤字となり、この赤字をかかえては、大之浦全体を圧迫し、貝島の存立が危うくなるとあくまでも六坑閉山を固執した。

１　出炭計画表

	採炭 切羽	採炭 雑	仕繰	計
採炭夫在籍 人	100	7		107
入坑率 %	81	81		81
実稼人員 人	81	6		87
能率 屯/人	6.70	7.50		6.76
採炭出炭 屯	543	45		588
仕繰出炭 屯			49	49
合計日産	543	45	49	637
換算率	0.37	0.37	0.37	0.37
１日出炭 屯	201	17	18	236
稼動日数	25.4	25.4	25.4	25.4
月産	5,100	440	460	6,000

２　直接夫必要人員推移表（三七年七月以降）

職種＼月	7	8	9	10	11	12	1	2	3	平均
採炭夫	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107
仕繰夫	73	73	73	73	73	73	61	61	61	69
掘進夫	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19
計	199	199	199	199	199	199	187	187	187	195

註　１月以降七五尺中央右五採炭の終掘減。

原価表

１．可能原価　　四八一六円
２．山元手取価格　　三六六五円
３．損益　△一一五一円

この会社回答に対し組合は

会社は出炭を六〇〇〇トン、能率二〇トンで計画をたてたものに問題がある。六坑で生きのびるためには、能率二〇トンの計画ではだめだ。われわれが指摘した計画出炭量四〇万トンを確認した上にたって、黒字になる計画（①人員計画、②採掘計画、③能率　）をたてるべきだと計画の変更を強く要求した。会社はこの組合の要求に対して再度計画をたてなおしてみることを約した。

ニュース 110

〈第九回〉合理化団交

近代化関係について 労働条件について質疑を行う

29日

第九回合理化団交は二九日午後四時三〇分から、第一会議室で開かれた。組合より近代化関係の労働条件（別紙）について提案の点を質問したいと、次の質問事項をのべた。これに対し、会社は別室協議の後、次の回答を行ってきたので、若干質疑を行い午後七時団交を打切った。

交渉の概要

質問事項

一、請負切替えについて

１、坑内掃取について

バースクリンの三名を切替える理由

２、坑外炭車掃除、油差しについて

別会社とするのか、一部位請負とするのか

３、洗炭場について

イ、担当係員はどうなるのか

ロ、直轄要員はどうなるのか

ハ、各坑を一本にしてするのか、または各坑別にするのか。

ニ、微粉炭と二号炭の混炭比は現状通りか

４、坑外炭車掃除、油差、洗炭場の賃金について

イ、請負金額については、現行賃金並に退職金制との関連にて適正に決定するといっているが、具体的に明示せよ

二、別会社移管について

１、既存会社に移管するのか、別会社を新設するのか。

２、配置人員を明示せよ

会社回答

一、請負切替えについて

１、坑内掃取について

内部の作業内容とは考えられないので切替える

２、坑外炭車掃除、油差しについて

坑別に一般請負とする

３、洗炭場について

イ、洗炭場には係員はおらない、保安上については従来通り係員が責任をもつ

ロ、予受のボイラーと洗炭場の関連性はない

ハ、坑別にする

ニ、混炭率は現状通り

４、坑外炭車掃除、油差、洗炭場の賃金について

イ、考え方は提案通り、具体的には追って明示する

二、別会社移管について

１、既存会社に移管する

炭車大工——貝島産業

硬山掃取、硬山捲方——共栄産業

２、配置人員（硬山掃取）

（新坑）

箇所	配置人員	在籍
下部ポケット	四	
中部ポケット	四	
上部ポケット	二	
保　線	四	
計	一四	一三

（五坑）

箇所	配置人員	在籍
スキップ返し	一九	
車廻し	四	
保　線	四	
選炭硬受	一〇	
水洗硬受	八	
計	四五	四二

（うらへつづく）

1962.4.30

三、保線夫について
イ、保線請負夫の給与、期末手当、退職金はどこが支給しているのか。

四、臨時夫切替について
１、女子雑員
イ、労働条件は実質的に（五、〇〇〇円程度）切下げになるが、この点どう考えているのか
ロ、臨時夫になると雇傭の安定が得られない。この点についてどう考えるのか
２、男子雑員
イ、直轄夫不適格者はどうするのか
ロ、坑外撰炭の配置場所は

五、その他
１、入替採用について、今回特別措置を適用しないといっているが、理由は何か
２、炭車掃除、油差、炭車大工、硬山撰炭、硬山捲方等について、配転を認めないといっているがその理由
３、業者切替と請負切替の相違について
４、請負切替、別会社移管、臨時切替等の会社案を大坑に適用する場合の取扱範囲を明示すること
５、勤労関係で大区制、小区制といっているが、その内容は
６、協定の標準額は実績か、協定書記載の分か
７、有給買上げの考え方は日割か、日傭か
８、両差入坑を具体的に説明せよ

（二坑）

箇所	配置人員	在籍
スキップ返し	一五	
更廻し	三	
保線	三	
計	二一	一九

２、（坑外運転手）

坑別	配置人員	在籍
新坑	四〜五	三
（硬山捲）	四	三
二坑	六	四
計	一四〜一五	一〇

三、保線夫について
イ、給与、期末手当は保線
退職金は会社支給

四、臨時夫切替について
１、女子雑員
イ、労働条件は現実通りである。会社が困っていることであるので辛抱してもらいたい。止むなく出ている人については退職勧奨として善処したい
ロ、雇傭に不安があるとは考えていない。将来も現状通り
２、男子雑員
イ、就職不能者がある場合は別途協議したい
ロ、五坑全丸取り　一名
三坑ベルト掃除　五名

五、その他
１、今回特別措置を適用しないということは、労務者の措置と、大坑配転を考えているからである
２、配転を認めないのは労務者の作業に支障をきたすことと、大坑の配置先の受入れができないためである
３、広い意味では同じである。請負切替えの場合は口入請負という。
４、小委員会のなかで述べたい
５、勤労関係であるので現地に近日中に説明する
６、協定書中にある標準額とする
７、日割を考えている
８、各坑別にピットで説明する

以　上

ニュース

第二回 六坑問題小委員会

組合の黒字体制要求に対し 第二次案を提示 会社

六坑問題第二回小委員会を三〇日午後二時より第一会議室で行つた。

前回、組合より炭労調査団より出した結論に基き、会社提案を撤回するよう要求するとともに、黒字になる計画（(1)、人員計画、(2)、採掘計画　(3)、能率）を再度検討するよう要求していた。

これに対して、会社は炭労調査団が

(1)　現体制下で　　六八〇円の削減

(2)　体制集約で　　五三〇円の削減

で四四円の赤字、この赤字は大之浦全体でみると、何等負担にはならないと組合の方でいつているが、このような削減は、政策的な面が加味されており、現時点における石炭産業下においてはどうしようもない。

前回、六坑を黒字にするためにどうしたらよいかという組合の要求に対して、会社として再度技術面、経理面を検討したが、どうしても採算がとれる見込がないと、第二次案（月産八五〇〇トン計画）を提示した。

組合は、この第二次案を別室を以て検討し、第二次案の不合理性を追及する旨を述べて、午後四時三〇分交渉を打切つた。

交渉内容

※会社※

炭労調査団が現体制下で六八〇円削減、体制集約により五三〇円の削減し得るといつているが、このような削減は政策的な面が加味されており、現時点における石炭産業下ではどうしようもない。

六坑を再度技術面、経理面で検討したが、会社として最大のものは、出炭八五〇〇トン、人員三〇七人、能率二七七トンを達成しても、尚八六二円の赤字で採算がとれる見込はない。

採算がとれる型とするためには、物品費、経費をそれぞれ一〇％減ずるとして、人員一〇一名削減し、能率四一、二トンまでにしなければならない。

とあくまでも閉山を固執した。

※組合※

第二次案（月産八五〇〇トン体制）の不合理を追求して明らかにさせる。

1. 原価面の検討をして採算があうようにさせる。
2. 採算をとるために労働力の再編成と機構改革による経理面の検討を行い、黒字体制をとる。

旨を会社になげかけて交渉を打切つた。

大之浦労組　教宣部

ニュース

112

第三回
六坑問題
小委員会

組合〜"五九円の黒字体制を提示 終掘体制の確立をせまる"

会社〜"一部組合案を了承するが 企業の実体上。不可能と反論"

六坑問題小委員会物別れ団交移行

第三回六坑問題小委員会を五月三日午後二時四十五分より第一会議室でおこなった。

組合より炭労調査団に提出した原価（一万トン体制）と第二次案（八五〇〇トン）とを対比した場合、坑口別にみた場合、一万トン体制の方が原価高になっている面を追及、更に本社費等、相対的に割当てられるものについての資料提出を求め検討した後、五九円黒字の組合案（別紙）を提示し、会社に終掘体制の確立を要求し、会社に再考を促した。

会社は別室協議の後、組合案について反論、双方の見解はまったく対立した。

よつて、小委員会継続は不可能と判断されたので、組合案を提示したまま、今後団体交渉で解明することを双方確認し、六坑問題小委員会を午後八時打切ることとした。

交渉内容

組合　一万トン体制と、八五〇〇トン体制では原価に及ぼす影響はあるものとおもう。しかるに、八五〇〇トンの方が逆に高くなっているが、その理由について説明されたい。

会社　原単価のあるものは、実際のものを出した。その外は出炭の将来度がはつきりしてるもので修正を加え、削減できるものは削減した（トン当り一五％）。そうすると同じ使用量であれば逆にハネ上る。

組合　能率上昇が著しいので逆に高くなるのはおかしい。

会社　固定費が八〇％、比例費は二〇％なので出炭比についてはあまり変動はない。

組合　採炭夫の賃金について、どのように考へているのか

会社　八五〇〇トン体制下では、請負給六五一円位になると考へている。

※本社費、共通費、減価償却についての資料提出を求め、これが検討のなかから別紙の組合案を提出した。

再会後の交渉

会社　組合案を慎重に検討したなかで、一部組合の方でいわれているもので了承出来るものもあるが、会社企業の実体と、他社の経済内容等常識的な比較において不可能である。

組合　調査団は大之浦のみでなく、他社をも調査をしているので、一般的に指摘しているのである。

会社　企業の規模が違うので他社は例にならない。

と、各項目等に反論、まつたく対立したので、組合は、

1、調査団報告の四〇万トン残炭について、経済出炭を繰上げして双方了解するところである。

2、組合の原価計算について一部承認出来るが、全面了解は会社企業の実体、他社の経理内容等、常識的な比較において不可能であるといわれているので、団交で解明する。

を会社につたえ、今後は団体交渉で解明を図ることとして、六坑問題小委員会を打切った。

以上

1962.5.4

大之浦労組
教宣部

六坑問題終掘体制について（組合案）

1962. 5 2

会社の第二次案の不合理性を追求して明らかにさせる。

一、原価面の検討をしてペイさせる。

二、ペイさせた上に立つて労働力の再編成と機構改革による経理面の検討を行い、黒字体制をとる。

を前回の小委員会で述べた。

よつてわれわれは、これに基いて別紙のように黒字体制を明らかにした。

これが理論的根拠と炭労調査団 が あげた

(1) 支払修繕料の削減によるもの　　７０円
(2) 支出電力料の削減によるもの　　９円

と(1) 並に物品費の節減　　１５％
(2) 坑内外賃金を中心とする労務費の節減　　１５％
(3) 電力料を中心とする経費の節減　　１０％

を勘案した。

このことは、坑内外の集約による人員減少を見込み、会社第二次案と比較したなかからも、ほぼ妥当なものと判断する。

また炭労調査団が指摘した

(1) 減価償却額の削減　　２５０円
(2) 追加投資の切捨　　１１５円
(3) 共通費の切捨　　６０円

をなした。　※このとは見解の相違があるとはいえ、深く掘り下げた場合、この程度の削減は可能と判断した。

更に全項目につき

(1) 出炭規模に応ずるもの　　８５％
(2) 終掘体制で削減できるもの　　９０％
(3) 出炭にあまり影響がないもの　　１００％

にわけて各項目毎に振当て、想定原価を作成した。

これにより５９円の黒字体制の確立がなされるものとした。

別紙

			第二次案		組合案		
	産出炭数量		51.000	(8.500)	産出炭数量		
	自産炭消費量		2.593		自産炭消費量		
	送炭可能数量		48.407		送炭可能数量		
	人員能率		307人	227屯	人員能率		
			総額	屯当		屯当	削減%
物品費	木材類	坑木	19.531	383		315	85
		その他	2.430	48		33	85
	金属類		3.969	78		61	90
	火薬類		5.523	108		87	85
	電気用品		949	19		13	90
	工具器具備品		216	4		3	100
	ゴム製品		433	8		6	90
	油類		340	7		5	100
	石炭		3.643	71		54	100
	事務用消耗品		91	2		2	90
	その他		3.247	64		56	100
	計		40.373	792		635	
労務費	職員給与		6.275	123		123	
	賃金	坑内夫	48.508	951		951	
		坑外夫	5.512	108		108	
	請給坑外夫		2.844	56		56	
	賞与	職員	2.335	46		46	
		鉱員	7.365	144		144	
	退職手当引当金		6.192	121		121	
	法定福利費		6.314	124		124	
	計		85.345	1.673		1.673	
経費	支払修繕料		6.721	132		132	
	支払電力料		13.277	260		213	
	支払鉱区税		(3.780)	(72)		0	
	旅費通信費		47	1		1	
	租税公課		0	0		0	
	減価償却費		0	0		0	
	その他		10.383	204		191	
	計		30.429	577		537	
	合計		156.147	3.062		2.845	
	控除費		5.900	116		116	
	山元原価計		150.247	2.946		2.729	
	追加投資			63		0	
	減価償却費			453		203	
	共通費			72 271		72 271	
	本社費			70		70	
	支払利子			122		122	
	総原価			3.997		3.467	
	自産炭消費額					139	
	送炭可能原価			4.136		3.606	
	山元手取価格			3.500		3.665	
	損益			△636		+ 59	

ニューズ

113

＜第10回 合理化団交＞

基本的要求に回答避く

会社、次回団交での文書回答を約す

第一〇回合理化団交は五日午後二時より第一会議室で開かれた。

冒頭、会社は四月二七、三〇日、五月四日に持たれた六坑問題小委員会で、組合から出された質問に答えたいと述べ、事業団の買上の時期、売却の価格など六点にわたって回答をおこなった。

組合は、現在にいたる交渉経過のなかで組合の要求事項並びに対立点を明確にするため、四項目を会社に提示し、さらに細部にわたる七項目の質問を追加して会社回答を求めた。

会社は回答についての検討をするため、別室会議を要求し午後四時七分交渉は中断された。

午後四時四五分団交は再開され、会社は回答をおこなったが、最も基本的な、しかも重要な組合の考えかたなり要求については次回団交で文章をもって回答したいと述べ、細部の質問事項についてのみ回答をおこなった。組合は基本的な精神について双方明確に確認しない限り、早期解決は望めないと、次回団交における誠意ある回答を求めて、午後五時五五分団交を打切った。

小委員会における質問に対する会社回答

一、事業団買上げの時期について

買上申請はおこなっているが、正式には組合の同意書をつけて出すことになっているので、売山の時期は明示できない。

二、売山価格の予想について

事業団の調査結果によって決るので予想出来ないが、他山における例なり将来の評価からいって、一億五千万円から二億円に評価されることを期待している。

三、売却代金について

売却代金は売買契約が締結出来れば支払われるが、金融筋との折衝していないのでわからない。借入金もあるので売却代金を当てにしての融資は期待出来ない。

四、手続中の採掘について

売山手続中、採掘出来るかどうか調査中である。

五、第二会社の場合

貝島の現状から大之浦の負担になるものは極力切離していくことが生きる道である。閉山後地元やその他の人達の希望があり採算がとれる目途があれば、第二会社とすることが考えられる。この場合においても中央大手が行っている第二会社と同じ考え方でなければ、六坑の第二会社として存続していくことはできないと思う。

六、退手、期手の未払に対する支払計画について

目下慎重に検討中であるので、しはらく御猶予願いたい。

組合の要求並びに対立点

一、長期安定計画の前提について

1、この種合理化によって今後解雇をおこなわない。

2、大手並みの労働条件を確保する。

3、退職金の支払計画を明確にする。

以上三点を前提として長期安定計画で考えたい。

二、犠牲平等について

1、非組合員の取扱いについて

2、職員に対する問題も明らかにしてもらいたい。

3、1、2、を基本にした機構改革を考えてもらいたい。

大之浦労組 教宣部

1962.5.8

三、小委員会での対立点について

１、小委員会では六坑の現状から赤字面を如何に解消するかを話合ったが、二七トンの能率で六三六円の赤字が生れてくるといわれたが組合は五九円の黒字を主張している。

２、五三一名を三〇七名に減ずる件については問題として残されている。

３、二七・七トンの可能性について問題点が残っている。

四、長期安定計画に対する問題について、会社の考え方が不明確であり疑問点がある。
六坑の問題と他坑の問題とを同時に話合っていきたい

質問事項

①、有休買上げについて、　②、時差入坑について、　③、賃金について、
④、坑外関係を別会社にする理由について、　⑤、労務日報面よりの依願退職と一般女子職員との関連について、また依願者と労働協約について、　⑥、閉坑又は縮小坑等の説明についてピット等に理由を説明されたい、　⑦、切羽から選炭までというが、再建案に出していない職場別の理由

会社回答

一、二、については次回文書で回答する。

三、六坑問題については小委員会において整理の面で詳細に検討してきたが、組合が出された五九円黒字案については三つの問題でどうにもなりません。
坑木の問題に一例をとると、屯当り三七九円を出していたが、組合は三七一円を出されている。この案でいくと実質三九七円になる。石炭にしても年間四五〇〇トンはどうしても使う。したがって考え方に大きな開きがあり五九円の黒字にはならない。支払倍償については使坑より少ない率に認める。小委員会で二七・七トンの出炭が果して可能かどうかについては技術面上検討していないので、検討していくことはやぶさかでない

四、については副社長は次回回答する。

質問①について、有休買上げを明確にすると三七、五～三八、四月までと訂正願いたい。
買上げ件数はその間の当初買上げとする。

②、時差入坑については、坑内断続業務の巻揚、扇風機、扇風機は八時間の三交替を考えている

③、その他は前回申上げている事と変りない

依願退職は看護婦、交換手は国家試験をとっているのでこの外を依願退職したい。
労働協約については現状規定を準用したい。

⑥、各坑毎の説明は近くおこないたい。

④、坑外関係については、各坑も別会社に移行しつつあるので、当局としてもどうしてもこれを行わない限り経営困難になる。

⑦、切羽から選炭までという考え方で、附属部門については出来るだけ切離したいが、保安事務等でどうしても切離せないものがある。一貫性がないということではない。